令和6年第1回竜王町議会定例会(第4号)

令和6年3月18日 午前9時00分開議 於 議 場

1 議事日程(第4日)

日程第 1 一般質問

一般質問

1	町内に幼児専用の公園を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·山田義明議員
2 –	1 竜王町の能登半島地震復旧・復興支援と地震対策は	·磯部俊男議員
2 –	2 災害対策として万全の備えを	・橘せつ子議員
2 –	3 災害時のボランティア団体への支援は	·内山英作議員
2 –	4 自主防災組織の拡充・強化は	·若井政彦議員
3	Trip Base 道の駅プロジェクトの進捗は	·磯部俊男議員
4	農村下水道の未収使用料は	·中村匡希議員
5	田中地先の地籍調査が完了していない理由は	·中村匡希議員
6	町長の今後の政策と展望は	·中村匡希議員
7	竜王中学生が通う通学路の安全性は	·三宅政仁議員
8	山之上西山地先の感応式信号機の今後は	·三宅政仁議員
9	新小学校に「学校プールを設置はしない」は住民合意の上で	·橘せつ子議員
10	有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)汚染の検査の実施を	·橘せつ子議員
11	中心核整備にかかる財政計画の提示を	・橘せつ子議員
12	保育士等奨学金返還支援制度に町としても支援を	・橘せつ子議員
13	流域治水の推進を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·内山英作議員
14	地域おこし協力隊と今後のあり方は	·内山英作議員
15	雪野山と鏡山でまちのPRを	·内山英作議員
16	健康づくりは、地域で	·内山英作議員
17	企業版ふるさと納税の取組は	·澤田満夫議員
18	IC周辺の機能向上と産業用候補地の関わりは	·澤田満夫議員
19	勘定海路遺跡の保存は	·大橋裕子議員
20	竜王町緊急通報システム事業の課題は	·大橋裕子議員
21	ふるさと納税の分析と今後は	·大橋裕子議員
22	国道8号西横関交差点改良事業の進捗は	·森島芳男議員
23	道路交通環境整備は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·若井政彦議員
24	河川環境整備は	·若井政彦議員
25	中心核整備の将来像は	·若井政彦議員

2 会議に出席した議員(11名)

中村匡希 三 宅 政 仁 1番 2番 3番 井 政彦 橋 裕 子 若 4番 大 橘 せつ子 濹 6番 7番 \blacksquare 湍 夫 部 8番 磯 俊 男 9番 内 山 英 作 芳 男 山 田 義 10番 森 島 11番 明

12番 小西久次

3 会議に欠席した議員(1名)

5番 鎌田勝治

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 西田 秀治 教育委員会教育長 甲津 和寿 副 町 長 杼木 栄司 総務主監 図司 明徳 產業建設主監 住民福祉主監 川嶋 正明 井口 清幸 会 計 管 理 者 寺本 育美 総務 課 長 寺嶋 要 未来創造課長 谷 大太 中心核整備課長 森 徳男 務 課 生活安全課長 税 長 中島 孝之 尚弘 冨田 住 民 課 長 臼井由美子 福 祉 課 長 中原 江理 自立支援課長 健康推進課長 西村 忠晃 野村 博嗣 農業振興課長 富家 和典 商工観光課長 岩田 宏之 建設計画課長 市岡 忠司 上下水道課長 森岡 道友 育 次 長 教育総務課長町田 啓司 知秃 雅仁 生涯学習課長 学校教育課長 安食 敬

5 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 小森久美子 書 記 井村奈緒美

開議 午前9時00分

○議長(小西久次) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は11 人であります。よって、定足数に達していますので、これより令和6年第1回竜 王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第 1 一般質問

〇議長(小西久次) 日程第1 一般質問を行います。

5番、鎌田勝治議員から一般質問の通告がありましたが、本日、欠席届が提出 されたため、会議規則第61条第4項の規定に基づき、鎌田勝治議員の一般質問 は行いません。

それでは、一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、11番、山田義明議員の発言を許します。

11番、山田義明議員。

〇11番(山田義明) 令和6年第1回定例会一般質問。11番、山田義明。

町内に幼児専用の公園を、と題しまして行います。

町内には小さな子どもが安心して遊べる公園がなく、特に幼児が過ごせる公園がないために、近隣の市町へ行かなくてはならないとの声をよく聞きます。かつて、公園の遊具での事故などが話題となり、当町でもこのような公園がなくなったこともあります。

しかし、最近は夫婦の共稼ぎが多いため、休日の天気の良い日の屋外での親子の触れ合う時間は貴重な時間であります。このような時間を町内の公園で過ごせるならば、この方々は、この町で住んでいて良かったと強く感じられると思われます。

ついては、幼児が転んでもけがのない芝生広場とし、子どもたちに合った遊具 がある公園の設置計画はあるのかを伺います。

以上です。

〇議長(小西久次) 西村健康推進課長。

〇健康推進課長(西村忠晃) 山田義明議員の「町内に幼児専用の公園を」の御質問にお答えいたします。

本年度、本町における子育て支援等に関するニーズを把握するため、小学校児 童、中学校生徒のほか、就学前児童の保護者等を対象に「竜王町子育て支援に関 するニーズ調査」を実施いたしました。

就学前児童保護者を対象とした調査項目の中で、「お子さんが平日や休日、こども園や保育園以外でよく遊んでいる場所はどこですか」という問いを設定したところ、「公園」とされた回答が約60%ありました。また、「どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しますか」という問いに対しまして、「こども連れでも気軽に出かけやすく、安心して楽しめる場所を増やしてほしい」といった回答が約80%ありました。そのほか、これまで実施してきた町民を対象とした懇談会等においても、魅力ある公園整備に係る御意見をお聞きしているところです。

現状、町内には地域での公園は存在するものの、子どもの育ち、子育て支援ニーズに対しまして、バリエーション豊かに充分な整備ができているとは考えておりません。このことから、子どもの育ち、子育て支援ニーズに十分に応えられるよう、現在進めている中心核整備の交流・文教ゾーン内に予定している公園整備においても、公園の基本設計、実施設計を進める上で、子どもやその保護者をはじめとして町民の皆様の御意見を反映するように努め、子どもの笑顔が広がりにぎわいある魅力的な公園の整備を進めたく考えます。

以上、山田議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 山田議員。

○11番(山田義明) 先ほども申しましたように、かつて日本では、公園の遊具が故障等によりまして子どもさんが事故を起こすということでテレビでよく話題になりまして、当町でもいろいろと施設もございましたんですが、特に整備が管理されないような遊具が取り外された、そういった経緯もあったと思います。そういったことでは、過去、私も議員をしていたときにも、鵜川にあった遊具等も撤去されたということも思っております。また、そのようなことで、各集落においても実際、遊具が少なくなったんじゃないかなと思います。

このような状況の下、子どもさんとの触れ合いの時期に、お家から出た親子が近くの遊具のある公園と向かわれるわけです。それが他の市町の公園へ出向かれていて、この件については、当町の存在感が薄れているというように強く感じる

ところでございます。住み良い、暮らしやすいまちが、このようなことで良いの かなということで質問したところでございます。

では、どのような場所に出向かれているのかなと尋ねますと、近くの東近江市の布施公園か、あるいは近江八幡市の竹町にある焼却場の近くの児童遊園地というんですか、そこへ出向かれておりまして、出るのが何となく敷居が高いなというような感じで言われていました。我が町では、税金も払っているということもあるしなって言われまして、何となく寂しいような気持ちになったところでございます。

特に幼児の頃の触れ合いは、子どもさんも可愛くて、親子の触れ合いが大事なときなので、親としてもこの町の存在が強く思われる時期であり、町の公園の存在意義が強く、重く感じられるときと感じました。

前述の公園は、非常に解放感にもあふれ見通しも良いと、また、遊具もそれなりに大きく管理しやすい遊具であったなというように思っております。当町でも、もし可能なら、こういう幼児が安心して遊べる公園を、日当たりもよく、風当りも少なく、樹木は茂みのない見通しの良い木だと良いんですが、つつじ等ですとやっぱり茂みという格好で、いろんなところで話題も生まれてきやすいんで、こんなことではちょっとなと私自身も思っておりました。

また、芝生が非常に好まれるということでございます。また、公園の周辺についてはフェンスで囲ってもらって、トイレ等も必ず設置をお願いしたいということでございました。

行って、見て、これが竜王町の幼児向け公園なら町民税を支払っても納得だと、この世代の方たちに思わせる公園に非常に期待したいと思いますが、今のところ 懇談会等で検討されているということで、これからぜひともそういうことについ て、どういう会議等を予定されているのか聞きたいなと思います。

以上です。

- **〇議長(小西久次)** 西村健康推進課長。
- **〇健康推進課長(西村忠晃)** 山田義明議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃっていただいたとおり、自然であったりとか、児童が直接体験できるような、実体験が感じられるような公園というものが、非常に子どもの育ちにとっても、それから、親子の触れ合いにとっても大変重要な機会になるのかなというふうに考えておるところでございます。

ただ、子どもの育ちに関するところに関しましては、特に公園に限っての会議

とかいうところは持っておりませんでして、現在、子ども未来会議がございますけれども、その中で自治体子ども計画を現在策定する予定をしておりまして、来年度も取り組んでいくところなんですが、そういった会議の場を通じて、どういったものが子どもにとって、今竜王町にとって必要な環境であるのかといったあたりも、議論を交わす中で詰めていきたいなというところでございます。

以上、再質問の回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 山田議員。
- **〇11番(山田義明)** 今のところは進行中ということでございますが、これらの 親御さんの声をよく聴いていただいて、やっぱり住んで良かった竜王町というこ とでしてもらえたらありがたいなと思います。

これをもちまして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(小西久次) 次に、8番、磯部俊男議員の発言を許します。
 8番、磯部俊男議員。
- **〇8番(磯部俊男)** 令和6年第1回定例会一般質問。

竜王町の能登半島地震復旧・復興支援と地震対策は、でお願いいたします。 まずは、このたび、能登半島地震によりお亡くなりになった方々へのお悔やみ と被害に遭われた多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さらに、今なお、石川県内での長期間にわたる断水状態並びに避難生活により、 御不自由な生活をなされている多くの方々の一日も早い元の生活に戻れることを お祈り申し上げます。

滋賀県は今回、災害支援地を石川県能登町と定め、災害復旧支援に取り組まれています。

このことから、竜王町における支援等について伺います。

- 1、能登町における今回の地震災害の状況は。
- 2、町の震災復旧に係る支援体制、取組は。
- 3、今後の能登半島地震災害への支援計画、対応は。

お願いします。

- **〇議長(小西久次)** 続いて、6番、橘せつ子議員の発言を許します。
- **〇6番(橘せつ子)** 災害対策として万全の備えを。

甚大な被害を出した能登半島地震により、多くの方が避難所生活を余儀なくされ、生活再建も大変な状況にあります。報道では、初動の対応が遅れ犠牲者が増えたこと、避難所でも生活に必要な物資が不足し、特に水の確保が大変だったこ

と、トイレの問題、また、避難所でのプライバシー保護もない雑魚寝状態の避難 など、問題が挙げられています。

そうした中、新聞に県内自治体の避難所運営に必要な設備の整備状況が掲載され、滋賀民報2月4日付です。竜王町の整備状況欄を見るとあまりに少ないように思われました。

そこで、次の点についてお伺いします。

- 1、昨年、防災計画の見直しがされていますが、今回の震災を受けて町として考えられる課題は。
- 2、当面の避難所運営に必要な設備の補充、拡充等についての考えは。例えば、テントやパーティション(間仕切)、簡易ベッド、簡易トイレ等の備えはどうなのでしょう。
- 3、企業との連携、協力要請もされているとのことですが、具体的にはどのように把握されているのでしょうか。
- 4、現在、上水道は県水のみで賄っておりますが、今回の災害等を考えると独 自水源の確保は絶対に必要だと思われますが、町の考えをお伺いいたします。
- ○議長(小西久次) 続いて、9番、内山英作議員の発言を許します。
- **〇9番(内山英作)** 令和6年第1回定例会一般質問。9番、内山英作。

災害時のボランティア団体への支援は。

令和6年1月1日、能登半島で大地震が発生しました。本町からも水道関係、 罹災証明書等発行事務などに職員が派遣されました。また以前、1997年、日 本海沖でロシア船籍タンカー ナホトカ号重油流出事故や2004年台風の影響 での大雨により豊岡市の円山川が決壊したときに、本町からボランティアが出動 しましたが、今回の地震に対して、町内のボランティア団体からの協力の申出が あった場合、支援をしていく考えはあるのか。

反対に、町内で災害が発生したとき、ボランティアの受入れ体制はどのように なっているのか。

この2点についてお伺いします。

- ○議長(小西久次) 続いて、3番、若井政彦議員の発言を許します。
- **〇3番(若井政彦)** 自主防災組織の拡充・強化は、ということで質問させていた だきます。

本年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、地形的なこともあり、ライフラインの確保や避難所開設、運営などにおいて多くの課題や教訓が明らかと

なりました。このことから、現在想定されています南海トラフ地震などへの不安 や危惧は、これまで以上に高まると考えられます。

そこで、地域防災力の向上に向けた自主防災組織の拡充・強化についての考えを伺います。

○議長(小西久次) 次に、磯部俊男議員、橘せつ子議員、内山英作議員、若井政 彦議員の質問に対し、一括して回答を求めます。

冨田生活安全課長。

〇生活安全課長(冨田尚弘) 磯部俊男議員の「竜王町の能登半島地震復旧・復興 支援と地震対策は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「能登町における今回の地震災害の状況は」の御質問についてですが、能登町の地震災害の状況については、内閣府より発表されている3月8日時点の情報に基づき、回答させていただきます。

能登町においては、最大震度6強を記録しており、地震による死者数は8名、 火災1件、水道の断水約2,850戸、電力はおおむね全域で復旧、ガスもおおむね供給が再開、携帯電話等の電波も復旧しております。その他被害状況等については、能登町単体では公表されておりませんので、石川県全体での公表されている被害状況では、負傷者数1,188人、また、津波による浸水被害が190~クタール確認されており、床上浸水6棟、床下浸水5棟となっています。住家被害については全壊7,722棟、半壊1万502棟、一部損壊3万2,463棟となっております。

続きまして、2点目の「町の震災復旧に係る支援体制、取組は」の御質問についてですが、本町の支援体制としては、主に被災自治体からの派遣要請を取りまとめる滋賀県や日本水道協会滋賀県支部からの派遣依頼に応える形で、1月19日からの住家被害認定調査業務支援を皮切りに、現在までに17名の職員を能登町に派遣し、支援を行っております。

派遣業務の内訳として、住家被害認定調査業務に4名、避難所運営支援業務に2名、住家公費解体等受付業務に1名、応急給水活動に8名、下水管渠被害調査業務に2名となっております。

3点目の「今後の能登半島地震災害への支援計画、対応は」の御質問についてですが、今後の能登半島地震災害への支援として、引き続き滋賀県等からの派遣依頼に応えながら、できる限りの人的支援を継続していくだけでなく、派遣に限らず様々な支援についても、滋賀県等からの要請に応えていくことを考えており

ます。

以上、磯部議員への回答といたします。

続きまして、橘せつ子議員の「災害対策として万全の備えを」の御質問のうち、 私からは、1点目から3点目までについてお答えいたします。

まず、1点目の「昨年、防災計画の見直しがされているが、今回の震災を受けて町として考えられる課題は」の御質問についてですが、今回の震災に係る課題は多岐にわたると考えられますが、現在、本町の職員を能登町に派遣し、住家被害認定調査業務等の支援を行っているところですが、派遣した職員から、全壊した多くの建物が耐震化されていない木造建築物であったと報告を受けていることから、建築物の耐震化が一つの課題と考えているところです。

続きまして、2点目の御質問ですが、本町の避難所運営に係る備蓄につきましては、平成25年度に実施いたしました防災アセスメント基礎及び詳細調査による最大避難者数に基づき備蓄を進めております。最大避難者数につきましては、風水害においては、100年に一度の大雨に河川が氾濫した場合で3,056人を想定しており、地震においては、発生する頻度や被害規模を考慮し、南海トラフを起因とする最大震度6強の地震による最大避難者数として2,201人を想定しております。このことから、先の最大避難者数のうち風水害における3,056人を基本とし備蓄を行っております。

御質問の簡易テント、パーティション、段ボールベッド、簡易トイレの備えですが、現在、簡易テントが60張、パーティションが3組、段ボールベットが6個、簡易トイレが30セット備蓄しております。現在の備蓄数は、十分であるとは言えませんが、避難者設備については、国等からのプッシュ支援による支援物資の活用や民間企業との災害応援協定に基づく物資支援によって調達することも可能であることから、これらのことを踏まえ、今後、派遣した職員からのフィードバックや支援物資の調達による補充等を考慮し、被害想定を見据えた十分な備蓄数の確保に努めます。

3点目の御質問についてですが、災害時に必要な物資の調達等の支援の協力を 迅速に機能するよう、企業、関係機関と物資調達、災害応急復旧、応急給水、医 療救護などの支援内容で、現在42の協定を締結しており、その内容について協 定先、支援内容などを一覧表に取りまとめ、災害時の際に活用ができるように整 理しております。

今後においても、民間企業等との連携については可能性を調査し、積極的に協

定を締結していくなど、協力体制を構築していくことを申し上げ、橘議員への回答といたします。

- 〇議長(小西久次) 森岡上下水道課長。
- **〇上下水道課長(森岡道友)** 続きまして、橘せつ子議員の「災害対策として万全 の備えを」の御質問のうち、私から4点目についてお答えいたします。

本町の水道事業は、湖南水道用水供給事業、いわゆる県水を受水し、町内に給水しておりますことから、大規模地震においては、県水からの受水が止まるとライフラインとなる飲料水の確保ができなくなります。このことから、滋賀県企業庁においては、浄水場の耐震化について着手され、本年度には吉川浄水場耐震化対策建設工事が完了したところであり、施設や送水管についても地震等に対応できるよう更新が進められているところです。

本町においても主要な管路について順次更新している状況であり、山中配水池 や薬師配水池では、緊急時に配水を自動的に閉める装置を整備し、配水管が破損 し大量に漏水したときの被害を最小限に抑えるよう努めております。

災害時の応急給水として、竜王町地域防災計画において最低1人当たり3リットル、2日程度に相当する飲料水を確保することとしておりますが、配水池の配水を止め、いわゆる水がめとして使用することで、1週間程度の飲料水は確保できる状況でございます。

一方、西横関水源については、人口の減少傾向に伴い給水人口も減少傾向にあることや、利用者の節水意識の向上などに伴い給水量も減少傾向にあることから、 竜王町水道事業ビジョンにおいて、当面の間、整備は行わないこととしております。

また、上下水道事業運営委員会において、水源地を再構築した場合の費用から 水道事業経営を考えると再構築するべきではないとの御意見をいただいていると ころであり、再構築につきましては、竜王町水道事業ビジョンに記載しておりま す方針のとおりでございます。

以上、橘議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 中原福祉課長。
- ○福祉課長(中原江理) 続きまして、内山英作議員の「災害時のボランティア団体への支援は」の御質問にお答えいたします。

1点目の能登半島地震に対し、町内のボランティア団体から協力の申出があった場合の支援につきまして回答いたします。

能登半島で被災された市町の災害ボランティアセンターでは、徐々にボランティアの受入れが進んでいますが、依然として見通しが立ちにくい状況にあります。 現時点では、竜王町の団体からボランティア協力の申出はありませんが、協力の申出があった際には、ボランティア活動支援を業務とする町社会福祉協議会と共に検討してまいりたいと考えます。

次に、2点目の町内での災害が発生したときのボランティアの受入れ体制について回答いたします。

災害ボランティアセンターの開設、運営につきましては、町社会福祉協議会と協定を締結しており、災害発生時には町社会福祉協議会が中心となって開設、運営を行うこととなります。大規模な災害では、重機等の資機材や高度なスキルを持ったボランティアの方を広く募集することも想定されるため、滋賀県社会福祉協議会と町社会福祉協議会との連携により、ボランティアを受け入れることとなります。また、町社会福祉協議会におきましても、能登半島の被災自治体へ職員を派遣中で、実際の災害ボランティアセンターの業務を学び、本町の体制強化を進めていくところであります。

来る災害を見据えて、今回の能登半島地震の教訓から、町社会福祉協議会、関係機関・団体、ボランティアとの連携、協力体制の確立を図り、平時からの支え合いの準備も進めていきたいと考えます。

以上、内山議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- **〇生活安全課長(冨田尚弘)** 続きまして、若井政彦議員の「自主防災組織の拡 充・強化は」の御質問についてお答えいたします。

まず、自主防災組織についてですが、防災の三助である「自助」、「共助」、「公助」の中で主に「共助」の位置づけが強いものでございます。本町の自主防災組織においては、多くは自治会組織が中心となり組織されているものが多く、ほとんどの自治会がおおむね年1回以上、主に避難訓練や応急救助訓練など、災害時の対応をメインとした自主防災訓練を実施していただいているところであり、訓練を通して地域防災力向上に寄与されております。このことから、町としましても、引き続き各自主防災組織におかれては、訓練や研修を実施していただき、地域レベルで防災意識の向上に努めていただきたいと考えております。

また、今般の能登半島地震においては、避難所運営については、発災後から自 治体職員による運営となり、避難所に職員が張りつかなければいけない状況とな っており、その後の復旧業務に自治体職員のマンパワーを割くことができない状況が課題となっております。本町についても、実際に石川県能登町に災害支援派遣を行う中で、避難所運営支援にも職員が従事し、携わった業務が避難所のトイレ掃除の補助や食事の配膳、物品の整理や配布などといった業務であり、ある程度、避難者自らが行うこともできる内容でありました。このことから、「公助」を活かすためにも、行政と自主防災組織等を含めた組織が自主的な避難所を運営することによる「共助」の取組が重要と考えております。

本町においても、自主防災組織が避難所運営をするために日頃から研修や避難 所運営訓練を行うなど、さらにステップアップした防災の取組を今後は行ってま いりたいと考えております。また、地域防災計画についても、能登半島地震の教 訓を反映した自主防災組織を巻き込んだ避難所運営の在り方を位置づけていきた いと考えております。

以上、若井議員への回答といたします。

- ○議長(小西久次) 続いて、8番、磯部俊男議員の質問を認めます。
- ○8番(磯部俊男) それでは、再質問でお願いしたいと思います。

まずは、早々に災害復旧に赴かれ、被災地での支援業務に御苦労いただき、過酷な環境の中で御努力いただきました職員の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

今回の能登半島地震における能登半島ならではの地理的条件から、迅速な人命 救助、緊急支援体制・活動等において多くの困難が極めたことが報道されており ます。このことは、能登半島地域における今後の復旧・復興に困難性が推察され ますことから、竜王町においても長期間での被害者支援が求められることになる と推定します。町としてもできる限りの人的支援等を含めた復旧支援をお願いし たいと思います。

それでは、能登半島地震における、先ほど回答もあったんですけれども併せて、 我が町の令和5年8月に制定されました、地域防災計画における災害予防計画に おける人命の確保からの住宅耐震化対策と、日常生活のための水道給水体制の確 保について伺います。

- 1、町の防災機能の強化と建築物の安全化対策、竜王町建築物耐震化改修計画の見直しはどのようなことを考えているか。
- 2、上下水道施設災害予防対策として、水道施設の耐震化、配水管の耐震化計画の見直しについてお伺いします。

お願いします。

- **〇議長(小西久次)** 市岡建設計画課長。
- **〇建設計画課長(市岡忠司)** 磯部議員の再質問にお答えいたします。

竜王町建築物耐震改修計画の見直しについてどうかということでございます。

竜王町の建築物耐震改修促進計画につきましては、滋賀県が県の計画のほうを令和3年3月に時点修正を行っておりまして、それを踏まえまして、法改正の内容ですとか、県計画との整合性を図るということで、本町におきましては令和5年3月に見直しをさせていただいております。

計画の目的といたしましては、町内の既存建築物の耐震性能の確保を図るということと、耐震診断、またその結果に基づきます耐震改修を促進するということで、既存建築物の耐震性能の向上を図って、今後予想されます地震災害に対しまして町民の生命・財産を守るということでございます。

現状、令和4年度時点ではございますけれども、本町の耐震化率としましては 74.3%ということになっておりまして、この本町の計画の見直し策定後の新 たな取組といたしましては、令和5年度からは耐震対策に係ります周知チラシの 配布ということで、固定資産税の納税通知書に同封させていただきまして、住宅 所有者のほうに対しまして啓発を行わせていただいております。

それと、令和6年度からですけれども、耐震改修工事に係ります補助金の増額をさせていただく予定をしておりまして、これまでは工事費の23%、上限としまして83万8,000円でございましたものを、令和6年度からは工事費の80%まで引上げをさせていただき上限100万円ということで、国の交付金も活用させていただきまして、補助金の上限額と補助率を引き上げることによりまして、耐震改修の個人としての負担の軽減を図らせていただいて、耐震化の支援なり、普及なりの取組をさせていただきたいということで考えております。

以上、磯部議員の再質問の御回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 森岡上下水道課長。
- **〇上下水道課長(森岡道友)** 磯部議員の再質問にお答えいたします。

上下水道施設の災害予防対策、耐震化計画の見直しというところでございます。 まずは、上水道につきましては、水道施設といたしまして配水池がございます。 山中配水池及び薬師配水池、こちらにつきましては耐震化が完了しているという ところでございます。管路につきましては、災害時においても可能な限り給水義 務を果たすために、基幹管路につきまして、管路更新計画に基づき耐震化への布 設替え工事を順次行っているところでございます。

なお、この管路更新計画につきましては、令和6年度及び令和7年度の2か年をかけまして竜王町水道事業ビジョン、また、竜王町水道事業経営戦略の改定を予定しておりますので、この中で見直しを行ってまいりたいというように考えているところでございます。

次に下水道につきまして、まず、農業集落排水施設の処理場につきましては、 令和8年度をめどに公共下水道へ接続するよう、現在進めているところでございます。公共下水道につきましては、ストックマネジメント計画を策定しておりまして、腐食環境下につきましては5年に一度、そして、一般環境下のところにつきましては10年に一度、それぞれテレビカメラ調査などを実施しておりまして、修繕が必要なところは修繕計画を立てた後に修繕を行ってまいるというところでございます。この修繕によりまして老朽化対策、また、施設の長寿命化を図るとともに、地震に伴います被害を低減させるということにしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

- 〇議長(小西久次) 磯部議員。
- **〇8番(磯部俊男)** 前向きに取り組んでいただきますように、心からお願い申し上げたいと思います。

再々質問になります。

私は、29年前の1995年1月17日、神戸淡路大震災の災害者支援に1週間参りました。神戸市灘区でありましたけれども、災害による大混乱、家屋等の崩壊、断水等を実際に体験し、天災での巨大な地震の悲惨さを現地に赴き感じました。今回、行っておられる方々も、決して視察ではないので、支援策だと思うので、その全てを見ることはできませんけれども、その被害の想定するものが現実に目で見ると、その今後の必要性についてもしっかりと感じられたのではないかなと思います。

先の回答にありましたけれども、過日、NHKだったと思いますけれども、能登半島沿岸部で200人ほどの集落がありまして、今回津波も来たんですけれども、実施されている地域の防災訓練において、事あるときは高台にということをやっておられたそうです。今回、共に200人が全てその避難地に避難されていたということを伺いました。改めて住民一人一人の防災への意識の大切さというのを感じております。また若井議員のほうからもあるかと思いますけれども、よ

ろしくお願いしたいと思います。

起こるべくしてあろう災害に対して、できる限り命を守り、生活を確保するためには、今できることをしなければならないことに対して、備えを怠らないことが極めて重要であると考え、意見を述べておきます。

以上で、質問を終わらせていただきたいと思います。

- ○議長(小西久次) 続いて、6番、橘せつ子議員の質問を認めます。
- **〇6番(橘せつ子)** 再質問をさせていただきます。

コロナ禍以降、県のガイドラインに沿って市町が感染防止やプライバシーに配慮した避難所運営ということで、資材の備蓄などを進めてこられたと思うんですけれども、それに即しまして今、回答いただきましたところによりますと、大雨の洪水等で風水害によって3,056人を想定しているというふうなことも避難者の数として挙げられているわけなんですけれども、そうした場合、この回答によりますと、テント、パーティションとか3組とかいう感じでしたので、段ボールベッドも6個、簡易トイレは30セットというふうに回答いただいているんですけれども、ちょっとあまりにも少ないのではないかというふうに思うわけです。すぐに対応ができるのかどうかというのもすごく不安に感じているわけなんですけれども、その辺は今後、今年、来年度、次年度と2年、3年の計画で備蓄を増やしていくというふうなことは、どういうふうに計画的に進められる予定かというところをお伺いしたいのと、基本的に差し当たってどのくらいの数が今の避難者にしたら必要かというところを考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- **〇生活安全課長(冨田尚弘)** 橘議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、備蓄品、特にパーティション等々を含めての備品についての、 あまりにも少ないのではないかという御質問でございますが、最初にお答えいた しましたとおり、数は少ないんですけれども、国からのプッシュ型支援というこ とで、いわゆる大規模地震等が起きた場合におきまして、制度として国が被災都 道府県また市町に、具体的な要請が持たない中でも、避難者への支援を中心に必 要不可欠と見込まれる物資につきまして調達して、被災地の物資を緊急輸送する という制度がございます。

今回の石川県能登町におかれましても、この制度を基にしながらいろいろな物 資がいろんなところから送られてきたということもあります。そうしたこともあ りますので、そういった制度をいかに活かすか、また、これも最初の回答でもお答えいたしましたように、企業等々の協定に基づきながら必要な物資についての 支援ということも含めて、今後も対応等を考えていきたいと思います。

また、数等につきましてですけれども、今はどれくらいの必要なものが必要かという2問目の御回答ですけれども、まずは毛布ですが、1人当たり1枚としての整備ということで、3,056人に対しまして1枚ということで約3,100枚、また生理用品につきましても、これも1人当たり6枚として3日分の整備ということで約3,500枚、また紙おむつですけれども、これは大人用・子ども用とありますが、1人当たり大人の場合6枚として3日分で3,348枚、子ども、いわゆる新生児用でございますが、1人当たり8枚として3日分で1,620枚、また乳幼児につきましても、1人1日当たり8枚として3日分4,066枚等、備蓄をしているところでございます。

今後におきましても、この備蓄の数につきましては再度、内部等で検討し、また、先ほど言いましたプッシュ型支援等の制度をどう活かしながら適正な備蓄の数につきまして検討し、今後において災害に備えていきたいと、また、それに備えながら努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、橘議員の回答といたします。

〇議長(小西久次) 橘議員。

○6番(橘せつ子) 御回答いただいたんですけれども、私は特にパーティションとか段ボールベッドなどにつきましては、これはあまりにも少ないというふうに思っておりまして、すぐに備蓄する方向で考えていただきたいなと思うんですけれども、やっぱり計画的に来年の予算の中で確保していくというふうなことを考えていただきたいと思うんです。

なぜかというと、もし大規模災害になったときには、竜王町だけではなくて、この近辺の市町村も全部がそれなりの被害を被ると思いますので、そういったときにプッシュ型というふうな形で支援を、民間企業さんの協力によって調達するというふうなことをおっしゃられているんですけれども、基本的にはやっぱり最小限の備蓄というのは私は必要じゃないかというふうに思っておりますので、その辺は今後も十分に検討いただきたいと思います。

最後に、避難場所の、特に体育館とかの空調設備についての今後の予定というか、そういうようなことについてどういうふうに考えていただいているか、その辺をちょっとお聞きして終わりたいと思います。

- 〇議長(小西久次) 杼木副町長。
- ○副町長(杼木栄司) 橘議員の再々質問で、今後の避難所、特に体育館の在り方ということで、やはり各施設の体育館を広域避難所として今も指定しておりまして、特に竜王小学校の新設に係っては、そういったことの観点も踏まえて、そういった機能配備をということでもう既に検討させてもらっておるところでございます。

また、その新小学校の1階部分については、先ほどいろいろと御心配いただいている方たちの避難所ということで特別教室が利用できないか、そういった考え方を持って今進めておりますので、そのことも踏まえながら今後、他の広域避難施設につきましても、どういった形でそういう配慮をさせてもらうのが良いのかというのはしっかりと具体的に検討を今後進めてまいりたいというのが現在の気持ちでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- ○議長(小西久次) 続いて、9番、内山英作議員の質問を認めます。
- **〇9番(内山英作)** ボランティア団体への支援ということでお伺いさせていただきました。

まず、先ほど磯部議員のところでもあったんですけれども、阪神・淡路大震災が発災して29年になるわけです。当時、1995年が「ボランティア元年」ということで、もう29年もたちますと、もう日本中ボランティアが当たり前になってきたような感じを今しております。そういったことで今後、ますますボランティア活動というのは重要になってくるように感じさせていただきました。

災害については、全国のいつどこで発生するか分かりません。自分自身の問題、 我が町自身の大きな課題であります。地震だけじゃなくて、土石流の災害、また、 水害対策もこれから非常に大事になってくるわけですけれども、回答いただいた 中で再質問させていただきます。

ボランティア協力の申出があった団体については、町の社会福祉協議会と検討 してまいりたいということでございます。

それからもう一つ、能登半島地震の教訓から、町社会福祉協議会、関係機関・ 団体、ボランティアとの連携、協力体制の確立を図り、平時からの支え合いの準 備を進めていきたいということでございます。

この回答に対して何点か質問させていただきます。

まず1点目が、先ほども質問で申し上げましたけれども、以前、ナホトカ号の 重油流出事故とか円山川の大水害のときでも、町のほうから確か交通手段として バスとか支援をいただいたような気がしております。そういった支援の方向性は 今後も変わらないのかどうかが、まず1点。

それから、何ぼボランティアといっても、遠いところですとやはり多額の交通 費、燃料代等が必要になってくると思うんですけれども、その辺の支援はどう考 えておられるのかというのが2点目です。

それから、ボランティアに行ってけがをしていてはどうにもなりませんので、これは全国どこでも共通になっていると思うんですけれども、まずボランティア保険に加入するということが前提になっていると思うんです。こういったボランティア保険の費用をどのように支援していただくかというのが、3点目でございます。

それから、財政的な支援の1つとして、ある市町では、ボランティアの推進条例というのを町でつくって、いろんな機会ごとに平時からこの団体に対しての情報の提供とか、交流の促進とか、学習機会の提供とか、組織の把握及び支援をしていくとかしてから、基金を設置してこういった財政的支援をしていくということで条例をつくって、町を挙げてボランティアの活動の推進に努めているところがあります。これは今後予想される南海トラフ地震への対応ということで、三重県のある市町でございますので、参考までにお知らせさせていただきたいと思います。

それからあと一点、今後は逆に竜王町へ、この近隣で能登半島規模の大きな地震があった場合の受入れ体制ということで、先ほど回答があったんですけれども、滋賀県の各市町を聞いてますと、多くの市町で受援計画というのをつくっておられるかですけれども、竜王町の場合はそういった受援計画をつくっておられるかどうかということでお伺いしたいと思います。

以上です。

- **〇議長(小西久次)** 中原福祉課長。
- ○福祉課長(中原江理) 内山英作議員の再質問にお答えいたします。

1点目の支援の方向性、団体のボランティアさんに対する支援の方向性ということで御質問いただきました。

議員の通告書のとおり、1997年の重油災害の有志ボランティアさんの会や、また、2004年の社会福祉協議会事務局として募集された、豊岡市への水害の際のボランティア派遣等ございましたけれども、有志を中心に個人、団体、いろんな会社の方が活動を実施していただきました。その際にも町のバスを出してい

るような状況なんですけれども、町のバスにつきましても、実際にボランティア派遣があった場合には検討してまいりたいとも思いますし、それ以外にもボランティア募集の呼びかけ、また資機材の提供など、被災地のインフラ等の被害状況によりまして、またボランティアの応募状況などそれぞれの情報を社協さんとも共有しながら、ボランティアさんが活動しやすい環境ということを整えていきたいというふうに考えております。

また、費用的な負担についての御質問を2点目にいただきました。

費用につきましてですけれども、現在、町として費用をどのように出すかというふうなことを検討はしておりませんが、今後、ボランティア保険につきましても、今回の能登半島地震に際しても数名の方がボランティア登録に、保険の手続に社会福祉協議会のほうに来ていただいているというふうに伺っております。それらの費用につきましては、社協の善意銀行等の費用もございますし、今後の費用負担の在り方については、社協さんと共に検討してまいりたいというふうに考えます。

また、ボランティアの推進条例につきましては、今はそういった計画、協議等は十分にはしておりませんけれども、議員から御意見いただきましたことを参考に検討してまいりたいというふうに思っております。

最後の受援計画につきましては、現在のところ、実際には具体的な計画として お示しできるようなものは作成しておりません。ただ、実際のところ、滋賀県は 災害の少ないところでありまして、私たち職員も、また社協の職員も共に、災害 ボランティアセンターの開設・運営等の経験が大変少ない現状がございます。今 回、社協の職員さんが被災地支援に行かれているというふうな経験も基に、3月 にはボランティアセンターの設置・運営訓練を予定されています。

これらの積み重ねの中で、やはり受援力でありましたり、ボランティアの登録 でありましたり、そういったことを具体的に検討を加えていくことができればと いうふうに考えております。

以上、内山英作議員の再質問への回答とさせていただきます。

- 〇議長(小西久次) 内山議員。
- **〇9番(内山英作)** 再々質問をさせていただきます。

災害に対する備えというのは、回答にもあったように、平時からの準備が一番 大切だということでございます。そしてまた、ボランティアが日常化しておりま す。そういったことから、町長にお伺いしたいんですけど、ボランティア活動を 推進していく中で今後、どのように町として活動を推進して、町民みんなのもの にしていくためにはどのように考えておられるか、その1点をお伺いしたいと思 います。

- **〇議長(小西久次)** 西田町長。
- **〇町長(西田秀治)** 内山議員の再々質問にお答えしたいと思います。

私は常々、安心安全のまちづくりということを皆さんにもお話をしております。 もちろん災害時の対応もそうですけれども、地震とか天災、これはもちろん防御 するというのは非常に難しいところがありますけれども、竜王町の場合、一番大 きな河川の問題、河川の大きな被害が出ないような対策、河川の改修等々の取組 を進めていくと。また、万が一起こったときの、今お話に出ている災害対応につ いても、やはり安心安全の観点で必要な取組を進めていきたいというふうに思っ ています。

今ほどもいろんな御意見もいただきましたので、担当課で今、新しい条例とかいろんなことも含めて十分決定し切れていない部分もありますので、阪神・淡路大震災、東日本大震災、また今の能登の問題、大雨による河川改修、こういうことも含めて総合的に考えてまいりたいと、いかに町の安全、町民の皆さんの安全安心を守っていくかというのが極めて一番大きな課題だろうというふうに思っていますので、その一端として今のボランティア等々の取組についても検討し、進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上です。

- **○議長(小西久次)** 続いて、3番、若井政彦議員の質問を認めます。
- ○3番(若井政彦) 御案内のとおり、自主防災組織といいますのは、先ほどもございました29年前の阪神・淡路大震災を契機として、それこそ全国的に機運が高まったということだったというふうに思います。これは、阪神・淡路大震災では、救出された人の8割以上が近所や家族、その地域の人によって助け出されたということが一つあったんだということで言われております。そういった意味で、地域防災組織の充実・強化ということで再質問させていただきます。

近年におけます日本の災害から、いろいろと指摘されています。一つは、やっぱり日本の防災は行政に依存し過ぎているということが言われています。そして、様々な分野での情報待ちでありますとか、危険があっても行政からの指示がなかったら動かないと、こういうふうな風潮があるということが言われております。

そして、いろいろ想定をするわけですが、その想定にはとらわれるなというこ

とです。人がつくった想定でありますが、それにとらわれてはいけないということが言われています。

そして、豪雨や地震、津波など、それ以上の敵はおのれであるというふうに言われています。さらにまた、最善を尽くすとはどういうことかと。これ以上のことはできないという、それが最善を尽くすということだと言われています。結局は、自分の命は自分で守りましょうということが基本だと思っています。

防災計画とか防災対策につきましては、ちょっと露骨な言葉になりますが、「住民を死なせない」という観点、これが大事だということで、そのためには、「生き残るためのものになっているのか」、「生き残るものになっているのか」、こういった視点が大事ではないかなということが言われています。

そんな指摘がいろいろとされているわけでございますが、結果的にはやっぱり 災害が起こったら、あるいは被害が出たらどうするのか、何をするのか、こうい うふうなところが焦点となって、どちらかというと現実的には対処療法的にとい いますか、そういうふうなことになっているんじゃないかなというふうに言われ ています。それこそ、先ほど申し上げましたが、死なないために、被害に遭わな いために減災への構え、備え、これにやっぱり力点を置くべきではないかなとい うことが言われていました。そういった取組が必要じゃないかということだと思 います。

防災の行政への依存体質を変えていく、これが重要な一つの視点ではないかな ということが言われているところであります。

そういった意味で、町内各自治会にといいますか、32集落にそれぞれ自主防 災組織があるというふうに思いますが、ややもすると、それぞれの自主防災組織 に温度差があるんじゃないかなというふうなことを思うところであります。

一つには、役員さんが1年交代で、組織としてはあるんだけれどもなかなか機能しない、そういったことがあるんではないかなというふうに思います。そのために活動が広がらない、そういった課題を抱えているんじゃないかなと、例年どおりの何月の防災訓練をやってというふうな、そういう事業消化型になっているんではないかなというふうな危惧が私自身しております。そういった意味で、町内の自主防災組織の実態といいますか、現実がどうなっているのかというのはやっぱり行政としても詳しく把握する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、各自主防災組織の水準という言い方はちょっとおかしいで

すが、一定水準まで、どこの地域も同じ水準まで上がってきて活動する、そのことが竜王町の地域防災力の向上につながるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった意味では、実態調査みたいなのをやっていただくといいますか、そういったことで現実を知るというふうな取組が必要じゃないかというふうに思います。その辺の考えについて伺いたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- **〇生活安全課長(冨田尚弘)** 若井議員の再質問にお答えいたします。

今現在、32集落それぞれに自主防災組織というものが立ち上がっております。 議員の御指摘のとおり、活発に年数回に分けて訓練をされているところ、また、 年1回で訓練を終えているところ、その内容については様々でございます。

そうは言いつつも、それぞれの自主防災組織におきまして、自らの命は自ら守るという意識を持った中におきまして、避難場所や避難路の確認、災害に備えた水・食料品の非常持ち出しの準備等の確認等、集落において実施されているところでございます。また、避難訓練におきましても、地域での避難時の呼びかけや避難が難しい方へのサポートなどの災害時の支え合いの仕組みづくりを進めている地域もございます。

そうは言いつつも、じゃあ32集落全体を把握しているのかというところにつきましては、それぞれの自主防災組織、自治会から、こういった訓練等をする、こういった内容についた実施した、またこういった課題があるというような報告を受けております。しかしながら、具体的なそれぞれの自主防災組織における実情に応じた形での課題というところまでの聞き取りができていないというのも実態でございます。

そういったところの把握につきまして、今後において、今回の能登の地震、実際に派遣に行っていただいている職員からのフィードバック等につきましても、やはりそれぞれの集落における「共助」というのが重要であるということも聞いております。そういったところを踏まえながら再度、自主防災組織を抱えている自治会に対しまして、聞き取り等の内容について今後検討し、進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、若井議員の回答とさせていただきます。

- **○副町長(杼木栄司)** 若井議員の再質問に、私のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

既に生活安全課長が申し上げておりますように、町職員のほうも県の要請を受けて現地のほうに入らせてもらっております。いろんな報告をいただいております。能登も10年前に地震があったものの、今回のようなことについて行政も地域も十分に備えていたのかなというと、自分事にはひょっとしてなっていなかったのかなという感想をいただいてきたと言っているような職員もございますので、しっかりとまずは現地で、現場で見てきた中での避難体制とか、援助体制とか、そういったことについてまず行政としてしっかりと把握・分析をしたいと思います。

過日の2月に区長会がございまして、区長会の中でも能登半島のほうの話につきまして、いろんな観点から町の中で、各地域での防災力のバランスも含めているんな意見がございました。

特にその中では、やはり能登へ行った町職員の声をしっかりと地域の防災訓練とか研修にも活かしてもらったほうが一番良いのではないかなというようなこともございましたので、それも踏まえまして、新年度に入りましたら区長会もございますし、そういった中でもしっかりと次のステップを考えていきたいと思います。

自主防災につきまして、私も地域のほうでいろいろそれなりの役も当たりますので、やはり地域によってバランスが違うのかなと。役場内部でいろんな議論をしているときに、やはり旧集落の区長さんというのは、いろんな意味で権限を持ちながら地域の皆さんの命と生活を守るというのが大きな責任でありますので、そういった意味では、区長さんがしっかりとその中でリーダーシップを取れるのか取れないのか、取るためにはどうしていったらいいのか、少し町自身もそこをしっかりと点検していきたいかなと思います。

また、新たに新興住宅の方たちは、さらにそういった部分で課題もありながら、 どんどん進めておられるところもございますので、そこをモデルにしながら地域 の自主防災というものについてしっかりと進めていかなければならないと感じて おるところでございます。

内山議員やらの質問がありましたように、全てボランティアという意識でございますが、その中での地域でのリーダーシップを誰が取るのか、竜王町の人は言うてくれたら幾らでもしてくれはんねんけど、ちょっと言うのが恥ずかしいというか、気が引けてる方がございますので、そういった意味で我々行政とか、また社協さんとか、そういったところと連携しながら、そこの引き出しも進めていき

たいと思いますのでよろしくお願い申し上げまして、私のほうからの回答とさせていただきます。

〇議長(小西久次) 若井議員。

○3番(若井政彦) 要は各地域で、その地域の一人一人の防災や災害への危機意識が高まらないとなかなか難しいということだと思いますので、そういった意味では、そういったところへのある意味行政の仕掛けみたいなのも要るのかなというふうなことも思うところであります。

そこらはいろんな手法もあろうと思いますし、先般、議会報告会の中で民生委員児童委員さんと懇談させていただきました。やっぱり焦点になったのが防災の関係でありました。なかなか地域の自治会長さん、あるいはその組織と民生委員児童委員さんとがなかなか連携が取れていないとかいったこともありました。災害になりますと、どうしても弱者の関係が出てまいりますので、そういった意味では、そういうところの連携も必要だと思いますので、そういった仕掛けも一定要るのかなというふうなことも思ったところであります。

東日本大震災のときに、「釜石の奇跡」というのを聞かれたことがあると思いますが、市内の小中学生のほとんどが助かったわけです、津波から逃れて。残念ながらどれだけかの子どもさんは飲み込まれてしまったことがあるんですが、これは「釜石の奇跡」と言われましたが、実際はそうじゃないと。やっぱり日頃からそういった対応力ができていたということだと言われています。それは何か、家庭や地域や学校でも日常的にそういった話もしながら、活動もしていたということが非常時に、想定外であった津波を乗り越えることができたということも言われております。

これはやっぱり地域でそういったことをやる、家庭でもやる、そういう習慣といいますか、風土がその釜石にはあったんだというふうに思いますので、そういったものを何とか竜王町も各地域でつくられないかなというふうに思っています。そのことで竜王町の住民を災害から守る、それぞれ一人一人は、自分が災害を受けないためにどうするのか、そのことも自分自身で問うていただく、それを地域でも問うていただく、そういったことをお願いしたいなというふうに思います。

この東日本大震災、さらに熊本地震、そして今回の能登半島地震もそうなんですが、被災地において、例えば更衣室の問題、トイレの問題、衣類を置いていた場所の問題とかで、ジェンダー格差の課題が浮き彫りになりました。なかなか難しい課題ではあるわけでございますけれども、非常時だからこそ、そういった性

差や弱者に対する配慮の視点を欠いてはならないということだと思いますので、 そういったことも一つ考えていく必要があるんではないかなというふうに思いま す。

これは地域でも同じことが言えると思いますので、そのことを考えていくとなると、本日は地域コミュニティの質問もある予定でありましたけれども、やっぱり地域コミュニティの確立といいますか、再生といいますか、そこが重要になってくるんだろうなというふうに思いますので、そこにやっぱり女性の方の視点で考えていただく、女性にも参画していただく、そういったことで自主防災組織を機能拡充していただくような、そんな取組をするのに一つ、この防災をテーマといいますか、キーワードにして地域コミュニティと併せながら考えていただく、そんな取組を一つお願いしたいと思いますが、その辺の考えはどうですか。

- **〇副町長(杼木栄司)** 若井議員の再々質問にお答えしておきたいと思います。

防災に限らず、防災を軸に地域のコミュニティをしっかり考えていくということが大事かなと思っております。この後、鎌田議員の質問の中やったと思いますけど、やはり地域コミュニティをどういうふうに充実させていくかということで、数年前から自治体組織の在り方、自治の在り方についていろいろな点検をさせてもらいながら、地域の実情を聞かせてもらっているということです。

ある地域では、今、若井議員がおっしゃったような、各年代層のメンバーが寄って地域の中で自らがこういうことを改善して、こういうことを自分らがやっていこうというような提案をしている地域があると聞いております。そういった意味で、しっかりと各集落での、各自治体での各層がいろんな機会で集まっていただいて御議論いただいて、地域が持続する、また地域コミュニティが深まるという提言を自治会長さんにされて、それを自治会でもう一遍議論してんねやというような過程を今やっているということを聞いておりますので、少しそういったことを紹介させていただきながら、やはり区長さんを通じてという連絡方法しか今のところはないので、自治連なり、自治会長さんのほうにも、新しい年度に向けてはそういったお話もさせていただきたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長(小西久次) この際、申し上げます。ここで午前10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長(小西久次) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、磯部議員の質問を認めます。

8番、磯部俊男議員。

○8番(磯部俊男) Trip Base道の駅プロジェクトの進捗は、でお願い します。

2025年は、竜王町にとって町制70周年、滋賀国民スポーツ大会スポーツクライミング競技開催、新竜王小学校開校予定と記念すべき事業の計画が展開がされます。

そして昨年度より、道の駅アグリパーク竜王に隣接して、町始まって以来の本格的なホテルの建設やオープンに向けての計画が順次進められております。

次の4点について伺います。

- 1、Trip Base道の駅プロジェクトとは何か。
- 2、ホテルの建設計画と進捗状況は。
- 3、ホテルの概要と特徴は。
- 4、当プロジェクトにおける町並びに地域との連携と地域活性化の効果は。お願いします。
- **〇議長(小西久次)** 岩田商工観光課長。
- ○商工観光課長(岩田宏之) 磯部俊男議員の「Trip Base道の駅プロジェクトの進捗は」の御質問にお答えいたします。

1点目のプロジェクトについては、積水ハウス株式会社とマリオット・インターナショナルが、インバウンド需要のさらなる拡大や国内外の旅のスタイルの多様化が見込まれることから、各自治体と連携し、「道の駅」をハブにした「地域の魅力を渡り歩く旅」を提案する地方創生事業となります。これまでファーストステージ、セカンドステージとして、合わせて14道府県29か所でホテルが開業し、次なるサードステージに当町のプロジェクトは位置づけられております。

2点目の建設計画と進捗状況については、令和2年9月に県内における第一候補として道の駅アグリパーク竜王が提示され、令和4年9月に正式決定となりました。以降、町制施行70周年となる令和7年ホテル開業を目標として手続を進めてきましたが、今年に入り、資材価格高騰の影響などにより、開業が延期される見込みとの報告を受けております。この遅延期間が少しでも短縮となるよう、引き続き事業者と連携を図ってまいります。

3点目のホテル概要と特徴については、鉄骨造3階建て、客室75室を予定されており、特徴は、シンプルにゆったりとくつろぐことができる宿泊特化型ホテルとして、食事やお土産などは道の駅をはじめとする地域のお店を利用していただくことで、地域の人々との交流や道の駅との往来を促す設計となっております。

4点目の町並びに地域との連携と地域活性化の効果については、旅の拠点となる道の駅及びホテルと地域との連携を図り、町内を回遊していただくことにより、町全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。具体的には、道の駅アグリパーク竜王における朝食ボックスの提供や、果樹狩り体験とのセットプランなど、連携策を模索してまいります。

以上、磯部議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 磯部議員。
- ○8番(磯部俊男) 回答から、Trip Baseのホテルの建設は、特徴は宿 泊特化型ホテルであると伺いました。食事、お土産等のお買い物は隣接の地域、 アグリパーク竜王及び竜王町内での展開が想像されます。

このことから、当プロジェクトによる竜王町をはじめとする今までにない新しい地域活性の展開が望めるのではないかと思われ、特に当プロジェクトは全国道の駅を中心として展開されており、このようなことから、様々な取組の成果も現れていると思われます。多くの知見も参考にしながら、このプロジェクトの成果に期待するものであります。

特に当地域、アグリパーク竜王周辺は果樹栽培が今日まで取り組まれてきており、我が町の大きなテーマとして、課題であるとともに、新たな農業後継者等を中心とした新しい経営展開の可能性が開けるのではないかと思われます。このプロジェクトでの展開を見据えて、これらに係る町の思いを伺いたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 富家農業振興課長。
- **〇農業振興課長(冨家和典)** 磯部俊男議員の再質問にお答えします。

宿泊特化型ホテルが道の駅アグリパーク竜王の近くに開業することは、磯部議 委仰せのとおり、農業の活性化にも追い風になると考えられます。

現在、町では、農業振興ビジョンを定めており、その中の1つに、「町内外の 交流を産み出す「観光・6次化農業」」を掲げ、町の独自事業である、魅力ある 農業の創生事業補助金を活用して、町内道の駅に出荷する生産者や果樹の生産力 向上に向け支援しているところであります。

今後、宿泊特化ホテルのオープンに伴う新たな需要にも対応してまいりたいと

考えております。

例えば、朝食ボックスの食材に活用できる町内産農産物の供給や、認定新規就 農者も含めて多様な方が経営するイチゴ農園などの施設栽培の充実と連携、旬の 味をその場で楽しむことができる果樹狩り体験ができる農園の面積の増加や果樹 の品種の充実など、農業分野での新たな経営展開や経営の拡充ができるよう需要 を把握し、支援内容を検討してまいりたいと考えております。

以上、磯部議員への再質問への回答とさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 磯部議員。
- ○8番(磯部俊男) 初めての竜王町におけるホテルということもありまして、それが一つの弱点でもありましたけど、今回75床ですか、かなりの面積が出ています。ただ物価高騰で、開業の時期が国スポに間に合えばいいなと思ったんですが、ちょっとこれがやむを得ない事情やと思います。でも、これから活用するのは我々で、Win-Winって町長はよく言われますけど、この形の中で新たな、今まで見えてこなかった展開が出てくると思いますので、まずはそれを大いに活かして頑張り、また、若い方々の今まで進めていただいている農業施策、これも追い打ちをかけるように若い者も頑張りたいと、夢のある竜王、農業の在り方を展開していきたいと思いますので、引き続き支援とともに協力体制、地域活性に向けて取組をお願いして、質問を終わります。
- ○議長(小西久次) 次に、1番、中村匡希議員の発言を許します。 1番、中村匡希議員。
- **〇1番(中村匡希)** それでは、私からは3問質問させていただきます。

まず1問目は、農村下水道の未収使用料は、でございます。

令和元年7月に、算定ミスによって農村下水道使用料の適正な徴収が行われていないことが判明しました。この問題は、下水道事業の企業会計への改正に伴い、平成30年度から例月現金出納検査の対象となり明らかになったもので、調査により、平成19年11月から平成31年3月までの期間に8事業所において、総額379万2,119円の未収があることが分かりました。時効を除く期間の追加徴収額は当時229万1,476円に上りました。未収金の現状や徴収期限、公平性などについて、次の点を質問します。

- 1、現在の未収金の額は幾らか。また、納付していない事業所の数及び一部のみ納付した事業所の数は幾つか。
 - 2、完納した事業所の数は幾つか。

- 3、徴収漏れにおける未収金の徴収期限は具体的にいつまでか。
- 4、時効を迎えた未収金は不納欠損として処理されます。これは通常、居所不明や財産がない場合、相続人がいないなどの理由で行われますが、現在も居所が分かる事業者に対して不納欠損という処理を行うことは適切であると考えているのでしょうか。不納欠損の適用基準をどう考えているのか、また、不納欠損以外の選択肢はあるのか、伺います。
- 5、完納者と未納者との間で公平性をどのように確保しているのでしょうか。 未収使用料が発生しても支払わないことが許されるなら、支払った事業者の立場 はどうなるのでしょうか。利用料の公平性を損なわないために、町はどのような 措置を講じていくのか、お伺いします。

〇議長(小西久次) 森岡上下水道課長。

〇上下水道課長(森岡道友) 中村匡希議員の「農村下水道の未収使用料は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目及び2点目の御質問につきましては、令和6年2月末現在の未収 金の額は159万8,298円で、8事業所のうち全く納付されていない事業所 はなく、一部のみ納付されている事業所が5事業所、完納されている事業所が3 事業所でございます。

次に、3点目の御質問につきましては、追加徴収に係る農村下水道使用料の納期限を令和元年5月31日としておりましたので、現況では、地方自治法の規定により納期限の翌日から5年として、令和6年5月31日に消滅時効が成立します。同日までに地方自治法に定める「督促」を行わなければ、時効により追加徴収に係る農村下水道使用料債権は消滅しますので、その意味においては、令和6年5月31日が徴収期限になると考えております。

次に、4点目の御質問につきましては、まず、不納欠損の処理を行う適用基準 として、債権は存在するが法律上または事実上の理由により徴収が不能もしくは 困難であると認められるとき、または、債権が弁済及びこれに準ずる行為以外の 理由により消滅したときでございます。

したがいまして、現在も居所が分かる事業者に対する不納欠損処理については、 徴収が困難であると認められない限り時効が成立する前は行えませんが、時効成 立後には行えることとなります。また、不納欠損以外の選択肢としては、時効を 迎えるまでに、地方自治法の規定に基づき督促状の送付を行うことで時効を更新 すること、または、同法の規定に基づき時効成立前に債権放棄の議会議決を得る という選択肢があります。

次に、5点目の御質問につきましては、議員仰せのとおり、今日までの戸別折 衝における継続的な徴収をしていく中で、完納いただけた事業所と一部のみ納付 いただけた事業所があることから、公平性が確保されていないのが現状でござい ます。つきましては、引き続き期限まで戸別折衝を行い、徴収に向け最大限努力 してまいります。

以上、中村議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 中村議員。

○1番(中村匡希) 再質問に入ります前に、上下水道課の職員の皆様におかれましては、元日に発生した能登半島地震の応急給水活動、非常に頑張っておられたという話を聞きましたので、このことについては敬意を表したいと思います。

それではちょっと再質問をお伺いさせていただきたいんですが、過日の全員協議会でも聞かせていただいた点ではあるんですが、今の回答ですと、督促をすると時効は延びるという話だったんですが、現在のその督促についての考えをお伺いしたいというのが1点でございます。

それから、少し細かい話になるんですが、私ちょっと条例を読んできまして、 竜王町農村集落排水処理施設の設置および管理に関する条例というのがあるんで すが、その第12条では、排水設備等の新設等を行った指定業者、「指定業者」 って町内の水道業者のことなんですが、その指定業者は工事を完了した日から1 週間以内にその旨を町長に届け出て検査を受けなければならないという規定があ るんですね。この規定を読む限り、要は水道の排水施設の増設を行った場合は、 その水道業者さんのほうから役場のほうに報告が行っていると思うんです。

つまり、今回の農村集落排水の算定ミスというのは、排水施設の増加に伴って本来はそこで増額をかけなきゃいけなかったのに、施設は増えたけど旧のままの料金に据え置いていたと、それが原因ですよね。だけど、この条例を見る限り水道事業者っていうのは、その修繕とか増築とかそういったことを担った場合、役場に報告をかけているはずなんですが、その点についてどういうコミュニケーションをされていたのかがちょっとよく見えないんです。その点についてお伺いしたい、これが2点目でございます。

それから、ちょっと私の聞き方も悪かったのかもしれませんが、公平性をどのように確保しているのかということをお伺いしたわけなんですが、公平性が確保されていないのが現状でございますというのは正直言って回答になっていなくて、

ただのオウム返しだと思いますので、この点についてどのように考えているのか、 もう少し詳しく御回答いただきたいです。

以上でございます。

- **〇議長(小西久次)** 森岡上下水道課長。
- **〇上下水道課長(森岡道友)** 中村議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目の、督促状の送付をする考えはというところでございます。これらにつきましては現在、そのようにするかどうかを検討しているという状況でございます。

そして2つ目、条例に指定業者の検査ということでございます。こちらにつきましては、改造であったりとかをした場合に届出をすると、それ以前に申請があって、工事があって、工事をしたときに検査を受けるというような流れになっております。

しかしながら、今回のこのミスにつきましては、その申請書、また検査という ものではなくて、農村下水道受益者自主申告書を徴取できていなかったというの が原因でございますので、指定工事店どうこうという問題ではないというように 認識しております。

公平性についてでございます。こちらにつきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおり、現時点においては公平性は確保されていないということでございます。こちらにつきまして最大限努力をさせてもらうというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 井口産業建設主監。
- **○産業建設主監(井口清幸)** 中村議員の再質問に、私のほうからも回答を申し上げたいと思います。

先の全員協議会の場でも、公平性の観点ということで御質問をいただいておりました。先般の全員協議会で、一応いろいろな各事業所での交渉と言いますか、経過の概要について報告を申し上げたところでもございます。状況的には、原因が町にあるということが一番ですし、この前申し上げましたように、ちょうどその時期がコロナの時期でもございまして、非常に経営が厳しい状況であったというのは間違いないところでもございます。そういう中で、特に1円も払っていただけんような状況は一番困るなというようなところで、事業所へ訪問しただけで、出会った中ではこの間二十数回出会わせていただいて、もう連絡もせずに飛び込

みで行かせていただいたときもあったということでございます。

結果的には、先ほど課長が申し上げましたように、100%と0%ではございませんけど5%という事業所もございますので、その数字だけを捉えますと公平性は確保できていないということは事実かなというふうに私も思っております。ただ、一旦時効という期限まではもう少しございますので、今日の時点で諦めるということではなくて、5月末まではきっちりと、ある事業所につきましては店を閉じられたというところもございますけれども、それは一つの過程という中では、これからも引き続き継続した交渉を重ねてまいりたいと思います。

ただ、状況的には本当に非常に厳しいと思います。しかしながら、時効までは 精いっぱい継続して交渉を重ねてまいりたいというように思います。ちょっと明 確な答えというわけではございませんけれども、町としては精いっぱい期限まで 頑張らせていただくということを申し上げて、再問の回答をさせていただきます。

〇議長(小西久次) 中村議員。

○1番(中村匡希) 今、御回答いただいたわけですが、どうもこの農村下水道というのは普通の税と取扱いが違って、例えば税の滞納だったらもう差し押さえまでしに行くわけですよね。でも、今の回答だとそこまではしないということで、期日までは頑張って徴収に向かわれるんだという話であったと思います。

私も個人的な意見としては、今、これの未収金が総額で159万円あると、この額を納めてもらうためにかかっている人件費を考えると、恐らくそれ以上の税金がこのことには投資されているだろうなというのは理解はいたします。

ただ、やっぱり最終的に一部しか納付していないところとちゃんと納めてくれたところという温度差が出てきてしまうのは良くないと思うし、それについてはやはり何かしらの責任の取り方というのはあると思うんですが、それについて執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

〇副町長(杼木栄司) 中村議員の再々質問に、私の立場からまずお答えをさせて いただきたいと思います。

やはりこの5年間、担当課も含めていろいろと努力をさせてもらってきたところでございますし、しっかりと期限までにつきましてはさらに努力を重ねてまいりたいと思います。

そういった中で、その後のことになりますが、やはり適切な判断を執行部としても、また関係者の皆さんにも御相談をしながら、最終ジャッジをしながら、ま

た一つ節目ということでけじめというんですか、一つそういったことも具体的に 考えていかなければならないかなと思っております。

なお、公平性といった立場については、やはり町が取り組んできたこの5年間の状況を、特に地元の方、関係者の方にもしっかり丁寧に説明をしながら、なかなか御理解はいただけないかも分かりませんが、努力をさせてもらって、我々のこの5年間の取組と、また今後に向けての取組をお話しさせてもらうのも、まず一番大事かなと私は思っております。

それも含めまして、5月31日の一旦の期限を迎えた状況につきましては、先ほど申しましたように、先ほど回答の中にも上下水道を運営する、御助言をいただける方とか、また地元の下水道の委員会等もございますので、そういった方とも相談しながら、我々としては責任を持った処理を最終的には進めさせていただきたいと考えておりますので、私からの回答とさせていただきます。

〇議長(小西久次) 西田町長。

〇町長(西田秀治) 今の御質問に私からも少しお答えしたいなと思います。

この問題は、今から5年前に分かりましたということでございまして、5年間、それで本来なら徴収すべきものについて、やはりその当事者との間でできるだけ納付していただくということで取り組んできたわけでございまして、その前提になっている、私はこのことが分かったときに、正しい姿にできるだけ早く戻すと、それは今の条例の徴収内容とかそのルールをしっかりと現実に合うようにしようということで、それについてはできる限り迅速に対応し、それ以降はそれに従った適切な徴収を行っているということがございます。

ただ、一方、その時点で本来であれば徴収すべきものが徴収できていなかった わけだから、それについての原因というのが、一つはやはり申告書をしっかりと 毎年申告してもらって、それを反映させる形で料金設定をしていなかった、これ ももちろん大きな問題だろうと思いますので、そういうことがありますので、こ の8事業者の方ですけれども、その方に丁寧に説明して、こういうことでこれが 発生したので、今ほどお話のあるとおり公平性の問題もあるでしょうから、しっ かりそこは可能な限りの方法で納めていただきたいということをずっと進めてき たということでございます。

農業排水の全体の姿を言いますと、今、公共下水で約95%なんですよ、徴収量も。ここで言っている農業排水では約5%なんですね。したがって、その件数も極めて少ない中でその8事業者だけ、なぜそれが起こったのかというのはしっ

かり考えなきゃいけないというふうに思っています。そういうことも含めてどういう形で決着させるかは、もう少し考えていきたい。

今、副町長が言ってくださったとおり、関係者の御意見もあるでしょうし、その公平性ということを考えるんであれば、納得性ですよね。だから、100%払っていただいた方とまだ払っていない途中の方との公平性もあるでしょうし、下水道料金の支払いという全体の公平性もあると思いますので、そのところはいろんな御意見も聞きながら進めていきたいと思いますけれども、現実的には、その8事業者の中で100%払っていただいた方もおられる。それを見ますと、金額的には非常に少ない方についてはそういうことだし、一番大きい方については、やはりこのコロナの状況の中でなかなか商売が難しい局面もあって、その方が10万円ぐらいまだ未収で残っているわけです、全体の150万円のうち。だから、そういうことも含めてさらに5年延長するかどうかということは、しかも、もう廃業しておられるということもあり、業務を停止されているということもありますので、そういうことも含めてどういうふうに考えていったらいいのかというのは、また改めてしっかり考えていきたいなというふうに思います。

以上でよろしいでしょうか。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- ○1番(中村匡希) それでは、次の質問に移ります。

質問事項は、田中地先の地籍調査が完了していない理由は、でございます。

竜王町田中地先における地籍調査は、平成13年から15年度にかけて行われました。地域の推進委員が立会いの下、集落内については現地調査が行われました。しかし、滋賀県や当時の道路公団との境界未確定箇所の存在等によって、大字田中の正式な地籍調査の完了まで至っていないと聞いています。

この問題は、公的機関が問題を先送りにしてきた結果、地域住民が長年にわたり不利益を被ってきたと言えると思います。

そこで、次の点について伺います。

- 1、竜王町大字田中で平成13~15年度に実施された地籍調査が、現地調査を実施し測量図を作成したにもかかわらず、その成果が今日にいたるまで20年以上にわたって放置されてきたのはなぜでしょうか。このような状況に至った経緯と、これまでに解決を図るためにどのような試みがなされたのか伺います。
- 2、田中地先の地籍調査が完了していない問題に対して、今後どのような対応 を計画されているのでしょうか。具体的な解決策やスケジュールはあるのでしょ

うか。

3、平成13~15年度に行われた地籍調査から20年以上を経た今、未確定の地籍調査の有効性はどうなるのでしょうか。新たな調査が必要と判断された場合、具体的に町の地籍調査の計画や予算措置にどう反映させていくのか、お伺いします。

- **〇議長(小西久次)** 市岡建設計画課長。
- **〇建設計画課長(市岡忠司)** 中村匡希議員の「田中地先の地籍調査が完了していない理由は」の御質問にお答えいたします。

まず地籍調査とは、国土調査法に基づく調査の1つで、主に市町村が主体となって一筆ごとに土地の所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成するものです。その成果は、国の承認、県の認証を得た後、法務局へ送付され、登記簿の表題部が書き改められ、地籍図は14条地図として備えつけられます。

本町では、昭和61年から地籍調査事業に着手し、現在完了地区が13地区、 未完了地区が3地区、調査中地区が1地区となっております。

1点目の、「成果が20年以上にわたって放置されてきたのはなぜか。このような状況に至った経緯と、これまでに解決を図るためにどのような試みがなされたのか」についてですが、田中地区については、平成13年度に事業着手し、平成14年度に立会いを行い、平成15年度に仮閲覧を行っております。

事業を進める中で、高速道路用地等を含む民地境界、官地境界それぞれで未確 定箇所、里道・水路の換地処分と公図に不整合、圃場整備による誤謬等、大小 様々な問題が明らかとなり、当時、町と地元地籍調査委員会で課題解決に向けて の協議を行わせていただきました。

しかしながら、解決に至らないまま、その後本町においては地籍調査に精通した専門の嘱託職員を配置できなかったこともあり、平成16年度から平成20年度にかけては、本町の地籍調査事業が全てにおいて休止状態となりました。平成21年度から、新規地区に着手するとともに、複数の未完了地区についても着手時期の古い地区から取組の再開を行いました。また、平成25年度からは専門の嘱託職員を配置し、事業推進に当たりました。

田中地区は、未完了地区の中で着手時期が後であり、加えて、先順位の地区が 難航したことも重なり、全面的な再開ができませんでした。このため、まずは課 題整理を行い、町のみで取り組める課題について法務局や財務事務所等関係機関 と協議を進め、地図訂正等による課題解決の取組を行ってきたところです。

次に2点目の、「今後どのような対応を計画されているのか。具体的な解決策やスケジュールはあるのか」についてですが、地籍調査は、単に測量だけを行うというものではなく、明治時代から今日に至るまでの公図等に係る課題が抽出されるため、それを1つずつ丁寧に解決していくという非常に困難を伴う事業であります。

そのため、まずは、現在、進めている岡屋地区の地籍調査事業を無事完了させることに注力したく、完了に一定の目途をつけ、その上で未完了となっている地区に注力するなどし、何とか解決に結びつけたいと考えております。

最後に3点目の、「未確定の地籍調査の有効性はどうなるのか。新たな調査が必要と判断された場合、具体的に町の地籍調査の計画や予算措置にどう反映させていくのか」についてですが、当時の成果については、法務局調査を行い関係地権者が立会いし、それを基に測量し作成したものであるため、精度としては有効なものであり、これを活かし進める必要があります。

ただし、これまでの年月の中で、設置したくいがなくなっていたり、地権者個人で土地の分合筆が行われたりなども考えられますので、そうした箇所の復旧修正やその後の閲覧、県の認証、法務局手続に業務委託が必要となりますので、これに予算は伴うものと考えております。

しかしながら、まずはそこに至れることが重要となりますので、段階的にしっかりと課題解決に取り組むとともに、議員におかれましても、特に地域との連携につきましては積極的な御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、中村議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 中村議員。

〇1番(中村匡希) 今、お答えをいただいたわけですが、2点再質問をさせていただきます。

私、この話を最初に田中の住民さんから相談を受けたときには、地籍調査の委員というのは20年前は8人いたんだと、ところが1人減り、2人減り、今は3人しかおらんと。だから、要は5人亡くなっているわけですね、この20年の間で。もう過去の経緯もよく分からなくなってきたし、わしらとしてもどうしてこれが完了していないのかよく分からんということで御相談を受けました。

それで、その完了していない地域が、先ほど3つあるということでしたね、未

完了地区が3地区ある。要は、地籍調査に入ったけれども何らかの理由によって 完了できなかった、これが全くやってないわけじゃなくて、やったけど完了しな かった地区が3つある、その中の1つが田中であると。

話を聞く限りでは、残りの2地区と比較してやっぱり田中っていうのはちょっと事情が違うと思うんです。冒頭申し上げたような民地もあるんでしょうけれども、官地の境界が未確定であるというところで宙ぶらりんになって、今日まで未完了のままで来ていたという事情があると思います。

ですから、その未完了とは言っても、それはやっぱり住民サイドだけではどう しようもないところで止まってしまっているという面もあると思うので、この田 中に関しては、やはり公の責任として完了すべきだと思うんです。そのことを一 つ、念頭に置いていただきたいです。

それから、今の御回答の中では、過去の調査自体は有効であると。ところが、 くいがなくなっていたり、そういったこともあるから、一応もう一回調査には入 るということだったんですが、いずれ入るかということがまだはっきりと御回答 の中ではありませんでしたので、今は岡屋のほうに入っておりますけれども、実 際にこの田中を再調査するのであればどのくらいのめどで行かれるのか、この点 についてお伺いしたいです。

〇議長(小西久次) 市岡建設計画課長。

〇建設計画課長(市岡忠司) 中村議員の再質問にお答えいたします。

未完了地区の中で、田中地区についてはちょっと性格が違うところもあるんじゃないかというところでございます。

大きな課題というのが名神高速道路の用地に関するところで、過去の中で不具合が起こってきているという要素もございますので、その辺りはしっかりと認識させていただいて取り組みたいというふうに考えております。

それから、具体的にいつ頃から本腰入れられるのかというような御質問かと思います。未完了となっている地区につきましては、今日まで新規地区に継続的に 取組をさせていただきながら、並行しながら対応という形で進めて来させていた だきました。

ただ、この地籍調査事業といいますのが、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、明治の地租改正事業から始まります公図というところなんですけれども、その後の大正、昭和、それから平成、令和と今日まで至っておりますこの長い歴史の中で、やはり現地と公図のほうの不整合が生じてきているというもの

でございますので、ここにつきましてはやはり官民を問わずですけれども、根深 い課題ということでなっております。

それとまた地籍調査事業自体が、もちろん町が事業主体として取り組んでいく ものではあるんですけれども、やはり官民含めて個人個人の土地の境界を明確化 していくというものでございますので、なかなかほかの公共事業と同じように、 事業主体である町だけでやり切れるというものではなかなかないというものでご ざいます。

現在、岡屋地区のほうの取組をさせていただいておりまして、特に令和4年度、令和5年度のこの2か年で立会いですとか調査のほうを進めさせていただいておりまして、やはり新しく取り組んでも、そこで多くの課題が出てきておりまして、まずはここを何とか解決して、令和6年度に地籍図の作成、面積測定という次につなげていきたいなという、それを踏まえて「閲覧」という次の手続に進めていきたいというふうに考えております。

その後も、最終の法務局への備えつけ手続までにはもう1年ちょいはかかるかなというところで考えてはおりますが、今まで現状と並行しながらというところで取組をさせていただいておりまして、また、町だけではなかなか解決できないというところが残っているわけですが、令和6年度内に何とか課題解決、一定のめどをつけたいと思いますし、そこがつけられればその後、令和7年度頃になるかと思いますが、未完了となっている地区につきまして、困難な課題もございますけれども、今以上に重点を置いて、複数地区ございますので、その中の取り組み方も含めてですけれども、そうしたタイミングで何とか課題解決に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上、中村議員の再質問の御回答といたします。

〇議長(小西久次) 中村議員。

〇1番(中村匡希) 今の話ですと、岡屋が来年度で何とか完了させて、それが終われば未完了地区に着手したいという話であったと思います。

この未完了の3地区という中に一つ、田中が入っているわけですが、先ほど申し上げたように、田中だけは性格が異なるんだということを一つ認識していただきたいんですね。ですから、未完了地区が3地区あっても、恐らく順番として入っていけるのは同時に3つというのは難しいでしょう。だから、年度ごとにこの地区、この地区、この地区で、最低でも3年以上かかっていくと思うんですが、どの地区に優先的に入るかというのは、やっぱり行政の責任として、これまで放

置してきた歴史があるわけですから、ちょっと被害というか、非常に損を被っているような集落を優先的にするべきだと私は思うんです。それについてお考えをお伺いしたいです。

- **〇議長(小西久次)** 西田町長。
- **〇町長(西田秀治)** 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的な考え方は、地籍調査は順番に決めてやってきているわけです。ですから今、3か所の未完了と言ってますけれども、その順序を回ったって、田中に行って、その次に次のところに来て、今は岡屋に来ているということになりますので、私が具体的に指示しているのは、今お話のあったとおり、なぜそれが中断しているのか、その理由ですね。だから、それは行政のほうにも問題があるんなら行政の問題、また、地元の境界を決めるときの合意が取られないならそういう問題、それをしっかり把握してほしいと。

未完了区域については、それをしっかり把握した上で、もともと順番は決まってましたので、同じ未完了ではありますけれども、その未完了の順序でそこを協議して、その上で決めていこうというふうに思っています。ですから、例えば残り2つが非常に解決が基本的にも大変難しい事案であれば、今おっしゃった田中の問題が具体的にそういう意味では解決が早いということであれば、今やっている岡屋地区が一段落したら、その次のステップにそこに取っかかりたいと、そういうふうに思っています。

ただ問題は、この地籍調査というのは日本の国全体でやっているわけですけれども、国も本当にものすごく力を入れた時期があるんです、予算も100%つけて。ところが、今は少しその方向性が変わりつつあるということもあるし、なかなかこの専門の方の人員確保というのが非常に難しくて、我々も計画的にこれを進めていき、竜王町全体をできるだけ早く地籍調査を完了してしまいたいという思いがあるんですけれども、そういういろいろな要素があって時間的に苦戦していう、ただ、何とかその辺りも考えながら進めていきたい。

ただ、現時点の解決率というか、地籍調査の進行率は県内でも標準的な位置で 遅れているわけではありませんので、そういう意味で御理解いただけたらありが たいなと。ただ、20年という問題については申し訳ないなと思います。

以上です。

- **〇副町長(杼木栄司)** 中村議員の再々質問に私のほうからも、事務方の責任者と

して、今後の見通しということでお話をさせていただきたいと思います。

本当にこの3地区の未了地区というんですか、もう一度しっかりと担当部門のほうで課題を整理しながら、また、地域の皆さんのお声、処理できることも含めてもう一度しっかりと入らせてもらって、その上でできるだけ3地区がスピーディーにできるという順番を決めていきたいかなと思っております。

また、今の能登の震災も含めてですけれども、東日本大震災のときにも、ちょうどその頃は津波でもう全然場所が分からへんようになって、境界が分からへんだと、こういったことから一時、すごい精力的に予算もつきながら動いていたのが少し今は全体的に、ブレーキを踏んでいるわけやないけど、推進が少し遅れているのかなと。逆に言えば、そういうことから考えると、その3地区も含めてですけれども、やはり竜王町全体が進むということもしっかりと町として考えていかなければならないかなと思っておりますので、地籍の中ではそういう意義があるかなと思いますので、しっかり進めていきたいと思います。

私のほうからも御回答とさせていただきたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- ○1番(中村匡希) それでは、最後の質問に移りたいと思います。

質問事項は、町長の今後の政策と展望は、でございます。

町長は、先の令和5年第4回定例会で次期町長選への出馬を表明しました。答 弁では、過去の自然災害や人口減少問題に対する対策、安全安心なまちづくり、 少子高齢化の克服など、町の課題に積極的に取り組んできた経緯を述べられまし た。今後のまちづくりを進めるに当たって、町長の基本的な考え方について伺い ます。

- 1、現在、竜王小学校は新築が進められていますが、本町の少子高齢化と人口減少が進むことは間違いがないと思います。その際、現在の2校ある小学校を1つに統合することも将来的な選択肢であると考えますが、町長の考えを伺います。
- 2、令和6年度の予算案は、過去最大の91億円となっています。中心核整備 事業以外の多くの事業でも、前年度より予算額の増額が見られます。今後、竜王 町の財政を考慮すると、抜本的に削減すべき事業を検討すべきと思いますが、お 考えをお伺いします。
- 3、物価高による予算額の上昇や自動車関連の法人町民税の減収が見込まれる中、大きく税収を増やす手段や方法は検討されているのでしょうか。
 - 4、若者も暮らしたい町の実現には、多世代にわたるニーズの調整が必要と考

えます。例えば草刈りや祭礼などの事業や行事は、自治会の機能を維持し結束を 強める反面、若者を転出させる「煩わしさ」があると思います。現在行われてい る自治会活動の課題の洗い出しと見直しは、自治会役員の緩やかな削減であり、 抜本的な解決には至らないと考えますが、若者の声も聞いておられるのでしょう か。また、さらなる見直しの必要性は感じておられるのでしょうか。

以上、町長に伺います。

〇議長(小西久次) 西田町長。

〇町長(西田秀治) 御質問いただきましてありがとうございます。中村議員の今 の、「町長の今後の政策と展望は」の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、「小学校の統合に対する町としての考え方」につきましては、 令和元年第4回定例会一般質問におきまして、教育長または担当課長がお答えし たところでございます。今もその考え方に変わりはござません。

具体的には、昭和63年の竜王西小学校開校以来、両小学校は地域に根差した子どもたちへの教育はもとより、地域の交流や防災の拠点として重要な機能を果たしてまいりました。

新たな竜王小学校の建設につきましては、令和7年度中の完成を目指して進めているところでございますけれども、令和7年度の両小学校の各児童数、また学級数の見込みは、竜王小学校が児童数約340名の16学級、竜王西小学校の児童数が210名の11学級を想定しているところでございまして、単独の小学校として成り立つ規模であることから、現時点で統合は考えてないところでございます。

今後、お話のとおり、人口減少によりさらに児童数が減少することも予想されますけれども、地域から、子どもたちの学びや交流の広がりを考慮して統合したほうがいいとのお声とか、また御意見等が出てくれば、そのときに検討を進めたいというふうに思っております。

次に2点目の、「抜本的に削減すべき事業を検討すべきではないのか」ということでございますけれども、令和6年度の当初予算につきましては。御指摘のとおり過去最大となっておりますけれども、町にとって必要な事業を実施するための予算であると認識しております。私といたしましては、住民サービスの低下を招かないことを前提に、本町の財政状況を注視しながら各事業を精査し、将来を含めた財政運営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の、「今後、大きく税収を増やす手段や方法」につきましては、竜

王町の将来のことも考えますと、既存の各工業団地の分譲も終わりつつある時点でございます。名神高速道路竜王インターチェンジ周辺における新たな産業用地開発を実現する、企業誘致の場所をつくるという、今、企業誘致の場所というのは日本全体でも不足しております、そういう背景から、何とかそういう場所をつくることによって、多業種の企業からの安定した税収確保に努めるとともに、もう一項目は、ふるさと納税をもう少し拡充したいというふうに思っております。近隣市町の事例もございますけれども、ふるさと納税額の約2分の1は一般財源に使えるような財源でございますので、この寄附数・額を増加させると、そういう取組で歳入確保を進めていきたいと思っております。

最後に4点目、「自治会活動の課題の洗い出しと見直しについて、若者の声を聞いているか、また、さらなる見直しの必要性は感じるのか」ということにつきましては、先ほど若井議員からも御指摘のあった地域防災の取組も含めまして、その地域をしっかり維持するために必要な項目と、また一方、この若者の煩わしさというか、その面と両方を考えますと大変重い課題だと認識しています。

「地域コミュニティの維持・活性化」につきましては、竜王町コンパクトシティ化構想の柱の1つとして取り組んできておりまして、その取組の方針は、令和4年3月号の広報りゅうおうにおいても広くお知らせしているところでございます。この方針に基づきまして、令和4年度には地域の実情を把握するために、課題が顕著でございます小規模な5自治会に加えまして、中規模な2自治会、大規模な2自治会にヒアリングを行ったところでございます。ヒアリングには、もちろん自治会長様等の役員のほかに女性、また若者にも参加いただき、素直な御意見を多数頂戴したところでございます。

ヒアリングでいただきました御意見を参考に、町で「役の選出」とか「イベント行事・会議の出席」、「活動」、「配布・掲示・周知依頼」について見直し案を作成いたしました。また、この見直し案が、住民さんのニーズに合っているのかどうかの確認のために、住民さんとの意見交換会を開催いたしまして、メンバーには自治会で活躍いただいている方や、過去に活躍されていた方のほかに、40歳代の方、また女性の方にもお集まりいただき意見交換をさせていただいたところでございます。この進捗状況につきましては、令和5年3月号の広報りゅうおうでお知らせしております。

そして、関係団体との協議を経て、最終的に令和5年度の自治会連絡協議会の 研修会の場で、役の見直し案について御確認をいただき、自治会へ通知したとこ ろでございます。

このように若い方、また女性からも意見をいただきながら、広報りゅうおうを活用して住民さんへお伝えしつつ見直しを進めておりますけれども、これで十分だとは考えておりません。我々としては、若い方や女性から意見をいただきたいのですけれども、実際にはなかなかヒアリングの場や意見交換の場に参加いただけた方は少数でございまして、十分な意見の聴取ができているとは言い切れません。このため、若者や女性から意見を聴取する仕組みづくりが今後、重要だろうというふうに思っています。

また私自身、これまで町政全般にわたりましていろんな場面、例えばいろんな子育での方々、また壮年会とかおたっしゃ教室での御高齢の方、またグランドゴルフ、ゲートボールの参加いただいている方々、また各地域との町政報告会などあらゆる機会を捉えまして町民皆様の御意見をお聞きし、政策に反映するように努めてまいったところですけれども、令和7年度以降についても、さらに若い方、また女性の方、子育で中の方に積極的に意見をいただきながら、自治会内の課題解決の支援や自治会同士の連携の推進等、必要な取組を行い、若者も暮らしたい竜王町にしてまいりたいと思うところでございます。

少し長くなって恐縮でございますが、中村議員の御質問にお答えいたします。 以上です。

〇議長(小西久次) 中村議員。

○1番(中村匡希) 今お答えいただいた中では、予算の件についてですが、91 億円という過去最大の額にはなっているわけですが、これは金額としては大きい けれども、必要なものを削ってこの金額に至ったのでありましょうか。その点に ついて1点、確認させてもらいたいです。

それから、ヒアリングを何回かされたという話だったんですが、その中で町長の心に残るような住民さんの意見があったのか、それについて、もしあればどう思ったのかとか、そういったことも含めてお伺いしたいと思います。

〇議長(小西久次) 西田町長。

〇町長(西田秀治) 再質問にお答えします。

91億円の予算をつくったという中で、もちろん今お話ししましたとおり、必要な予算だと認識しております。主として大きい部分というのはもちろんコンパクトシティ化の中心核ですけれども、それ以外、町民の皆さんからぜひ早期に実現してもらいたいという項目について計上し、一つはこのコンパクトシティ化構

想以外に子どもへの投資ということ。コンパクトシティ化の学校建設というのも子どもへの投資になりますけれども、現在のいろんな子育て支援等も含めて、我々が求められている子どもへの投資という意味で、教育機関の整備もそうでしょうし、また、医療費の高校生までの拡大ということもございます。これについては今、役割分担をしまして市町が小学校・中学校、県が高校ということで役割分担をしていますけれども、そういう要素もある。

もう一つは、やはり現時点で竜王町でやっていかないけないという意味では、 給食費の無償化も喫緊の課題だろうということも含めて新たにこの予算を組んで いるところでございます。

それから、高齢者の健康という意味、健康長寿という観点では、今竜王町の中でもグランドゴルフまたゲートボールと、こういう活動は盛んに行われておりますけれども、グランドゴルフの芝生の場所が今はないということもございます。 そういうことについても町民の方々から強い要望もいただいております。

そういうことも含めて、いろんな要望がそれ以外にございます。もちろんインフラ整備、道路整備、いろんな整備がございますけれども、その中で優先順位をつけて絞り込んでつくった予算が今の91億円ということでございますので、そこのところは御理解をいただきたいし、また、予算審議をしていただいている前提はそこにあると思いますので、不要なものはやはり削っていく必要があるだろうと思いますが、今のこの91億円のなかで我々として、じゃあもっと削れる、もともと少し誤解をいただいたら困るんですけど、10%の予算カット、シーリングというのは、我々の予算をつくるときの基本的な考え方です。ですから、不要な予算はやめる、必要なものでも、やはり前年に使った予算に対して1割減らすというか、そういう観点で見直しを行うというのは基本的な編成の方針ですので、そういう意味では、そういう予算のつくり方でございますので、御理解をいただきたいなと思います。

それから、いろんな意見交換でというお話がございます。やはり竜王町で私が一番重く思っておりますのは、少子高齢化を克服は難しいにしても、どういうふうになだらかにしていくのか。我々が中学生の時代には200名ぐらいの同級生がいました。今はそれが六十数名ということですから、そういう人口減少局面でやはりこの町を活気を持って維持していくという意味では、子どもに対する投資が必要だろうし、また、我々が今考えている教育施設の一括集中と整備、それから住宅地といろんなことがございますので、そういう意味で若い子育て世代の

方々からの、逆に言ったら次はぜひ給食費について何とか考えてほしいということもありますし、学童保育所もそうでしょうし、そういう声を私としては受け止めさせてもらっていると。

ほんまにいっぱいあって、課題は。多分それを全て申し上げるわけにはいかないけれども、だけど農業の問題とかもそうでしょうし、竜王町は農業で発展してきた町であるがゆえに、それをどうしていくのかということも重要でしょうし、カーボンニュートラルの取組とか新しい取組もそうでしょうし、いろんなことを今同時的にできる限り進めようとしていますので、そういう中でできる限りまた、予算というよりは財政の計画ですね、これについても先般、議会にも御報告させてもらいましたけど、ああいうものを相互でチェックしながら進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

- **〇議長(小西久次)** 中村議員。
- **○1番(中村匡希)** 1点だけちょっと確認させてもらいたいんですけど、財政の 部門でお伺いします。

その10%シーリングというのは、あくまでそういう節約精神を持てということですよね。別に10%ありきではなくて、そういう気持ちで業務をしなさいと、そういうことで間違いないでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてもらえますか。

- 〇議長(小西久次) 西田町長。
- ○町長(西田秀治) 今の点についてお答えしますと、必要なものはやっぱりちゃんと計上しなきゃいけないけれども、いろんな見直しをしてコストを下げていくとか、いろんな工夫をして本来、前年に例えば1億円の事業をやっていたら、それが何とか中身は変わらずにさらにレベルアップして、やっぱり9,000万円で収まらんかということを考えながら工夫をしていこうという意味です。
- ○議長(小西久次) この際、申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分 再開 午後 1時00分

〇議長(小西久次) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、三宅政仁議員の発言を許します。 2番、三宅政仁議員。 $\mathbf{O2}$ **番(三宅政仁)** 令和6年第1回定例会一般質問。2番、三宅政仁。

質問事項、竜王中学生が通う通学路の安全性は。

竜王中学校では通学路が指定されていますが、その通学路を通っていない生徒が見受けられます。県道春日竜王線の小口地先のJA倉庫付近では、近江八幡市方面から来る車両からはカーブの終わりで死角となっており、非常に危険だと感じています。

そこで、通学路全体について、次の3点を伺います。

- 1、このような実態を教育委員会として把握しているのか。
- 2、中学生が安全に学校へ通える通学路の設定はどのように決めているか。
- 3、中学生の通学に対する指導はどのように行っているのか。

以上、3点を伺います。

- **〇議長(小西久次)** 町田教育総務課長。
- ○教育総務課長(町田啓司) 三宅政仁議員の「竜王中学生が通う通学路の安全性は」の御質問のうち、まず2点目の、「中学生が安全に学校に通える通学路の設定はどのように決めているのか」についてお答えいたします。

竜王中学校の通学路の設定につきましては、生徒や地域の声をお聞きし、各字の担当の教員が現地確認を行った上で、交通安全、防犯等の視点から通学路として適切であると考えられる経路を学校として協議決定され、それを教育委員会に報告していただいております。

教育委員会においては、この報告された経路について、交通安全、防犯、さらには防災等の視点から現場確認を行い、適切であると判断した上で当該経路を通 学路として認定しているところです。

しかしながら、現実的には横断歩道や信号機がしっかりと整備された通学路ばかりではないことから、教育委員会、保護者、学校の3者が協議し、より安全であると考えられる道路を通学路として設定しているところです。また、PTAや自治会からの要望を基に、おうみ通学路交通アドバイザー、警察、道路管理者等の関係者により年に2回の通学路合同点検を実施しており、危険な箇所については関係機関と協議を行い、できる限り安全対策を講じ、安全な通学路となるように対応しているところであることを申し上げ、三宅議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 安食学校教育課長。
- **〇学校教育課長(安食 敬)** 続きまして私からは、三宅政仁議員の「竜王中学生 が通う通学路の安全性は」の1点目と3点目の御質問についてお答えいたします。

まず1点目の、「このような実態を教育委員会として把握しているのか」という御質問について、中学校では、生徒に対して通学路及び危険箇所・通行禁止区間等を町内地図で明示しており、学校教育課もその情報を共有・把握しております。

しかしながら、時には地域の方々等から通学路、交通ルールやマナーを守っていない生徒がいると指摘をいただくこともあり、中学校ではその都度、該当生徒等への指導並びに学級や全校生徒に対して注意喚起を行い、通学路の遵守やヘルメットの着用、一列走行等、登下校の約束事に対する意識の向上を図っているところです。

また、このことについて学校教育課では、中学校や少年補導委員会等からの情報を共有・把握するとともに、校園長会及び生徒指導主事主任連絡会等の会議や中学校の交通安全担当者等を通じて、正しい通学路並びに交通ルールの遵守について指導を行っているところです。

続いて3点目の、「中学生の通学に対する指導はどのように行っているのか」 という御質問について、中学校では、全校生徒のほぼ全員が通学に自転車を利用 しているため、通学路や登下校の安全等については日常的に指導及び啓発を行っ ております。

具体的に申しあげますと、毎年4月に字別集会を実施し、生徒自身で各字から学校までの通学路の確認を行うとともに、通学路以外の道路等については交通安全上の危険が予測されるため通行しないよう、指導を行っています。その上で、教員が交通ルールの遵守や運転・通行マナー等について重ねて指導し、生徒が自転車通学での約束事項を理解した上で自転車通学許可証を発行することとしています。また、1年生については、入学直後に近江八幡警察署や竜王駐在所等に協力いただいて交通安全教室を実施し、正しい自転車運転の乗り方や交通ルール、マナー等について学んでいます。さらに、竜王中学校PTA活動による保護者の朝の交通立番による見守り活動や、毎月19日を「竜中交通安全の日」として教職員による交通立番等を行っており、通学の安全に対する生徒の意識向上に努めているところです。

教育委員会といたしましては引き続き、中学校の交通安全担当教員等と密に連絡を取りながら、生徒の通学の安全に向けて指導の徹底を図ってまいります。

以上、三宅議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 三宅議員。

〇2番(三宅政仁) 通学路の設定とか安全対策、また指導について認識、理解いたしました。それを聞いた上で再質問させていただきます。

学校教育課の答弁の中で、情報を共有、把握しているということでしたけれど も、通行禁止区間等は何か所ぐらいあるのかというのを、もし分かれば教えてほ しいです。それと、代表的なもので結構ですので、なぜそこを通行禁止に設定し ているのか。

以上の2点を伺います。

- **〇議長(小西久次)** 安食学校教育課長。
- **〇学校教育課長(安食 敬)** 三宅政仁議員の再質問にお答えいたします。

まず、危険箇所についてですけれども、中学校から報告を受けている危険箇所 につきましては9か所でございます。

内容につきましては、交通安全上の危険が予測されるところに加えまして、字 内を通行することによって、字の通行の妨げになるといったような理由がありま して、そうした字、あるいは安全上という理由でそうしたことを設定しておると ころでございます。

何か所かということと理由については、以上でございます。

- 〇議長(小西久次) 三宅議員。
- **〇2番(三宅政仁)** 生徒たちが通学のルールとか、なぜ通行禁止になっているのか、その辺を認識した上で守られていないというのは、非常に危険な状況かなというふうに思います。

ちょっと小学生の話になるんですが、小学生のときは集団登下校というのもございますので、ルールがきっちり守られているというふうに認識しております。 中学生に上がるとルールが守られないというような実態かなというふうにも思っております。

これはほかの市町の方から言われたことでございますけれども、竜王の小学生は横断歩道を渡るとき登校旗を使って、車が止まって渡り終えた後にお辞儀をしてお礼をしてくれるということで、非常に教育されていてすばらしいなというふうなお褒めの言葉をいただいておりますので、ぜひとも中学生におかれましてもきっちりと教育、また安全対策の指導を行っていただいて、そして、守られているかというところもしっかりフォローしていただくようにお願い申し上げまして、私の再々質問とさせていただきます。

〇議長(小西久次) 安食学校教育課長。

〇学校教育課長(安食 敬) 三宅議員の再々質問についてお答えいたします。

小学生についてのマナー等についてお示しいただいて、中学校についてもさらに教育のほうをしていくようにという御指摘をいただきました。中学校のほうにつきましても、自転車に乗ることによって行動範囲がかなり広くなりますし、時間帯等によって夜の下校時間、非常に通行量の多いときに自転車通学、登校するということで危険性もあるということにつきましては、改めてまた中学校の指導をしていきたいというふうに思います。

そのほかにも、例えば時間帯によって、小学生が通るところを中学生が避けて 通るような指導等もしておりますので、加害者にも被害者にもならないような指 導等についても併せて進めているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(小西久次)** 甲津教育長。
- **〇教育委員会教育長(甲津和寿)** 私のほうからも、三宅議員の再々質問について 少し加えさせていただきたいと思います。

今、交通安全というのは非常に大事なことでありまして、特に命に関わるようなことでもございますので、細心の注意を払って子どもたちへの指導も重ねていきたいと思っております。

せんだっても、隣町、隣市で小学生のお子さんの交通事故もあったり、竜王町においても数年前、中学生の下校途中に大きな事故があったりということもございましたので、そういったことをしっかりと教訓にして、やっぱり一番大事なのは、改めて今おっしゃっていただいていることも含めて、子どもたち、小学生も中学生もそうですけれども、やっぱり自分の命を自分で守るということを大前提にしながら、交通事故っていうのはよそごと、人ごとではなくて、自分自身がいつ出会うかも分からないし、また逆に加害者になることもあるかもしれないと、そういう自分事として捉えて意識することが大事ではないかと。先ほどおっしゃったように、危険なことは分かっていてもそれを通っているということは、結局はそういうことの自覚が足りないというか、十分でないということになろうかということも感じますので、改めて生徒、子どもたち一人一人の心に染みる指導、また自分事として捉えられる交通安全、交通事故防止に働きかけていくよう、これからもただいまの御指摘をいただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上、私からの回答とさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇2番(三宅政仁)** それでは、2問目の質問をさせていただきます。

質問事項、山之上西山地先の感応式信号機の今後は。

岡屋口交差点と山之上北交差点の間にある感応式信号機が、試験的に令和6年 1月中旬に点滅信号機に変わり、令和6年2月初旬には感応式信号機へ再度戻っています。地元住民への説明会を行ったという話は聞きましたが、ほかの地域住民への説明や情報提供はなく、知らない住民は困惑しています。

そこで、次の2点を伺います。

- 1、信号機を点滅式へ変更した背景と意図は何か。
- 2、対象の感応式信号機は今後どうなるのか。

この2点を伺います。

- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- **〇生活安全課長(冨田尚弘)** 三宅政仁議員の「山之上西山地先の感応式信号機の 今後は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「信号機を点滅式へ変更した背景と意図は何か」の御質問についてお答えします。

滋賀県内の信号機は、滋賀県公安委員会が交通の安全と円滑に資する目的で各個別に必要性を検討し、設置されてきました。しかしながら、その後の交通事情の変化等により交通量が減少し、利用頻度が低下した信号機が増えてきていることから、平成27年に警察庁が「信号機設置の指針」を策定し、全国統一の下、真に必要な信号機となるよう新設・更新するようになりました。

交通量の少ない交差点に設置された信号機は、ドライバーや歩行者の信号無視を誘発するほか、自動車等を不要に停止させて待ち時間を増加させるおそれがあることから、滋賀県公安委員会においても、基本的に耐用年数が迫っている信号機の中から、「信号機設置の指針」を示す基準に該当しなくなった信号機を対象に、ほかの対策による代替が可能か否かを考慮した上で、信号機の撤去について検討が進められるようになりました。

このような背景の下、今回御質問いただいております山之上西交差点の当該信号機については、「信号機設置の指針」に基づき、撤去を検討する対象になったことから、地元自治会に説明を行った上で、近江八幡警察署が当該信号機の撤去による支障の有無を検証するため、一時停止規制と同様の意味合いとなるよう信号機を点滅式とし、撤去による支障の有無を検証するため、1月20日から2月

5日までの間、状況調査をされたところです。

続きまして、2点目の「対象の感応式信号機は今後どうなるのか」の御質問についてですが、当該信号機については現在、滋賀県公安委員会による検討中のため、今後、撤去されるか否かは現時点では不明であります。しかしながら、山之上西交差点は過去、交通事故が発生し、当該信号機が設置された経緯の箇所であるとともに、山之上西交差点は、町道岡屋山之上線と町道西通り線が交差し、朝夕は通勤車両、昼間においては大型車両が多く通行するなど、町民だけではなく町外の方々も多く通行されていることから、地元自治会においても近江八幡警察署長及び町長に対して、当該信号機の存続についての要望書を提出いただいております。

町といたしましても、山之上西交差点の当該信号機は、交通安全対策として重要性を認識していることから、当該信号機の存続について、近江八幡警察署をはじめ関係機関への要望に努めてまいります。

以上、三宅議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 三宅議員。
- **〇2番(三宅政仁)** 質問した 2点について説明いただきまして、よく理解、認識できました。

それでは、再質問をさせていただきます。

信号機の設置指針に該当しなくなったということでございましたけれども、ほかに該当しなくなった対象のものというのがあるのか、これをまず1点伺います。それと、先ほどの答弁にもあったんですけれども、朝夕は通勤車両、昼間は大型車両、そして町民だけではなくて町外の方々も含め多くの通行利用がされているというふうに言われておりました。ゆえに、町民の方、それから町内で働く方たちにとって非常に注目の高い事案であるかなとも思っています。なので、なぜ地元住民だけの説明で終わってしまったのかというところが、2点目で教えていただきたいです。安全性とか、その辺の観点からもやはり広く周知する必要があるのではないかなというふうに思いますので、以上2点をお聞かせ願います。

- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- 〇生活安全課長(冨田尚弘) 三宅議員からの再質問についてお答えいたします。

1点目の、竜王町内に設置されている信号機の中で、ほかにも撤去する候補と して挙がっている信号機はあるのかについてですが、これにつきましては、基本 的に公安委員会が検討しているということであるため、現時点で本町のほうに、 このような信号機が挙がっているよということについては、説明等については聞いておりません。ですので、現時点ではないのではないかというふうに推測されます。

続きまして、今回の感応式から点滅式に変更する際の、地元自治会以外への周知についてはないのか、あるのかについてですが、これにつきましても基本的に感応式から点滅式にする行為については、公安委員会を通じて地元警察署が実施するということであり、警察のほうにも確認する中におきまして、基本的に通学路等々、いわゆる子どもたちへの配慮も含めて、そういった付近での信号機の感応式から点滅式に変更する際においては、学校等にも説明を行うが、基本的には設置されている地元自治会の説明のみとなっております。ですので、今回の感応式から点滅式になっております山之上地先につきましても、西山の自治会のほうへ周知されたのみという理由になっております。

今後において、地元自治会以外への周知はできないのかにつきましても、今後、 近江八幡警察署等々につきまして配慮いただくようにこちらからも申上げをして いきたいというふうに思いますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。 以上、三宅議員の再質問に対しましての回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 三宅議員。
- ○2番(三宅政仁) 公安委員会が絡んでいるということで、公安委員会からの周知というところでございましたけれども、先ほども言ったんですけれども、いろんな方が使われるところです。竜王町の区長さんもいますし、我々議員もおりますので、何か情報があれば、地域の方に伝達や情報提供ができたのかなというふうにも考えておりますので、周知の方法はいろいろあると思うんですけれども、できたらこういう事案があったときには、何かしらこんなことがあって、こういうことで点滅式に変わるよとか、または、信号を撤去するよとか、そういった情報があれば、細かくてもいいのでぜひともいただきたいなと思っておりますので、お願いしまして質問を終わらせていただきます。
- ○議長(小西久次) 次に、6番、橘せつ子議員の発言を許します。6番、橘せつ子議員。
- **〇6番(橘せつ子)** 令和6年第1回定例会一般質問。6番、橘せつ子。 あと4問の質問をさせていただきます。

まず、1問目です。

新小学校に「学校プールを設置しない」は住民合意の上で。

令和5年7月から令和6年1月まで4回にわたり、教育民生常任委員会に竜王 小学校の基本設計(案)が示され、説明・検討がされていますが、新竜王小学校 にプールの設置はしない方向で話が進められています。

竜王町教育委員会が令和5年12月作成の「竜王町立小中学校におけるプール施設整備の考え方について」では、学校プールは屋外プールで、近年の猛暑による熱中症のおそれや天候不順により計画的な水泳指導が困難になっていること、プールの維持管理や水質検査など教員の業務負担の軽減、また維持管理コスト等を検討した結果、学校外プールを活用していく方向が出されました。

今後、竜王小学校については、竜王町総合運動公園のプールの活用が挙げられており、プール管理者の竜王町地域振興事業団との協議も進められ、受入可能と示されている。しかし、授業のための移動、受入施設の整備や体制などの課題も指摘されており、何より防災では、学校プールは災害時の生活用水としての必要性が言われております。基本設計(案)の説明では、校舎に受水槽を設けることで対応できるとされています。

新小学校に学校プールを設置しないことについては、町民への十分な説明と同意が必要と思いますが、町の考えをお伺いいたします。

- **〇議長(小西久次)** 町田教育総務課長。
- ○教育総務課長(町田啓司) 橘せつ子議員の「新小学校に「学校プールを設置しない」は住民合意の上で」の御質問にお答えいたします。

移転新築する新竜王小学校にプールを設置しないこととした考え方や経緯につきましては、本年1月31日の教育民生常任委員会で御報告したとおりであり、議員の皆様や教育委員、学校の教員など、関係者の皆様から意見を伺いながら、水泳の授業を行う上で子どもたちにとって安全安心でより良い水泳指導や環境を整えるためにはどのようにすべきかという点を重視しながら、協議・決定してきたところでございます。

例えば水泳指導におきましては、現在は安全管理と実技指導を同時に行っており、また、学校の限られた人員での指導となることから、同時一斉指導が中心となり、一人一人の能力にあった指導は困難な状況です。また、環境面におきましても、屋外プールであることから、水泳指導を行う6月、7月は梅雨時期や台風シーズンと重なり雨天が多いことや、6月中旬頃までは水温が上がらないこと、さらには直射日光による紫外線や日焼け、猛暑、雷などにも安全な水泳指導のために考慮する必要があります。

これらが総合運動公園の屋内プールを活用することで、指導面ではインストラクターや監視員を配置することで、安全に配慮しながら専門的な指導が可能であり、環境面でも天候に左右されず、水温も安定した中で行うことが可能となります。また、授業面においても特定期にとらわれず、1年を通じて幅広く授業のプログラムが計画できます。

以上のようなことから、新竜王小学校にはプールを設置しないこととしているところですが、現在基本設計ができ上がってまいりましたので、この機会に町ホームページ等を通じて基本設計図面やパース図と併せ、「竜王町立小学校におけるプール施設の整備の考え方」を広く町民の皆様に知っていただけるようにお示ししてまいりたいと思います。

一方で、議員に御心配いただいております、学校プールがないことによる災害時の水の確保という点では、町民の皆様に安心していただけるように十分な対応と説明等が必要であると考えております。災害時の水の確保につきましては、新竜王小学校の受水槽だけでなく、交流・文教ゾーン全体でどのような備えが必要か十分に検討し、その内容につきましては適宜広く周知してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、橘議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 橘議員。

○6番(橘せつ子) この件については、町民の皆様に知っていただけるようにホームページ等を通じて知らせていくというふうな御回答をいただいていますけれども、2つのことが私はあるように思うんです。

1つは、竜王町立小中学校におけるプール施設設備の考え方についてというあれですけれども、学校プールの指導の在り方という部分と、今度の学校の基本設計におけるプール設置はしないということについて、ちょっと両面あると思うんですね。学校プールの指導の在り方が近年やっぱり大きく変わってきているというところら辺の説明がきちんとないと、屋外プールの件については、設置するかどうかの問題にも大きく関わってくることと思いますので、私は、学校プールの指導の在り方というところで、昨年12月に成されました考え方についてをやっぱりセットできちんと伝えていただくことが大事だろうというふうに思っているわけです。

この間、区長さんにも、区長会でこのことが話し合われたというか、提案され たというふうなことをお聞きしたんですけれども、その中では、この学校プール の在り方ですか、小中学校におけるプール施設整備の考え方についてという冊子 等は渡してくださって、その上で説明していただいているのか、その辺をちょっ とお聞きしたいと思います。

もう一点は、災害時の水の確保のことについて、私もちょっとどうなのかなと すごく思っているわけなんですけれども、その辺についてはまだこれから検討し ていくというふうな答えをいただいているんですけれども、それは学校の中では なくて、例えば公園とか、そういうふうな感じで考えておられるのか、ちょっと その辺をお聞きしたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 町田教育総務課長。
- ○教育総務課長(町田啓司) 橘議員の再質問のうち1点目の、区長会でプール施設整備の考え方を周知したのかというふうな御質問についてお答えさせていただきます。

区長会のほうでは学校のプールについて御説明を申し上げたという、議題といたしましては中心核「交流・文教ゾーン」の整備についてということで、現在の交流・文教ゾーン全体の進捗について御報告申し上げた中でプールについての質問をいただきましたので、このときにつきましては、ちょっとそういった資料は提示していないということですので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

- **〇議長(小西久次)** 森中心核整備課長。
- **〇中心核整備課長(森 徳男)** 橘議員の再質問にお答えいたします。

今回の交流・文教ゾーンの整備、特に新竜王小学校の災害時におきましての水の確保ということでございますが、町全体の考え方としましては、先ほどの災害時の関係の一般質問の中での一定飲み水の確保というのは、ほかの課長のほうから申し上げたとおりでございます。

交流・文教ゾーンだけで捉えますと今後、今回、防災機能も上げていくということでの御説明もさせていただいたかなと思いますが、公園も含めて、公園というよりは交流・文教ゾーン全体ですね、小学校だけでなく公園も含めた中での今後基本設計も入っていきますので、そうした中で全体的に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小西久次) 橘議員。
- **○6番(橘せつ子)** 社会的な事情とか、また環境の問題とか、そういうようなの

で学校の指導の在り方自体も大きく変わってきているんではないかというふうに 私は思っています。そういう面では今回、これは学校の新築という点で、大きく その課題が明白になった部分でもあるかなというふうに思うんですけれども、ぜ ひともこのプールの施設整備の考え方についてという分については、ホームページをということを言われますけれども、ぜひ区長会でもきちんと説明していただいて、その上で今回の学校のプールの在り方についても検討していただけるよう に、また、そういうふうに決まって進めようとしているということについてもき ちんと説明していただいて、周知を図っていただくようにしていただきたいと思 います。そうでないと、なかなか理解が得られないというふうに思います。

やっぱりプールの在り方の施設整備の考え方についてですけれども、これは竜 王小学校のことだけではなくて、今度から西小学校のプールとか中学校について も、どういうふうに進めるのかというところでは課題になってくることだと思い ますので、単にホームページだけということではなくて、周知の方法をぜひとも 考えていただきたいというふうに申し上げて、お願いしたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 甲津教育長。
- **〇教育委員会教育長(甲津和寿)** 橘議員の今の御質問というか、御意見もいただいたところですので、少し加えさせていただきたいと思います。

今、議員もおっしゃっていただいているように、やっぱり学校の教育の中身というか方法、またその環境というのは大きく変わってきているというのが一つございます。いかに子どもたちの安全安心な教育活動を確保するかという意味では、この水泳の授業というのは非常に大事な問題になってきます。指導面はさることながら環境面、特に水泳指導中に急に雷が鳴ってきたりするということは実はよくある話で、そういったところに、急に子どもたちを上げてというときに対応が遅れると大変なことにもなるということ、あるいは、今随分と言われているような熱中症対策の問題であるとか、そういった環境面の安全安心の配慮が変わってきていること。

併せて、私たちは特に水泳の指導をきちんと子どもたちの力に合わせてやっていくことが大事だろうということを改めて認識する中で、以前にも申し上げたかもしれませんが、今新しく教員になってくれる皆さんには、いわゆる教員採用試験の中では水泳実技という科目はないわけで、ない中でももちろん指導はしてもらいますけれども、やっぱり実技指導に不十分さがあるかもしれません。そういった中で、子どもたちにやっぱりその子に応じた力をつけてもらうためには、専

門家をつけていく必要があるだろうと。それは独自に学校が頼んでいくというのは簡単にはいかないことですが、事業団にそういうスクールがあることによって、その指導者をお願いすることができるというシステムでもあります。併せて、この一つのモデルをつくる形で竜王西小学校、あるいは竜王中学校の在り方というのも考えていく必要があるかなというふうに思っています。

いずれにしましても、ちょっと新しい考え方を、時代が変わっていることをお 伝えするには丁寧な説明が必要だろうというのは改めて感じますので、今回の竜 王小学校の基本設計がまとまってきた段階、そして、そのことに併せて竜王町の 子どもたちの水泳の在り方、あるいはまた学校におけるプールの整備の在り方等 については、広くホームページ、あるいは広報等も通じて、さらには関係者の皆 さんへの説明も必要に応じてさせていただくようなことで、丁寧にしていかなく てはいけないなというのは改めて感じさせていただいておるところではございま す。

そういった中で最後に申し上げたいのは、やっぱり学校としてやるべきことは何なのか、何をしなくてはいけないのか、そして、学校としてやるべきことは、やっぱり安全安心で子どもたちがしっかりと学べる環境を整えていくことと、そういう意味で今回の件も考えているところでございます。何もかも学校から外していくということじゃなくて、学校に残していかなくてはいけない、学校だからこそできることはしっかりとやっていく、学校と地域が、あるいはまた学校と関係機関が連携してやっていけることは、そこを大事にして、持続可能な、そしてまた教員もしっかりと務めてくれるような環境整備に役立てていければというふうに思っておりますので、先ほど来、議員もおっしゃっていただいているような変わってきているようなことも御理解いただいて、また御支援賜ればと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上、私からの回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇6番(橘せつ子)** では、次の質問に移らせていただきます。

有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)の汚染の検査の実施を。

最近、全国的にも有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)の汚染が広がって おり、特に米軍や自衛隊の基地、工場などの周辺で汚染が発覚して大きな問題と なっています。有機フッ素化合物は、今まで泡消火剤やフライパンのコーティン グ、半導体などの製造等に使用されてきましたが、有毒性や残留性が高く、発が ん性物質などで人体への影響も指摘されており、国は2021年に製造や輸入を原則禁止としています。しかし、過去に使用されてきたことで汚染が広がり、県内でも河川や水道水からも検出されています。滋賀民報2023年10月8日付の新聞に出ています。

現在、県内では、環境省による全国調査や県として琵琶湖10か所、河川25か所、各市町でも水道事業所が浄水等の検査をされています。県の基準値(35 ppt)以上の河川が5河川(大津の和邇川、柳川、草津の十禅寺川、守山の守山川、野洲市の家棟川)で最大41~36pptが検出されており汚染が広がっています。アメリカでは、8ppt以上では人体に影響があると基準値の厳格化が審議されています。日本の基準値は50pptと緩く設定されており、基準値の引下げと厳格化が求められています。

竜王町では、上水道は県水を使用しているので検査はしないとのことですが、 河川や地下水については、河川の水を引いて生活や田畑に使用したり、地下水や 井戸を使用されているところもあるので、ぜひ検査をするべきと思いますが、町 の考えをお伺いいたします。

- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- **〇生活安全課長(冨田尚弘)** 橘せつ子議員の「有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)汚染の検査の実施を」の御質問にお答えいたします。

有機フッ素化合物の1つであるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、国において水環境に対して、令和2年5月に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」の環境省水・大気環境局長通知により、モニタリング等の対象とすべき物質として要監視項目に追加され、指針値をPFOS及びPFOAの合算値 50ng/Lに設定されました。

これを受けて滋賀県では、「公共用水域・地下水水質測定計画」における公共 用水域の水質モニタリングにPFOS及びPFOAを要監視項目として追加され、 令和3年度に4回、令和4年度に1回、日野川を含む25河川の測定地点で調査 が行われました。

令和3年度、令和4年度に行われた結果については、滋賀県が定めた、毎年監視をするかどうかの判断基準とする値(35ng/L)に対し、5河川で超過したものの、国の指針値の超過はありませんでした。そのほかの河川では全て判断基準値未満でありました。また、日野川での調査の結果に関しましては、5回の

調査結果全て判断基準値未満であり、平成21年度から平成23年度にかけて滋賀県が実施されたPFOS及びPFOAの詳細調査結果と比較しても、日野川においては前回調査より数値が低い値となっております。

しかしながら、日野川での測定結果は判断基準値未満でありますが、本町においてPFOS及びPFOAの状況が把握されていないことから、町内の状況を確認するために、本件について町が実施している環境調査に併せて調査することを検討してまいります。

以上、橘議員への回答といたします。

- 〇議長(小西久次) 橘議員。
- ○6番(橘せつ子) とても前向きな回答がいただけたとちょっと喜んでいるんですけれども、日野川以外の河川につきましても広げていただきたいということがありますし、また、検査そのものをこれから定期的な検査として実施していただけるようなことは考えてもらえるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。
- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- **〇生活安全課長(冨田尚弘)** 橘議員の再質問にお答えいたします。

今後において、竜王町内のPFOS及びPFOAの状況を定期的に調査をしていくのかについてのお答えですけれども、先ほどの回答の繰り返しになりますが、まずは現状把握ということと滋賀県の調査結果、また、当然ながら日野川については上下流域、中流域、下流域とありますので、そうした中での近隣市町との状況把握等々を踏まえながら、どのような形で進めていくのが妥当性があるのかということにつきまして、滋賀県の東近江環境事務所、また県の環境政策課等々とも協議する中において進めていくべきではないかということで、今後におきましても環境調査に併せて調査をすることを検討していくということを回答とさせていただいております。ですので、現時点では、どのような形にしていくのかということを前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、橘議員への回答とさせていただきます。

- 〇議長(小西久次) 橘議員。
- ○6番(橘せつ子) 日野川の件については分かりました。祖父川とか、そのほかの河川もありますし、竜王町はやっぱり地下水も使用されたりしているところもありますので、ぜひとも検査の対象を広げていただいて、安心できるような形で

進めていただけるようにお願いいたしまして、質問を次に移らせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇6番(橘せつ子)** 中心核整備にかかる財政計画の提示を。

令和6年度予算では、竜王町中心核整備の予算として、新竜王小学校の建設費用として12億6,795万円、また、事業地造成・道路工事並びに公園・学童保育所等実施設計費用として5億954万円(内訳として造成工事3億2,954万円、道路工事1億3,492万円、公園実施設計に2,099万円、学童保育所実施設計で1,873万円等)、合計で17億7,749万円が上げられています。また、新竜王小学校の建設費用は総額40億6,192万円で、令和7年度は27億9,396万円を予算化するとのことです。

物価高騰もあるので当初の概算予算より大きく増額になってきていますが、これも含めて中心核整備全体として総額はどのくらいになるのか、財源は何なのか、起債ならどのような返済計画で進めるのか等の財政計画を示して進めるべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

その都度示していくという今の進め方では、場当たり的な対応に映り、町民の中にも不安が大きく広がっています。このように計画的に進めるから今後も大丈夫という、見える化を図っていくようにするべきと思いますが、町の考えをお伺いします。

- **〇議長(小西久次)** 森中心核整備課長。
- **〇中心核整備課長(森 徳男)** 橘せつ子議員の「中心核整備にかかる財政計画の 提示を」の御質問のうち、私からは、整備に伴う事業費及び財源についてお答え いたします。

現在、交流・文教ゾーンの整備については、町道綾戸橋本西線の改築工事を進めており、ゾーン全体の造成工事についても着工に向けた調整を進めているところでございます。

中心核における交流・文教ゾーン整備に係る事業費につきましては、昨年2月に開催しました土地収用法に基づく事業説明会、また、縦覧に供しました事業認定申請書にもお示ししておりますとおり、55億円としております。なお、55億円につきましては、令和5年第3回定例会において回答させていただいたとおり、概算の事業費であり、近年の物価高騰分は含まれておりませんが、各施設の建築に伴う設計を進めるにおいては、加味していく必要があると認識しております。

本定例会において、交流・文教ゾーン整備の最優先事項である竜王小学校の移転新築工事に係る予算を上程させていただいており、概算の事業費と比較しますと約1.4倍の予算となっており、本事業費については、基本設計実施設計を進める中で算出した事業費であることから、物価高騰分を含むものとなります。

このことから今回、交流・文教ゾーン整備に伴う概算事業費について、竜王小学校以外の各施設につきましても、竜王小学校と同様に約1.4倍の増加があるものと想定した上で改めて算定させていただいたところ、概算事業費が約83億円となり、同事業費の財源内訳につきましては、国及び県からの補助金、交付金が約16億円、町債が約50億円、一般財源が約17億円と見込んでおります。物価高騰等により事業費の増嵩は考えられるものの、竜王小学校の移転新築をはじめ、交流・文教ゾーンの整備については、特に将来の竜王町を担う世代にとって必要な施設整備であります。

このことから、事業費については引き続き十分に検討・精査していく中で、具体の必要となる経費については設計等により算出し、これまでと同様、都度御説明申し上げ、御審議いただいた上で着実に進めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、橘議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 寺嶋総務課長。

○総務課長(寺嶋 要) 橘せつ子議員の「中心核整備にかかる財政計画の提示を」 の御質問のうち、私からは、整備に伴う町債の償還計画等についてお答えいたし ます。

先に、中心核整備課長がお答えいたしましたとおり、中心核における交流・文 教ゾーン整備に伴う概算事業費については約83億円となり、これを踏まえて町 全体の起債償還の見通しについてお答えいたします。

まず、交流・文教ゾーンの整備に係る町債の償還につきましては、30年償還(3年据置き)として試算し、令和4年度に実施しました新設道路の詳細設計業務に係る利息の償還が今年度から始まり、令和13年度頃にピークを迎え約2億3,000万円となります。それ以降は償還の進行により徐々に減少し、令和41年度頃に償還が完了する予定でございます。

次に、交流・文教ゾーンの整備以外に、今後の公共施設等の大規模改修、長寿命化等の建設事業及び既に借り入れた町債の償還を含めた町全体の起債償還につきましては、令和15年度頃にピークを迎え、公債費全体といたしまして約7億5,000万円となる予定でございます。また、財政の早期健全化の必要性を判

断する実質公債費比率につきましては、現時点で推計しております標準財政規模で試算しますと、令和17年度頃におおよそ16%となる見込みであり、適切な財政運営が可能であると考えております。

今後におきましても、新たな企業誘致等を推進し、町税増加を目指すとともに、これまで蓄えてきた各基金の活用やふるさと納税の寄附額の拡大等を図ることで、増嵩する財政需要に対応してまいります。また、歳入の確保を図る一方で、住民サービスの低下を招かないよう各事業を精査しながら、本町にとって必要なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

引き続き、中心核整備に係る必要な事業費等の検討、精査を行いつつ、町の将 来見通しに反映させながら適宜、財政計画についてお示しさせていただきたいと 存じますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、橘議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 橘議員。

○6番(橘せつ子) 御説明いただいたんですけれども、この一般質問を提出しましたときにはまだ提示されておりませんでしたけれども、3月4日の地域活性化特別委員会におきまして、概算事業費が83億円に上がったというふうな説明を受けました。その中で、ここにも答えていただいておりますけれども、起債が50億円というふうに答えて、町債が50億円ということで見込まれていますけれども、私は前からずっと同じことを申し上げているんですけれども、本当に次の世代に大きな借金というか債務が残るというのは、すごく危惧しているところです。

それで、1つ質問させていただきたいんですけれども、事業費55億円の見込みで計算されたときに、令和17年度頃には実質公債費比率がおよそ16.7%になると言われていましたけれども、それがまた83億円で50億円の町債になったときも16%となるというふうな同じ形でされていますが、それはどういうふうな割り振りでそういうふうになっているのか、ちょっとその辺の説明をしていただきたいです。町債の金額も上がっていますのに、同じような償還ではできないと私は思うんですけれども、ちょっとその辺が見えてきませんのでお伺いしたいと思います。

〇議長(小西久次) 寺嶋総務課長。

○総務課長(寺嶋 要) 橘せつ子議員の再質問にお答えいたします。

今回、実質公債費比率ということで、財政運営の安定化の早期健全化の判断基

準ということで見ておりますけれども、その中で算定基礎となります竜王町の標準財政規模ということで今回新たに推計いたしまして、40億円というような推計で見ております。

この標準財政規模につきましては、竜王町の町税とか地方譲与税等の標準的な収入の見込み額ということで、過去には35億円、それからまた40億円を超える標準財政規模のときもございましたが、今般のいろいろな税収等も鑑みながら、厳しめというような形で約40億円というような推計の中で今後を見させていただいたということでございます。厳しめの中で算出させていただいた上でも、今回16.6%というような積算で数値が出ておりますので、今後におきましても町債残高の適正な管理ということで、今後いろいろな施設の関係、老朽化に伴い維持修繕等もございますけれども、そういうことも視野に入れながら引き続き、そういう他の事業についても平準化を図るというか、計画的な事業実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、橘議員への回答とさせていただきます。

〇議長(小西久次) 橘議員。

○6番(橘せつ子) 町民さんの中には、今回の83億円というふうな1.4倍か1.5倍に近い上昇率なんですけれども、そういう面でも、本当にこれはやっていって大丈夫なのかというふうな不安の声がすごく聞かれていますので、私は、この財政計画とその返済のそういうものについてホームページとか、先ほど言いました区長会とかででもきちんと説明していただいて、やっぱり広く皆さんに理解を求めて進めるという形を、皆さんの同意というか、合意というか、そういうなんが得られるような形で進めていただきたいというふうに考えますので、その辺はどういうふうな考え方というか、どういうふうな対応をこれから周知という面ではしていこうとされているのか、ちょっとその辺をお聞きして質問を終わります。

○副町長(杼木栄司) 橘議員の再々質問につきまして、今後の財政見通し、償還の見通しということで、一定御理解をいただいているところではございますが、やはり財政上の運用の仕方とか、今総務課長が申しましたように、基準財政需要額といった財政の見方というものが一般の方には分かりにくいのかなと思います。こういったことにつきまして、もう少し分かりやすく、理解いただけるような形で今後も説明させていただきたいと思っております。

まずは議員の皆さんともこういった、いわゆる自治体の財政運営の共通認識というものを図らせていただきながら、また、住民の皆さんにも分かりやすく御理解いただけるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇6番(橘せつ子)** 最後の質問に移ります。

保育士等奨学金返還支援制度に町としても支援を。

滋賀県は、保育士等の県内保育所等への就労・定着を促進するため、県内で働く保育士等に対して奨学金返済に係る費用の一部を支援しています。常勤職員として1年間を継続勤務するなど条件があるものの、1年度当たり最大12万円で最長3年間の支援が受けられています。この制度を利用する人が増えてきていますが、県内の他市町では独自で上乗せ支援をされているところも出てきています。竜王町としても、ぜひ県制度に上乗せをして保育士の支援をするべきではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

〇議長(小西久次) 町田教育総務課長。

せて4万円余りとなっています。

〇教育総務課長(町田啓司) 橘せつ子議員の「保育士等奨学金返還支援制度に町 としても支援を」の御質問にお答えいたします。

滋賀県保育士等奨学金返還支援事業につきましては、「保育士等に対し、奨学金返還に係る費用の一部を支援することにより、県内保育所等への就労・定着を促進し、県内における保育人材の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備を行うことを目的」に、令和3年度の年度途中から実施された事業であり、本町といたしましても、このことの重要性を認識することから、令和4年度の当初予算から予算計上を行い支援体制を整えてきたところです。しかしながら、令和4年度の実績及び令和5年度の実績見込みを申し上げますと、令和4年度は対象者がおらず決算額も0円、令和5年度は対象者が2人で、決算見込み額は1人当たり返還額に応じて最大12万円のところ、2人分を合わ

奨学金返還支援制度の利用者が少ない理由の1つには、これとは別に多くの方が滋賀県保育士修学資金貸付事業を利用されていることが考えられます。この制度は、県内で保育士として従事しようと保育士養成施設に通う学生に対し、その修学資金の一部の貸付けを行うものであり、卒業後県内の保育所等で一定期間就労することにより返還が免除されることから、こちらの制度を利用される方が多

いものと考えられます。

このような状況から、本町におきまして、すぐにでも町独自で奨学金返還に上乗せを行い支援するような状況にはないと考えております。しかしながら、子どもを安心して生み育てられる環境を整えるためには、議員御指摘のとおり、保育士への支援は重要なことと考えておりますので、今後も町内で保育園を経営されている法人としっかり連携を行い、本町において必要な支援が行えるように取り組んでまいりたいと思います。

以上、橘議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 橘議員。

○6番(橘せつ子) この制度はまだあまり知られていないということもありまして、最近やっと増えてきているのかなというふうにも思うんですけれども、竜王町でも今お二人の方、県内では大体110名の方が利用されていると伺っております。また、近江八幡市などでは来年はあと5名ほどが増えるよというふうなことも伺っております。

確かに人数はまだ竜王は少ないかもしれませんけれども、例えば先ほど回答の中でも言われました、滋賀県保育士修学資金貸付事業を皆さんが利用されているわけではありませんので、やっぱり利用されていない方はそういうような面で返還をずっとしていくということになるわけですけれども、そうしたときにこういうふうな制度があるというのは、私はすごくうれしいことだなというふうに思っていまして、保育士は一般企業よりも給料も低く、最近やっと処遇改善手当などが改善されてきていますけれども、賃金体系自体が変わっていないので、なかなか根本的な賃上げにはつながりません。むしろ物価高騰もあって目減りしているというふうな状況もありますので、そういう中で就労して1、2年の頃に奨学金を返済していくというのは、本当に大変なことではないかなって思っています。私自身も奨学金を返済しながら勤めていたときがありましたので、この制度を使って少しでも仕事を続けてもらえるように、できるならそれが一番良いことだなというふうに思っておりまして、少ないですけれども、町としてもそういうところにちょっと支援をしていただけると良いかなというふうな思いでおります。

この奨学金の支援制度自体はとても複雑なものだったというのがずっと見ていく中でも分かったんですけれども、そういう面でもなかなか十分な支援にならないかも分かりませんけど、少しでもこれから町としてもそういうふうな前向きな面で、一度に何十人もという感じではないですので、そういうところは少しでも、

1人でもそこらに手を入れていただいて、前向きな回答をいただけるようにお願いしたいなっていうふうに思っているところです。

今後、少しでも見通しとしてあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きして終わりたいと思いますが、よろしくお願いします。

- 〇議長(小西久次) 町田教育総務課長。
- **〇教育総務課長(町田啓司)** 橘議員の再質問にお答えいたします。

対象者が少なくても、保育士さんのためにぜひ支援の検討をということでございますが、先ほども回答いたしましたとおり、保育園を経営されている法人としっかり連携しながら、町では独自に配置に対する人件費の補助等も行っておりますので、何が今求められているのかというようなことを、限られた予算の中で、しっかりどこに支援することによってそういったところが喜んでいただけるのかということを考えながら対応してまいりたいと思いますので、この上乗せも一つの検討の中ということで考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、できる限りのこういった制度の周知というようなことで図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

○議長(小西久次) この際、申し上げます。ここで午後2時35分まで暫時休憩 いたします。

> 休憩 午後2時20分 再開 午後2時35分

○議長(小西久次) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、内山英作議員の発言を許します。

9番、内山英作議員。

〇9番(内山英作) 令和6年第1回定例会一般質問。9番、内山英作。

流域治水の推進を。

災害に強い防災大国を目指し、国では、2021年度から5年間で総事業費15兆円規模の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が始まっています。その中で、従来からの治水対策から河川や水利施設の関係者に加え、地域の住民や行政が一体で取り組む「流域治水」の考え方に政策が転換しました。

また、滋賀県では、平成25年の台風による大きな被害を受けて、翌年に「滋 賀県流域治水の推進に関する条例」を制定し、「ながす」・「ためる」・「とど める」・「そなえる」対策の取組をしています。

そこで、本町での流域治水に対する取組はどうか、お伺いします。

- 〇議長(小西久次) 市岡建設計画課長。
- **○建設計画課長(市岡忠司)** 内山英作議員の「流域治水の推進を」の御質問にお答えいたします。

現在、国が進める流域治水とは、気候変動による水災害リスクの増大に備え、河川の流域のあらゆる関係者が協働し、氾濫域も含めて一つの流域と捉えて、「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で多層的に進めるというものです。

また、滋賀県においては、平成26年の条例制定を踏まえ、川の中の「ながす」 対策、川の外の「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策を4つの柱として 推進されてきました。

本町といたしましては、これらの対策の中で最重点は、「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」、「ながす対策」と考えており、河川改修により流下能力の向上を図ることが地域住民の安全安心にとって最も重要と考えております。そのため、本町の最下流を流れる日野川の早期改修について、議員各位、地域の皆様の御協力を得ながら、近隣市町とも連携を図り、一刻も早く改修が竜王町域に達するよう、要望活動の取組を鋭意行っております。また、改修に至らずとも、現状の河川の流下能力を最大限に発揮できる状態を確保することは、大水時の水位上昇を抑え、決壊や越水のリスク低減につなげることができるため、地域と連携し、河川愛護活動を通した除草作業等の取組を行っております。

「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」、「そなえる対策」としては、 浸水範囲や避難情報を記載した「洪水浸水・土砂災害ハザードマップ」を作成、 公表し、地域の方々が浸水リスクを把握し、適切な避難行動につなげていただけ るよう取り組んでおります。併せて、水害に強い地域づくりの取組として、本町 弓削地区で図上訓練、避難計画の検討及び避難訓練の実施等、自治会や県と連携 し取り組ませていただいております。

また、日野川周辺については、過去の教訓から、破堤等により浸水が発生した場合を想定し、備えとして応急時の排水ポンプ車派遣について、国の琵琶湖河川事務所と事前協議を行っております。令和4年度、令和5年度については、国により直接現地確認も行っていただき、具体的なシミュレーションも含め万が一を

想定した取組を行っております。

以上、内山議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 内山議員。
- ○9番(内山英作) まず、回答の最後のほう、先日、町の方、県の方等に来ていただいたんですけれども、過去の教訓から、破堤等により浸水が発生した場合を想定し、備えとして応急時の排水ポンプ車派遣について、国の琵琶湖河川事務所と事前協議を行っておりますということでございますけれども、実際に浸水時において、応急時の排水ポンプ車の派遣をしていただけるようにと受け取ったんですけれども、これはこちらのほうから琵琶湖事務所等のほうへ依頼をしなければ派遣してもらえないのか、その辺をまず1点お伺いしたいと思います。

それから、一番最後にあります令和4年度、5年度については、国により直接 現地確認を行っていただき、具体的なシミュレーションも含め万が一を想定した 取組を行っておりますということでございますけれども、もう少しこの具体的な 内容について、可能な範囲で説明をお願いしたいと思います。

それからもう一点、県のほうがちょうど10年ぐらい前に、流域治水推進に関する条例を制定されて今日まできておるわけですけれども、この条例に対して、町のほうは町の防災計画でずっと防災・減災の対応をしていただいていると思うんですけれども、この県の条例と町の防災計画との整合性というか、どの程度関係しているのか、その辺の整合性について教えていただきたいと思います。

〇議長(小西久次) 市岡建設計画課長。

以上3点です。

〇建設計画課長(市岡忠司) 内山議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、排水ポンプ車について、被災地に町のほうから依頼が必要かど うかということかと思います。これにつきましては、町のほうから国の琵琶湖河 川事務所のほうに依頼をさせていただくという手順を踏んで、向こうのほうから 行けるということであれば来ていただけるということでございます。

次に2点目でございます。令和4年度、令和5年度につきましては、実際に現地に国のほうから来ていただいてということで、令和5年度につきましては、議員におかれましても、自治会の役員さんというお立場で一緒に御参加いただいて大変ありがたく思っておりますが、具体的なシミュレーションとしましては、実際排水ポンプ車、今は国の琵琶湖河川事務所のほうが2台所有しているというふうに伺っております。今まで1台で、今年度1台新たに購入したということで、

1台大津、1台野洲川出張所のほうに所有しているということでございます。

この排水ポンプ車の能力が1分当たり二、三十トンの排水能力があるというもので、この排水ポンプ車が全長としては8.5メートル、全幅が2.4メートルとちょっと大きなサイズのものになってきますので、具体的に昨年度、今年度に現地で来ていただいて確認させていただきましたのは、具体的に日野川のどこから入って、特にどこに設置したらできるのかというようなところを実際に見ていただいて、もしもの時に備えたいということでさせていただきました。さらには、ポンプ車を誰が操作するのか、いきなり操作しろと言われても分かりませんので、そこら辺の具体的なところをできるだけということでさせていただいておりますし、また、我々なり、向こうの方についても、やっぱりメンバーが変わっていくということもありますので、できるだけそういう事前の取組というのをさせていただければということで今年度のほうもさせていただいたという次第でございます。

1点目、2点目ということでございますけれども、回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 冨田生活安全課長。
- **〇生活安全課長(冨田尚弘)** 内山議員の3点目の再質問についてお答えいたします。

本町の地域防災計画につきましては、直近では昨年8月に改正させていただき、ホームページ等々で周知を図らせていただいております。その際におきましても、当然ながら県の関係機関、県の土木事務所等を含めて、この内容について精査させていただき、そして実際に県の条例等々について整合性があるかないかを含めて見ていただいております。そうした中におきまして、精査させていただいた中で防災会議の中で図らせていただき、また、そこで決定をさせていただいたという経過がありますので、一応整合性はあるということをこちらとしては認識しております。

以上、内山議員の3点目の再質問について御回答とさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 内山議員。
- **〇9番(内山英作)** いざという時の排水ポンプ車の派遣については、できるだけ 早めに対応をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、先ほどの回答の中で、流域治水の考え方の4つの柱ということで、「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」というのがございますけれども、先ほどの回答の中では、「ながす」、「そなえる」の回答は具体的にあ

ったんですけど、「ためる」、「とどめる」の竜王町としての対策、その辺は具体的にどういった内容のものかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(小西久次) 市岡建設計画課長。
- **〇建設計画課長(市岡忠司)** 内山議員の再々質問にお答えいたします。

本町での「ためる」、「とどめる」対策についてどうかということでございます。

まず、「ためる」対策といたしましては、主なものとしましては農村まるごと 保全向上対策というのがございます。この取組の中で、地域や農業地域の中を流 れる、特にですけれども排水量の水さらえとか、従来から地域で行っていただい ているものでございますけれども、そうした活動の中で水路の通水能力の確保と か、そういった辺りをしっかり行っていただき、農業地域のいわゆる多面的な機 能を発揮させるということが挙げられます。

それから、「とどめる」対策といたしましては、新たな建築物の建築に当たってかさ上げ盛土をするとか、そういったことがございます。本町の中では、例えばですけれども現在、中心核整備に当たりまして、学校施設等の建築敷地についても搬入道によってかさ上げを行い、開発に伴いましてその中で敷地高を道路面よりも高く盛土して、浸水に強いような形にしていくというような、そういった形での取組のほうをさせていただいております。

以上、内山議員の再々質問の御回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- \mathbf{O} **9番(内山英作)** 令和 6 年第 1 回定例会一般質問。 9 番、内山英作。

地域おこし協力隊と今後のあり方は。

現在、本町では、1名の方が令和4年7月から地域おこし協力隊として活動を されていますが、次の3点についてお伺いします。

- 1、地域おこし協力隊制度の目的は。
- 2、現在活動をされている方の活動内容は。
- 3、今後、特産品開発等で地域おこし協力隊を募集する予定はあるのか。お伺いします。
- **〇議長(小西久次)** 岩田商工観光課長。
- **○商工観光課長(岩田宏之)** 内山英作議員の「地域おこし協力隊と今後のあり方は」の御質問にお答えいたします。
 - 1点目の地域おこし協力隊制度の目的については、都市地域から過疎地域等の

条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図るものです。本制度の活用により、竜王町の新たな特産品が開発されること、販売を通じた町のPRが期待されるものであり、令和4年度に公募を行い、現隊員の義本健太氏を採用し委嘱したところです。

2点目の現在活動をされている方の活動内容については、竜王町の新たな特産品として「地ビールの開発」、新たな観光資源として「地ビール造り体験ができる醸造所の開設」を目標に活動をされてきました。また、地域おこし活動として、町民の方を対象としたビールに関する講演会や、隊員の人脈を活かしてメダリストや物理学の専門家等を招き、町内の子どもたちに対するキャリア育成を目的とした講演イベントを開催する等、活動を続けてこられました。なお、令和6年2月には醸造所を開業され、竜王町の地ビールが新たな特産品として誕生したほか、地ビール造りの体験ができる新たな観光スポットとして、さらなるまちの活性化に期待しているところです。

3点目の今後の地域おこし協力隊を募集する予定については、特産品開発等に限らず、様々な竜王町の課題解決のため、この制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上、内山議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 内山議員。

〇9番(内山英作) まず、再質問の1点目が、3点目にありました今後の地域おこし協力隊の募集の具体的な予定について、まず1点教えていただきたいです。

もう一点は、ちょうど義本さんのほうで地ビールを開発して、私自身が思ってるんですけれども、新たなふるさと納税の返礼品の1つとして有効に活用していただきたいということで、3月の広報にも載っておりましたけれども、竜王町の観光資源である近江牛や近江米、日本酒、果物や野菜などの特産品はビールとの相性も良く、組合せ方次第で地域おこしとして大きな相乗効果が生まれるはずですと語っておられますので、うまく返礼品を組み合わせていただきまして、なお一層ふるさと納税が増えるように私自身期待しております。その辺の返礼品の組合せとか、具体的にどういった内容なのか教えていただきたいです。

この2点をお伺いします。

〇議長(小西久次) 岩田商工観光課長。

〇商工観光課長(岩田宏之) 内山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、今後の協力隊の募集に係る具体的な検討はされているのかというところです。

竜王町で初めて協力隊を募集したのがちょうど8年前、まさに副議長を頂いています中村さんと木田さんが初めての竜王町での協力隊ということになります。 その数年後に一度、募集をしたことがあります。ただ、応募がなかったという時期もありました。今回、令和4年度に募集させていただいて、義本さんに来ていただいたという経過があります。

商工観光課所管の観光であったりとか、地域商工振興という課題もありますが、 竜王町にはほかにも様々な課題があるので、全庁的に見ていろんな課題解決に向 けた協力隊の募集もあるかなというふうに思います。商工観光課としては、今は 義本さんに来ていただいて3月に卒業ということになったんですが、観光で次に もう一度チャレンジしたいなという思いをしていまして、検討しているところで す。

ほかの市町の事例を見ていますと、もうたくさんの協力隊を受け入れて、その協力隊の方々が次の協力隊を募集する手続をされたりとかいう、好循環というか、良いサイクルが生まれているところもありますので、竜王町でそこまでの規模ができるかどうか分かりませんけれども、いろんなところを参考にしながら進めていきたいなというふうに思っております。

2点目のふるさと納税への返礼品です。また後ほど質問もありますがふるさと 納税、令和5年度寄附額増加に伴いまして、令和6年度、7年度と今後も拡大し ていく見込みでございますので、この地ビールと近江牛であったり近江米とか、 既存の返礼品との組合せは十分考えられます。

ビールについても今、義本さんは6種類のビールを自身で開発されて販売もされているんですが、そこに竜王町のフルーツのフレーバーを加えたりですとか、 今後いろんな展開が考えられますので、ふるさと納税の返礼品の組合せとして積極的に参画いただきたいということで進めてまいたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇9番(内山英作)** 9番、内山英作。令和6年第1回定例会一般質問。

雪野山と鏡山でまちのPRを。

町民憲章に、「わたくしたちのまち竜王町は二つの山なみを背景とした沃野に

はぐくまれ~」とある。

そこで、この両山は本町をPRする上で良い社会資源であり、また、町民へ今まで以上に関心を持ってもらい、郷土愛を高めていくことが必要であると考えます。

そこで、次の2点についてお伺いします。

- 1、両山の特色や魅力は。
- 2、竜王町のPRや町民への関心を高めるための両山を活用した登山やハイキングなどの行事や活動の取組の考えはあるのか。

お伺いします。

- **〇議長(小西久次)** 岩田商工観光課長。
- **○商工観光課長(岩田宏之)** 内山英作議員の「雪野山と鏡山でまちのPRを」の 御質問にお答えいたします。

1点目の「両山の特色や魅力」については、鏡山山頂近くにある、聖徳太子が 自ら創建されたと伝わる雲冠寺跡や、中山道を一望できる星ケ崎城址があり、山 麓には全国的にも珍しい形の宝篋印塔や義経元服の池、鳴谷渓谷があるほか、登 山口付近には道の駅や大型商業施設が隣接しているなど、ハイキングだけでなく 町内観光の周遊にも期待ができるものと考えております。

雪野山は、貴重な古墳や遺物が出土した歴史的資源にあふれた山となっており、 ふもとには雪野山史跡広場「妹背の里」があることから、ファミリー層やキャン パーなど、アウトドアを楽しむ層の方々にも人気があります。両山とも標高はそ れほど高くないため、緑と文化の町を体感できる、誰もが利用しやすい初心者向 けのハイキングコースとして親しまれております。

2点目の「両山を活用したハイキングなどの行事や活動の取組の考えは」については、竜王町観光協会が主催するハイキングイベントを続けていくほか、竜王小学校、竜王西小学校における「ふるさと学習」での校外学習での活用、竜王こども園においては、園外保育の一環として鏡山及び雪野山に登山する機会を設けていただくなど、引き続き、町民の方々にも広く親しんでいただけるよう取り組んでまいります。

以上、内山議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 内山議員。
- **〇9番(内山英作)** 雪野山については、数年前から何回か歩いたりはしてきました。それから鏡山については、以前自治会の役員をさせてもらったときに、あそ

こは頂上付近に竜王宮という社がありまして、そこで雨乞いの儀式等をされたと きには二、三回行ったことがあります。

先日、雨が降った2日後くらいですかね、夕方ぐらいからちょっと登り始めたんですけれども、鏡山のほうです。2時間半ほどかかって道の駅から歩いて頂上へ行って、鳴谷渓谷の手前の細い道を希望が丘団地のところへ降りて、ずっとまた歩いて道の駅まで戻りました。ちょっと暗くなりかけてたんですけど、約2時間半かかりました。

そういった中で両山とも、特に雨の降った後なんかは、鏡山は登山道の下のほうは雨で道がえぐれていて非常に歩きにくいのと、水が溜まって、ちょっとその辺の点検・修理が必要だなということを強く感じました。特にやっぱり子どもさんとか高齢者には、よっぽど気をつけて歩かないと非常に危ないなということを強く感じました。

もう一点感じたことは、やはり年々頂上から下の樹木等が毎年毎年成長していますので、結構雪野山のほうは所々で竜王町内を見渡せるところが何か所かあるんですけど、鏡山のところはずっとなくて、頂上手前の展望台付近で一応全部ではないけど見渡せましたけれども、やはり樹木が相当茂ってますので、できたらその展望台の下の樹木の上のほうを伐採していただくとか、国有林ですのでそんな簡単にはできないと思うんですけれども、それと、もう少し下のほうでも、もう全く樹木に覆われて竜王町内の展望が良くないので、やはり展望があるなしで登山とかハイキングの楽しみも全然違ってきますので、この2点についてできるだけ早く点検・修理等をしていただきたいと思いますけれども、どう考えておられるかお伺いします。

〇議長(小西久次) 岩田商工観光課長。

○商工観光課長(岩田宏之) 内山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、特に鏡山のほうのハイキングコースのメンテナンスであったりとか、眺望 のことについて御質問いただきました。

実際に歩かれて、かなりの距離があると思います。あの距離を毎年、メンテナンスとして鏡の自治会ですね、特に壮年会の方を中心に全山縦走していただいて、支障のある枝であったりとか草を刈っていただいているのが実情でございまして、日常の維持管理は鏡の自治会の方が担っていただいて、いつもきれいにしていただいております。ただ、浸食された風雨によるえぐれであったりとか、どうしても鏡山は砂山ですので浸食されやすい山でもあります。

そういったところで数年前に、アウトレットから鳴谷池までの間がかなりえぐれた時期がありましたので、一度業者さんを入れて補修もしたことがあるんですが、今はその後のままの状態であります。実際に歩かれた希望が丘から鳴谷池までの間も、ハイキングコースですので、歩ける幅だけの狭いところでえぐれている箇所も何か所か確認もしております。子どもたちが歩くにはちょっと危険な場所もあるなというのは認識しております。

なかなか土のう袋を置いたりとか、できる範囲での補修しかできていないんですけれども、小まめにハイキングコースを、町職員もそうですし、ハイキングされている皆さんから御指摘をいただいたりして、小まめな補修を続けていくことが大事かなと思っておりますので、メンテナンスについてはそういう回答とさせていただきます。

もう一点の見晴らしについてでございます。もう数年前から課題となっておりました、その展望台からの眺望が良くないという、見えないという課題について、数年前から林野庁と協議しまして、国有林の保安林ですのでなかなか時間はかかったんですけれども、何とか伐採、それから去る3月上旬には植樹までしまして、一旦、あそこの展望台前の伐採行為については完了したという状況でございます。観光サイドでいうと、見晴らし、眺望という視点があるんですけど、一方で、国有林で保安林で地産という役目も担っているところがあるので、見晴らしを良くするためだけに木を切るというのがなかなか難しい場所でもあるので、その辺は粘り強く国のほうとも協議をしながら、可能な範囲でハイキングも楽しめる、また、地産の山の機能としても維持していける、この両立を目指しながら今後も進めていきたいなというふうに思っております。

回答とさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 内山議員。
- ○9番(内山英作) 最初の回答にもありましたように、小学校におけるふるさと 学習での校外学習とか、またこども園においては園外保育の一環として、鏡山及 び雪野山の登山に対する機会を設けていただくということですので、誰もが気軽 に登られるような環境整備をお願いさせていただきたいと思います。

終わります。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。 内山議員。
- $\mathbf{O9}$ 番(内山英作) 9番、内山英作。令和6年第1回定例会一般質問。

健康づくりは、地域で。

第六次竜王町総合計画で健康づくりの推進の課題として、「町の健康課題を町民一人ひとりが認識し、様々なつながりの中で、自らの健康を維持・増進できるよう、生涯を通じた健康づくりの取組を推進する必要があります」と挙がっています。そこで、身近な集落単位での健康づくりへの取組は、大変重要になってくると考えます。

次の2点についてお伺いします。

- 1、健康推進員の役割と集落での具体的活動の内容は。
- 2、健康推進員不在地区への対策は。
- **〇議長(小西久次)** 西村健康推進課長。
- **〇健康推進課長(西村忠晃)** 内山英作議員の「健康づくりは、地域で」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、「健康推進員の役割と集落での具体的活動の内容は」についてですが、健康推進員の役割としましては、住民の健康保持増進を積極的に推進するため、正しい知識と技術を持って、自らが率先してより良い健康生活の実践者となり、地域における健康づくりの普及啓発及び指導を行い、地域の実情に即した効果的な方法をもって健康づくりを推進することにあります。

また、具体的活動の内容については、本町が掲げる「りゅうおう健康ベジ7チャレンジ」を踏まえ、血圧測定、より良い食生活のための食事に係る塩分濃度測定、オールベジ7チャレンジに関するチラシ、セルフチェックシートの配布といった啓発活動や、おたっしゃ教室での体操、ウオーキングといった運動推進活動等が挙げられます。

続いて、2点目の「健康推進員不在地区への対策は」についてですが、現在行っている対策としましては、健康推進員不在地区であっても住民が健康づくりに関する情報に接し、関心を高める機会が持てるよう町保健師、管理栄養士等による出前講座を実施したり、自治会での健康推進活動につなげていただくよう区長、福祉委員等へ健康づくりに関する情報提供を行ったりしています。令和6年度からの新たな「りゅうおう健康プラン」では、基本施策の1つとして、「健康づくりに取り組みやすい地域づくり」を掲げており、重点的に推進する取組として、健康推進員不在地区を健康づくり重点地区として設定し、地区担当保健師を中心に健康づくりの推進を図る予定です。そのほか、竜王町健康推進協議会とも連携し、不在地区があっても町内全域を対象とした取組ができる方法、仕組み等の検

討を進めていくことと併せて、健康推進員の活動が維持できるよう取り組んでい きたく考えています。

以上、内山議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 内山議員。
- ○9番(内山英作) 2点目の、健康推進員の不在地区解消のことなんですけれど も、現在、32集落のうち不在地区は何地区か、今日までの大体の傾向はどうな っているかを教えていただきたいのが1点。

それから、健康推進員不在地区の解消について、答弁にもありましたように、区長とか福祉委員等への健康づくりに関する情報提供を行ったりしていますとありました。私も同じ考えですけれども、例えば総務課の所管で、竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業というのがありますね。それの活用の1つとして、毎年自治会の年度当初に申請されるわけですけれども、一般事業の中に「地域共生まちづくり活動」というのがありまして、そこに「高齢者支援活動」とか、「子育て支援活動」、「健康づくり活動」など4項目があるわけです。できたらこの不在地区に対しましては、健康推進員さんがおられなくても自治会で取り組むことですので、健康づくり活動として年間事業計画をできるだけ最優先項目として挙げてもらうようにお願いされてはどうかなと思うんですけれども、どう考えておられるか、それもお伺いしたいと思います。

それから、社会福祉協議会のほうでは毎年一、二回、地域の自治会長、それから民生委員、福祉委員、三者合同の研修会等をされてますけれども、またこの場を借りても、特に健康推進員の不在地区のところについては何回も繰り返してこの健康づくりの重要性を言っていただいて、取組をしていただくようにお願いされてはどうかなというふうに思いますけれども、その辺をどう考えておられるかお伺いします。

以上です。

- **〇議長(小西久次)** 西村健康推進課長。
- **〇健康推進課長(西村忠晃)** 内山議員の再質問への回答でございます。

健康推進員の不在地区の状況でございますけれども、現在6地区が不在地区となっておりまして、来年度の見込みなんですが、現状11地区に増える見込みでございまして、対策なりの強化が必要かなと考えているところでございます。

まちづくり交付金事業の活用につきましてですが、またこちらにつきましても メニューとして健康づくりでありますので、区長会等を通じてこの紹介等をさせ ていただいて健康づくりにつながるようにしていきたいと思いますし、また、3 点目の社協の三者合同研修会での機会でございますが、これまでからもこの機会を通じまして情報提供等をさせていただいておりますので、そのほかの機会も含めまして健康づくりに関する情報提供を適宜行っていき、地域における健康増進につなげていきたいと考えておるところでございます。

以上、再質問の回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 内山議員。
- ○9番(内山英作) 不在地区が6地区から11地区に倍増しているんですけど、 今答弁にもあったように、あらゆる機会を通じて自治会全体で考えてほしいとい うことで、推進員がおられても、おられなくても関係なしに、健康づくりの重要 性をあらゆるところで訴えていただきたいと思います。

再々質問ですけど、答弁の一番最後にありました、組織として竜王町健康推進協議会とも連携し、不在地区があっても町内全域を対象とした取組ができる方法、 仕組み等の検討を進めていくことと書いてますけど、具体的に何か決まったもの があったら教えてください。

- **〇議長(小西久次)** 西村健康推進課長。
- **〇健康推進課長(西村忠晃)** 内山議員の再々質問にお答えしたいと思います。

健康推進協議会につきましては、健康推進員さんの集まりというふうなところ で協議会の体制を組まれております。

現在、健康推進協議会の活動といたしましては、町の事業も含め県の事業とも連携しながら、交付金を頂きつつ、健康に関する事業をやっていただいているところでございます。協議会の中では地区連絡員でありますとかいう体制もありますので、そういったところでいろんな活動の事業に関する協議等も行っていただいているところでございます。

健康づくり協議会といたしましては、健康推進員の人数も現在減ってきてはいる状況ではあるんですけれども、県内市町の状況と比較しますと、人口当たりの健康推進員の数はやっぱり多いというふうなところでございますし、また協議会としましても、令和4年度に地域活動を通じまして地域住民の食生活の改善に多大な貢献されているというふうなことから、県知事からの表彰も受けておられるところでございます。そういった活動のベースもございますので、そうした活動を活かしつつ、新たな取組についても検討いただきたいなというところで考えておりますので、一応問題提起等はさせていただいておりますし、それの解決に向

けての課題設定をどうするのかといったところは、その地区の連絡員等を通じて協議している最中でございまして、まだ具体的にこうしようというようなところまではいっておりませんが、引き続き検討のほうは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(小西久次) 次に、7番、澤田満夫議員の発言を許します。
 7番、澤田満夫議員。
- **〇7番(澤田満夫)** 令和6年第1回定例会一般質問。7番、澤田満夫。 企業版ふるさと納税の取組は。

竜王町の個人の寄附によるふるさと納税は、令和5年の中間事業者の変更を契機に飛躍的に増加していると聞いており、今後も右肩上がりに推移していくものと大いに期待しております。

一方、国は企業版ふるさと納税制度を平成28年度に導入しました。さらに令和2年度にはその制度も改正され、取り組む自治体数も大幅に増加しております。 具体的には、昨年の令和4年度は、制度が改正された前年の令和元年度と比較すると、3年間での寄附の受入れ件数は6.3倍、受入れ額は実に10倍となっております。ちなみに、この間の個人ふるさと納税の伸び率は、件数で2.2倍、金額で2.0倍であり、もちろん、個人版の勧誘も一層図らなければなりませんが、企業版の伸び率が個人版に比べてはるかに大きいことも注目すべきことであります。

ところで、竜王町の財政は、周知のとおり町内大規模事業所に大きく依存する 状況にあり、そのことにより、町政運営は当事業所の景気に左右されることは至 極当然であります。

また、個人によるふるさと納税の取組は、自治体間競争も今後も一層激しくなり、かつ、都市部の税金の流出も問題になりつつあり、厳しい環境に置かれてきました。

これら2つの理由から、全国的に企業版ふるさと納税において自治体の取組が 急増している状況を考えれば、竜王町も取り組むべきではないかと思いますが、 町はどのように考えているのかお伺いします。

- 〇議長(小西久次) 谷未来創造課長。
- **〇未来創造課長(谷 大太)** 澤田満夫議員の「企業版ふるさと納税の取組は」の 御質問にお答えします。

企業版ふるさと納税は、地域再生法に基づき、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対して志のある企業を呼び込むことで、地方創生の取組を深化させていくことを狙いとして、平成28年度に創設された制度でございます。令和4年度に寄附を受領した地方公共団体の数は1,276、寄附を行った企業の数は4,663、寄附実績は約341億円、件数が8,390件と、いずれも前年度と比較して1.3~1.7倍と大きく増加しているところでございます。

本町におきましては、ようやくではございますが、昨年度から具体的な準備を開始し、寄附の対象となる事業を定めた地域再生計画「竜王町まち・ひと・しごと創生推進計画」を作成して、令和5年3月31日に国の認定を受けたところでございます。

その中では、

- ・まちの強みを磨き、安心して働き続けられるまちづくり事業
- つながりを築き、新しいひとの流れをつくるまちづくり事業
- ・結婚、出産、子育て、教育の希望をかなえるまちづくり事業
- ・ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちづくり事業
- ・多様な人材の活躍を推進するまちづくり事業
- ・新時代にチャレンジするまちづくり事業

の6事業を設けて、竜王町コンパクトシティ化構想の実現を中心に、町の地域 創生を推進していくこととしております。

本年度は、企業へのアプローチ方法の検討やパンフレットの作成等の準備を進め、2月には本町で第1号となる寄附のお申出をいただくことができました。

今後におきましては、当該制度が令和6年度までとなっていることに留意し、他市町の事例やノウハウを有する民間事業者の支援も活用しつつ、トップセールス等による企業へのアプローチ等を強化して、より多くの企業とWin-Winの関係を構築するとともに、寄附収入の確保を図り、未来につなぐ魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 澤田議員。

〇7番(澤田満夫) ただいま回答いただきまして、既にお取組もいただいているということでございまして、本当に安心させていただきました。この質問に際しまして、その取り組む必要性、理由なりを整理してきたところでございますけれども、既に前年度から取組を開始されているということでございまして、非常に

うれしく思っているところでございます。

したがって、この再質問に対しまして改めて申すこともなかなか見つからない ところでございますけれども、一つ申し上げたいところは、企業にとりましても 非常にメリットがあるということでございます。

といいますのは、企業の場合は、寄附をすれば損益勘定の中で入れてますから 利益が減ると、それに対して所得がかかりますが、ところがこれについては、税 金自体が減るということで、企業としても非常にメリットが大きいところでござ います。そして、こういうことに寄附しているということでPRになるというこ とでも、企業は非常にメリットがあるということでございますし、竜王町といた しましてもパートナーシップも築けるということで、非常にメリットがあるかな というふうに思います。

ただ、現状はどうも企業サイドから見れば、そういった対象の自治体が少ない、 あるいは見つからないというのが実情だそうでございますので、今、こういった 取組をさらに進めていただければ非常に良いかなというふうに思いますので、こ こにトップセールス等、企業によるアプローチと書いてますけど、ぜひお願いし たいなということでございます。再質問というより、お願いということになりま す。

一応この質問につきましては、これで終わりたいというふうに思います。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇7番(澤田満夫)** 次の質問に移ります。

令和6年第1回定例会一般質問。7番、澤田満夫。

IC周辺の機能向上と産業用候補地の関わりは。

竜王町は、竜王インターチェンジ周辺の機能向上のため、毎年、国及び県に対し要望を行っている。具体的には、国道8号と国道1号への交通インフラの拡充と併せて、インターチェンジに直結する機能強化である。

しかし、近い将来においての交差点改良やインターチェンジへの導入線の延伸を図ったとしても、国道8号と国道1号に通ずるには、いずれも国道477号を経由しなければならないため、安全上の改善は見込めても、現在の休日や平日の出勤時間帯の渋滞において劇的な改善は見込めません。

このインターチェンジ周辺は、現在の開発スピードからすると、10年から20年後には企業の集積地や物流拠点として様変わりするものと予想されます。このことから、交通量の増加によるインターチェンジのゲート不足とゲート外の北

方向及び南方向ともに交通環境も悪化するものと思われます。ついては、中長期の将来を考えた場合、インターチェンジ本体の整備を必要とする時代は必ず訪れると考えます。過去には、南北方向への交通量の分散化を図ることを念頭に、南側への料金所の設置も要望されたこともありましたが、現在はしていないということです。

本町では現在、複数の産業用候補地を検討していますが、その中にインターチェンジに接している候補地があります。

そこで、将来のインターチェンジを含めた周辺の機能向上のために、この候補 地の周辺の一部をインターチェンジの整備地として残すなど検討しなければなら ないかと思いますが、町の考えを伺います。

- **〇議長(小西久次)** 市岡建設計画課長。
- **〇建設計画課長(市岡忠司)** 澤田満夫議員の「I C周辺の機能向上と産業用候補 地との関わりは」の御質問にお答えいたします。

竜王インターチェンジとその周辺道路のインフラ機能向上は、インターチェンジ周辺地域の渋滞対策、地域振興及び開発構想に非常に重要な要素となることから、従来から時々に応じ検討や必要な整備に取り組んでまいりました。

平成22年のアウトレット開業時点においては、関係機関が参画して竜王インターチェンジ関連道路整備検討協議会を設立し、円滑な交通処理を行うことのできる交通基盤整備の方策について検討を行いました。その協議結果を踏まえ、竜王インターチェンジロ交差点や竜王インターチェンジ南交差点の改良として、国道477号右左折レーンの新たな増設、薬師北交差点の新規整備や竜王インターチェンジの改良としてETCブースの増設、周辺信号機の管制コントロール化等、関係機関が協力し様々な対策を講じてきました。

滋賀竜王工業団地整備に当たりましては、国道477号竜王インターチェンジ 南交差点の改良として右折レーン延長とともに、岡屋交差点までの拡幅等行って いただきました。

次に、竜王インターチェンジそのものの機能強化を目指す取組として、国道477号の竜王インターチェンジ南側から高速道路に直接アクセス等の検討がございます。平成20年頃から議論に上がっており、平成25年度には、国道477号竜王インターチェンジ南側からの高速道路へのアクセスについて、スマートインターチェンジ形式で、本線直結型、サービスエリア・パーキングエリア接続型、また、京阪神方面のみの流入流出に対応できるハーフインターチェンジ型等可能

性も含めて検討を行い、ネクスコや国県に対し要望や協議を行いました。さらに 平成28年度には、スマートインターチェンジとしてアウトレット側からの高速 道路本線への直結も、加えて検討を行いました。

これを踏まえ、平成29年4月には高速道路関係国会議員へ、同年5月には国 土交通省高速道路課長及び国道防災課に対し、町長自ら面会を行い、竜王インタ ーチェンジの機能強化の必要性、特に南側からのスマートインターチェンジ機能 を有するアクセスを要望させていただいたところです。

国においては、竜王インターチェンジ自体は標準的で問題があるとは言えず、接続する国道477号の脆弱性に課題があるとの見解を示され、併せて、国道477号管理者の県としては、対策を検討するとの見解を示されました。

これにより、県においては、滋賀県道路整備アクションプログラム2018に 事業化検討路線として位置づけをされ、調査、測量、設計等を行っていただきま した。その結果、アクションプログラム2023では、前期着手路線として位置 づけをされ、令和6年度から薬師北交差点付近の改良工事に着手していただく予 定となっております。

こうした経緯により、現状においては、新たな産業用候補地の中でインターチェンジの整備地としての検討は行っておりません。しかしながら、これらの候補地の優位性を確保していく上では、周辺道路の機能向上は非常に重要であると考えておりますので、今後の進捗、熟度に合わせ調査研究を行い、段階に応じ必要な要望も行ってまいりたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 澤田議員。

〇7番(澤田満夫) 再質問させていただきます。

ただいま回答では、インターチェンジ周辺の機能向上のために町として取り組んでこられた経緯を詳しく説明していただきまして、よく理解させていただいたところでございます。しかしながら、最後におきまして、産業用地のエリア内での取組というのは今のところは考えていないというようなことを述べていただきました。

私は今回、ここで質問を提出させていただきました背景を少し述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、今現在、国土交通省や各高速道路株式会社が近い将来、2020年において、6者共同で高速道路のETC専用化を目指すというロードマップを公表さ

れました。これによりますと、都市部では令和5年に、そして地方では令和10年ぐらいまでに、高速道路の料金書に関してETC専用化等による料金書のキャッシュレス化、それからタッチレス化を経て、全ての料金所をETC専用に切り替えていくというものでございます。いわゆる一旦停止のないスマートインター化でございますけれども、これは混雑の緩和と将来的な管理コストの削減、さらには料金の受取りの人員確保ということを目的として取り組むようでございます。

なぜETC化と南ゲート増設に係る話をリンクさせるかということでございますけれども、経緯の中でありましたように、過去に南方向への料金所の増設要望をしたという経緯があったようでございますが、今回も町長自ら要請をされたということを回答いただきましたけれども、その理由としては、標準的な問題があるとのことではないので要望も却下されたという話でございました。

今回、私が申し上げているのは、将来を見据えた対応を検討してはどうかとい うことでございます。

今現在、このETC化というものにつきましては、この滋賀県下も非常に進んでおりまして、ちょうど本格的にスマートインターがスタートしましたのが、平成18年からなようでございます。それ以後、2013年に湖東三山スマートインター、蒲生スマートインター、この2つが2013年にできました。2017年には小谷城スマートインター、そして2023年には、去年ですけれども、多賀スマートインターができ、そして今、黒丸スマートインターが事業中だということで、さらには、南部では事業中の大津スマートインターが事業中だということで、さらには、南部では事業中の大津スマートインターの準備に着手していると。今後もできるであろうものも含めますと、県下の中で7か所が併用を開始すると、非常に県下でも進んでいると。全国的には、去年の12月におきまして約160か所ぐらいに増えているようでございまして、計画を含めたら200近くになるんじゃないかなというふうな社会状況でございますので、そういった社会状況に乗り遅れないように一つ、提案をさせていただいているというところでございます。

ちなみに、本日3月18日は瀬田西インターチェンジ、そして、信楽インター チェンジでしたか、既存のインターチェンジですけれども、スマートインター化 されるというふうなニュースがありまして、今日の午前0時からこれに替わって いるかなというふうに思っています。

今後もそういったことを考えますと、インターチェンジのスマート化が進むと

いうことを視野に入れて、今までの概念を捨てて、竜王インターチェンジの南ゲートを増設してはということで、私の考えを述べさせていただいているところで ございます。

今、私が述べさせていただきました内容に対して再度、御見解をいただきたい なというふうに思います。

〇議長(小西久次) 西田町長。

○町長(西田秀治) 今、澤田議員の再質問ということでお答えしたいと思います。 過去の経緯は今、担当課長から説明したとおりでございまして、もちろん今の 竜王インターチェンジの機能強化というのはもう随分昔から議論されておりまし て、それをどうしていくのかって、一つはインターチェンジ自体の形をどうして いくのかという問題があって、私も今の仕事をさせていただいてから、もちろん そうだなという思いもありましたので、今、アウトレットを中心に北側から両方 向に進入路があります。それから、もちろん考えていったら、今からは工業団地 も増設され、南方面からのアクセス改善というのも必要だろうということで、一 つはインターチェンジの機能強化をしていきたいという思いもあって、県にも要望し、国にも要望してきたところでございます。

その中で、両方面からのインターチェンジへの侵入、出入りというのを、実は認めているインターチェンジはどこにもないということなんですね、今。これは、国土交通省の高速道路課長というのがおられますけれども、その方に具体的に要望したときにそういう話があって、そういうことも一つあって、もう一つは、逆に477号の改善をすべきじゃないのかということが県からもアドバイスがありましたので、県としても交通量調査とかいろんなことを今進めていこうと、それを待ちながら議論をしていったら、検討していったらいいんじゃないかっていうのが今の流れになっていまして、具体的に477号の道路の右折ラインとか左折ラインとか、そういうものの改善を今してもらって、今、薬師の北側の交差点改良もしてもらっているということで、今、477号の機能強化というか、そこに力点を置いて今現在進めているというのが今の状況でございます。

今ほど、ETC化ということも含めた取組っちゅうことの御提言もいただきましたので、もちろん何もそれを諦めているわけじゃなくて、できるものであれば、ダイハツ工業の物流もあるでしょう、いろんな工場の物流もあって、湖南の工業団地からのアクセスもありますので、そういうことからすると、過去の流れからいくと、岩井のところにスマートインターチェンジを造るという話が過去にあっ

て、それは過去の日野の問題とかがあって、結局それが蒲生に至ってこうなった という流れがあるんですね。だから今、蒲生インターがあそこに造られた意味は 歴史的にはそういう問題があって。

いずれにしても、竜王のアクセスを良くするという意味では、おっしゃるようにスマートインター化というのも一つの手法だろうと、ただ、今のインターチェンジの場所で南北同時ということはちょっと今のところは難しいのかなと。ただ、国の国土交通省の施策も変わってくるということがあれば、それはまたそれを捉えてやっていったらいいと思いますし、またスマートインター化で今、湖南市が菩提寺のところにスマートインターを造りたいという要望を持っておられますし、また、竜王町もできれば竜王町と黒丸の間にというのもあるんですけど、少しその辺りの距離間とかいうことも含めて今からもう少し考えていったらいいのかなというのが今の我々の思いでございます。

ですから、ETC化とか一つの動きというそういヒントもいただいたので、現時点では477号の機能強化というものを県と一緒にやりながら、1号線と8号線のアクセス数を改善しようというのが今の我々の考え方ですけれども、もう一度そこの機能強化という面にも目をやりながら進めていきたい、それができれば一番良いと思いますし、竜王町の物流とかいう点には大きく寄与すると思うんですけれども、課題としてはかなり難しい課題ではあると。ただ、できることはやっていかないかん、そういうふうに思っていますので、また引き続きいろんなニュースがあったり、またいろんな提案をいただいて一緒にやっていっていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

〇議長(小西久次) 澤田議員。

○7番(澤田満夫) ただいま、町長から直々に今の再質問での見解をお示しいただきました。ぜひともしっかりもう一度検討いただきたいというふうに思います。実は、この質問に際しまして、いろいろな関連のプロっちゅうのか、そういう方に話をお聞きして質問させていただいているわけでございますが、国道事務所に勤務している職員にいろいろアドバイスをいただいて質問させていただいたということでございまして、これから再々質問というより、参考の意見というふうなことでお聞きいただければなというふうに思っています。

といいますのは、今日ここに航空写真を持ってきたんですけれども、ここに書いてます竜王インターチェンジの出入りコースの分散化というタイトルで、今現

在のインターチェンジの真ん中なんですけれども、赤線で新しく「オフランプ分流」という、このここで分かれるわけですね、分かれて、こちらへ来て、ここでゲートから477号線に出ると。こっちからまた上がるときにはこっちからこう上がってきて、このインターのぐるりを回って、このここで高速道路の高さまで上がって、そして助走して本線に入ると、こういうコースはやったらできるやろうと。

これは先ほど言いましたように、国道事務所の職員の方に聞いたところでございまして、私自身の考え方をどう思うって言ったら、考え方としては非常に良いなということを言ってもらいましたので、自信もって一応質問させていただいたところでございますので、これはあくまで今、小口のインターチェンジの上の産業用地を何とかしようということでございますので、全てやってしまうと元も子もなくなるので、もし参考にしたのが一部だけだと残していただいたらどうかなということで、一応参考に提案型の再々質問にさせていただきたいと思います。以上でございます。

- **〇議長(小西久次)** 西田町長。
- **〇町長(西田秀治)** 再々質問の提案ということで、ありがとうございます。もし これが実現可能であれば、私も進めたいと思います。

南ゲート料金所というプランですけど、これが先ほど申し上げたような形の中でどのように進めていくのが、今はこのワークマンだとか、アウトレットのほうから入ってくるということです。この案でいくと、いわゆる477号から入って、南側から右左ということですので、先ほど私が申し上げた南北同時侵入っていうのが本当に可能であれば、私はぜひやりたいと思います。これが一番この地域の大きな課題ですから。それがどうかというのは議論も深めていかなきゃいけないし、国交省の思いもあるでしょうし、これに係るコストもありますから、それ全体を考えながらやっていきたいなと思います。

いずれにしても、一つの提案として具体的にありがとうございます。中身をよく見ていきたいと思います。ありがとうございます。

〇議長(小西久次) この際、申し上げます。ここで午後4時05分まで暫時休憩 いたします。

> 休憩 午後3時48分 再開 午後4時05分

〇議長(小西久次) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、大橋裕子議員の発言を許します。

4番、大橋裕子議員。

〇4番(大橋裕子) 令和6年第1回定例会一般質問。4番、大橋裕子。

今日は3問質問させていただきます。

勘定海路遺跡の保存は。

竜王町コンパクトシティ化構想に伴う「交流・文教ゾーン」整備造成工事に先立ち、発掘調査を町教育委員会は進めておられます。この発掘調査により、平安時代の墨書土器や緑釉陶器のほか、掘っ建て柱建物跡が出土しました。このことから、文字が読み書きできた支配者層や地域の有力者が暮らしていた可能性が推察されます。

1月28日、竜王小学校学校運営協議会などが現地見学会を企画し町民や児童 ら55人が参加し、私も参加させてもらいました。この出土品の中には、縄文時 代の石器で先端がとがったやじりのほか、石包丁、磨り石も見つかりました。こ の遺跡は「勘定海路遺跡」と呼ばれ、竜王町の歴史を物語る上で、特に竜王町の 平安時代の生活を知る上での手がかりとなる大変貴重な物であります。

そこで、次の3点を伺います。

- 1、現地での説明会を小中学校の児童生徒に郷土学習の一環として現地学習を行う予定はありますか。また、一般住民にもその予定はありますか。
 - 2、この遺跡や建物跡の保存や見える化は。
 - 3、出土品の保管管理や展示をどのように考えておられるのか。 この3点を伺います。
- **〇議長(小西久次)** 知禿教育次長兼生涯学習課長。
- **〇教育次長兼生涯学習課長(知禿雅仁)** 大橋裕子議員の「勘定海路遺跡の保存は」 の御質問にお答えいたします。

現在、交流・文教ゾーンの開発に伴い埋蔵文化財本発掘調査中です。当該地は、 竜王町内遺跡分布の中で勘定海路遺跡に指定されており、令和5年9月から令和 6年3月までの予定で調査を進めているところです。今般、議員仰せのとおり、 当町のこれまでの歩みの一端を詳細に物語る遺構及び遺物が出土したところです。 まず、1点目の「現地での説明会を小中学校の児童生徒に郷土学習の一環とし て現地学習を行う予定があるのか。また、一般住民にもその予定はあるのか」に つきましては、現地説明会として、一昨日の3月16日の午後に現地説明会を開 催しました。これは、小中学生を含む広く一般住民向けで実施したもので、多く の参加者があり、中には、子どもたちを含む親子連れの参加者の姿も見受けられました。なお、今後、現地は校舎建設に向け造成工事が行われる予定であり、遺構面の損壊防止のための保護層を設ける中、埋め戻しの予定です。

そこで、今回検出された遺物・遺構については、現物保存や記録データとして 残し、今後、小中学校において歴史学習や郷土学習に活用していただくよう、情 報提供していきたいと考えています。また、令和6年度も今回の調査地に引き続 く地点の本発掘調査を予定していることから、学校とも連携し、子どもたちに遺 跡発掘現場の見学などの体験学習ができればと考えています。

次に、2点目の「この遺跡や建物跡の保存や見える化は」につきましては、現物保存や記録データを考えており、調査地につきましては、調査の内容と成果を図面・写真等により詳細にわたりデータ化による記録保存することで見える化し、必要に応じ閲覧可能な状態で後世に残します。また、埋め戻しに際しては遺構が損壊しないよう、遺構上面に30センチ以上の保護層を設けることを前提に、現地(現状)保存することとしています。

最後に、3点目の「出土品の保管管理や展示をどのように考えているのか」に つきましては、今後、出土品は洗浄・接合・図化などを進め、整理作業後は保管 管理する予定です。また、その成果については、令和6年6月に公民館で、また、 秋には公民館及び図書館での展示を予定しています。加えて、11月にりゅうお う歴史文化講座での報告会等を予定しております。

以上、大橋議員への回答とさせていただきます。

〇議長(小西久次) 大橋議員。

○4番(大橋裕子) 子どもたちへの郷土学習ということでちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど言われましたようにデータ化するということで言われていたように思います。でも、現場を見るということは、やはりこれ以上の資料といいますか、遺跡が本当にここに生きていたということを示すものとして大変重要なことと考えます。例えば写真とかテレビ画面とか、そういった画面で見るのとは違いまして、先ほども申し上げましたように、やはりその場にあって初めてその遺跡が生きてくるといいますか、そういった子どもたちには生きた学習をぜひしていってほしいなというふうに思っています。

ただ、子どもたちに、こういう企画を何月何日にするから来られる人は来てくださいと言うんではなくて、全員が何らかの形で授業の一環として取り組んでいただければと思っています。そのときには、その遺跡を見ても何のことか分から

ないという子どもたちがたくさん出てくると思うんです。でも、それが将来、何かそういったものを知ったときに、あのときに説明してもらったものだということを子どもたちは分かってくれると思います。それが最初に郷土学習として見たものと一つに結びついてくると思うんです。ですので、本当にこんな良い機会というのはないと思いますので、ぜひ子どもたちに現場を見せていただきたいなというふうに考えております。

この辺はいかがでしょうか、質問させていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 知禿教育次長兼生涯学習課長。
- **〇教育次長兼生涯学習課長(知禿雅仁)** 大橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの回答でも申し上げましたように、来年度、令和6年度につきましては、別の調査地で同じように本発掘調査を予定しております。その際にも遺構なり遺物が出てくるという想定での発掘調査でございますので、その時点でもし発掘現場を見学するようなことになりましたら、学校と調整させていただきまして、当然学校のほうはいろんな授業があります、そういった授業を中に組み込まれるというのはなかなか厳しいということもありますが、何とか学校と連携しながら、少しでも時間があるようでしたら、その方向で進めをさせていただきたいと思いますが、今のところその見学、歴史講座、郷土学習ができるというまでは、ちょっと回答は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上、再質問の回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 甲津教育長。
- ○教育委員会教育長(甲津和寿) 大橋議員の再質問の中の、ぜひとも現場をということのお声は大変重要なことだと思っておりますので、現場主義というのはとても大事にするべきやと思っておりますし、やっぱり現地を見て初めて分かるというのもおっしゃるとおりですので。

せんだっての16日午後の現地説明会でも、私も現場にも行っておりましたが、 やっぱりこの地というか、この苗村神社がこの近くにあり、あるいはまた雪野山 が見え、鏡山が見える、いわゆる平地のこの場所は、まさに平安時代の一つの栄 えたところであったと、そういうところは現地に行って見て初めて分かるという こともあろうかと思います。

そういった意味でおっしゃっている「現場主義」、「現地主義」というのは大 事にさせていただきたいと思いますが、ちょっと今現在発掘したところについて は、いよいよもう中心核の整備を進めていく時期に来ておりますし、ちょうど今 学校が春休みにこれから入る時期であったり、新年度明けて4月が早々のスター トということになりますので、ちょっとこの時期に合わせてそれを組み込むのは なかなか難しいかなというふうには思うところでございます。

ただ、次長も申しましたように次の計画もありますし、そういうところでやっぱり現場を見てもらうような工夫というのは、竜王小学校の子どもたちだけに限らず、西小学校の子どもたち、場合によっては中学生にも案内できたらというふうにも考えますので、そういう意味で、今おっしゃっていただいている趣旨をしっかり踏まえた今後の対応はしていきたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

- **〇議長(小西久次)** 大橋議員。
- ○4番(大橋裕子) 今の遺跡はちょっとなかなか難しいかとは思いますけれども、次の機会にでもぜひ現場というのを子どもたちに見せてあげてください。小学生だけやなくて、中学生にももちろん見せてあげてほしいと思います。そこの地域学習をする学年だけではなくて、やはりたくさんの子どもたちに見ていただきたいと思っています。学校のほうもたくさんカリキュラムがあって、それをこなすのも大変やと思います。その辺は重々分かるんですけれども、こんなに良い機会はないと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一つお伺いしたいんですけれども、今回の勘定海路遺跡に関しても、読売とか中日新聞とかいろんな新聞なんかでも取り上げられております。 竜王町というところは本当に、町民憲章にもありますように「緑と文化」ということで、歴史的にもかなり古い土地柄だと思います。古墳時代をはじめとしまして、そこからずっといろんなものが、古墳なんかもたくさん残されてきているわけなんですけれども、そういった中でいろいろな遺跡であったり、古文書であったり、土器であったり、いろんなものが出てきていると思うんですけれども、そういったものを常設展示するといいますか、そういうスペースといいますか、そういったものをつくっていただくお考えはありますでしょうか。

- **〇議長(小西久次)** 知禿教育次長兼生涯学習課長。
- **〇教育次長兼生涯学習課長(知禿雅仁)** 大橋議員の再々質問にお答えいたしたい と思います。

いわゆる文化財の資料館を造るかという話でございますが、やはり今、我々町

といたしましては財政状況、そしてから今目指しておりますコンパクトシティ化 構想、そういったことについて優先的に建物を建てていくといういうことがまず 第一でございます。そういった中で新たにそういう資料館を設けるということは、 今現在としては考えておらないというところでございます。

ただ今後、いろんな長寿命化、そしてから公共施設の場で、もし再利用、再活用できるような施設がありましたら、そういったところを利用しながらでもできたらいいのかなというように思いますし、あと、そういった資料館の代わりにもし皆さん方に周知啓発するのであれば、竜王町内にはいろんな施設がございます、そういった中でもし遺物なりの安全性が保たれるようであれば、そちらのほうに貸出しするなりして、少しでも住民さんなり、いろんな施設に来られる方に啓発活動として見せることはできるのかなというようにも考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、大橋議員の再々質問の回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- ○4番(大橋裕子) それでは、2つ目の質問に移ります。

竜王町緊急通報システム事業の課題は。

2月2日に、民生委員児童委員と議会議員との懇談会がありました。その中で、 竜王町においても高齢化社会を見据え、独居老人を地域において安心して見守る ために、竜王町緊急通報システムの普及が求められる話がありました。

竜王町緊急通報システムとは、自宅で体調の急変や転倒によるけがなど緊急を要するとき、ボタン1つで相談センターにつながり、救急車を呼ぶことができます。対象者は65歳以上で、町内に居住しており、協力員体制を確保でき、機器の使用が可能な人であります。利用条件としては、固定電話回線が用意でき、または携帯電話の使用方法を理解できる人とあります。

サービス内容は、相談センターにつなげ、必要に応じて救急車出動要請をする「緊急通報サービス」、24時間いつでも相談できる「健康相談サービス」、月2回健康状態などを聞く「お元気コール」があります。利用料は独り暮らしの場合、固定型は無料、携帯型は924円、2人以上の場合は固定型1,386円、携帯は2,310円であります。

そこで、次の4点を伺います。

- 1、この事業の周知方法は。
- 2、現在、竜王町ではどのくらいの利用があるか。

- 3、利用料に対する助成の考えは。
- 4、協力員の成り手不足の対応は。

以上、4点お伺いいたします。

- **〇議長(小西久次)** 中原福祉課長。
- **○福祉課長(中原江理)** 大橋裕子議員の「竜王町緊急通報システム事業の課題は」 の御質問にお答えいたします。

竜王町緊急通報システム事業は、高齢者の急病または事故等の緊急事態への対応を行うとともに、協力員の設置等を通して地域での高齢者の見守り体制を構築することにより、高齢者の安心・安全の確保を図ることを目的として、大阪ガスセキュリティサービス株式会社に委託し実施しております。

まず、1点目の「事業の周知方法」については、福祉課地域包括支援センターでの総合相談時や民生委員定例会、介護支援専門員連絡会、町ホームページ等において周知しております。申請書等の様式については福祉課窓口での配布や郵送、町ホームページからもダウンロードできるようにしています。

次に、2点目の「現在の利用状況」についてですが、令和6年1月末時点で37名の方が利用されています。利用者数は、入所や入院、死亡、転出等で変動はありますが、年々増加傾向にあります。利用者の内訳としては、独り暮らしの方が32名、独り暮らし以外の高齢者を含む世帯が5名で、利用機器につきましては、固定型装置が35名、携帯型装置は2名となっております。

次に、3点目の「利用料に対する助成の考え」についてですが、独り暮らしの方につきましては固定型装置で全額助成、携帯型装置では一部助成を実施しておりますが、独り暮らし以外の高齢者を含む世帯の方には、公費負担は実施しておりません。他市町では、世帯状況ではなく、疾患や障害者手帳の有無等の条件や所得段階による利用料を設けている例もありますが、本町としましては、独り暮らしの方に安心して暮らしていただきたいとの思いから、現在の助成を継続していきたいと考えております。

最後に、4点目の「協力員の成り手不足の対応」についてですが、利用に当たり協力員3名の登録をお願いしています。協力員の多くはすぐに駆けつけていただける近隣住民、民生委員児童委員にお願いをし、普段からの見守りも含めてお引き受けいただけている状況です。

今後も協力員を確保していくために、地域全体での支え合いの認識を高め、気にかけあう人を増やしていく取組が必要であります。竜王町社会福祉協議会が今

後実施する「気にかけあう会議」等と連携しながら、高齢者の安心・安全の確保 を図る体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上、大橋議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 大橋議員。
- **〇4番(大橋裕子)** 再質問なんですけれども、竜王町におきまして今、65歳以上の独居老人というのはどのくらいの数がおられるのでしょうか。

そしてまた、この通報システムを使われている方で介護認定を受けておられる 方、その辺の数が分かりましたら教えていただきたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 中原福祉課長。
- **〇福祉課長(中原江理)** 大橋議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の独居世帯についての御質問でしたけれども、令和2年の国勢調査では、 高齢者独居世帯が382世帯おありです。また、今回32名の方が現在独り暮ら しで、緊急通報システムを御利用ですけれども、約半分の17名の方が認定がな く自立した方になります。また、要支援1の認定をお持ちの方が4名、要支援2 が4名、要介護1が5名、要介護2の方が2名となっております。全体として独 居高齢者の約10%の世帯の方がこの緊急通報システムを御利用されているとい うふうな現状になっております。

以上、大橋議員への再質問への回答とさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 大橋議員。
- ○4番(大橋裕子) ただいま回答いただいたわけなんですけれども、竜王町におきまして孤独死というのは、できるだけそういったものがないような形で町全体で見守っていく必要があるかと思うんですけれども、先ほど質問の中で申し上げました「お元気コール」というのがあると思うんですけれども、実際に先方さんから「お元気コール」を使ってどういったお話があったのかということをお伺いしたいと思っております。

それと先ほど、高齢者への周知方法の中で、町のホームページからダウンロードできるとか、役場の福祉課の窓口へ申請用紙をもらいに行くとか、そういう話もあるんですけれども、なかなか高齢者の方は役場へ行く機会もなく、パソコン操作もできない方がたくさんおられるかと思うんですけれども、そういった方々のためにも、できるだけ地域の民生委員さんをはじめとする地域の方々のそういったヘルプというのがすごく大事になってくるんじゃないかというふうに考えます。

やっぱり地域で見守るということがすごく大切なことかと思います。民生委員 さんだけやなくて、竜王町の赤十字奉仕団とか、それぞれの区域の福祉委員さん、 地域のみんなで見守るということが、この竜王町における孤独死というのを、あ ってはならないこういったことを、みんなで防いでいくことができるんではない かと思います。このことにつきまして、町のほうでも御意見をお伺いしたいと思 っています。

- **〇議長(小西久次)** 中原福祉課長。
- **〇福祉課長(中原江理)** 大橋議員の再々質問に回答させていただきます。

1点目の、月2回行われております大阪ガスさんからの「お元気コール」の中身、どのような内容になっているかということにつきましては、御本人さんの健康状態や生活状況についての確認の連絡となっております。様々なお話をいただいているようで、中には月2回そうやって連絡があることを楽しみにしておられる方もあるようです。時には、その電話で「今日こけました」というふうな報告や、「風邪で朝から吐き戻している」というふうなことをお話をされて、大阪ガスの相談センターの方が救急搬送の手配をしてくださったりというふうなことで、お医者さんに行かれるというふうなことのお手伝いをしていただくようなこともございました。

また、今、地域の中でみんなで見守り合いながら孤独死のない竜王町をという ふうな御意見をいただきましたけれども、またこの連絡がつかないときなどは、 福祉課や協力員さんに報告が入る形になっておりまして、安否確認の大切な手段 というふうになっております。

もう一点、周知方法についても御質問をいただきました。現在、実態といたしましては、高齢者の方御本人さんが来られるというよりは、民生委員さんや担当されたケアマネジャーさん、また御近所の方等が相談があってこのシステムを使っていただくというふうな事例が多うございます。ただ、そういったことも、高齢者御本人さんがネットを使えないというふうなこともありますので、関係機関の皆様にやはりこの制度を知っていただきながら、必要な方に御利用いただきながら、住み慣れた御自宅でお独りでも安心して暮らしていただけるように、今後も関係者との連携やまた周知も図ってまいりたいと思います。

以上、大橋議員への再々質問への回答とさせていただきます。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- ○4番(大橋裕子) 3つ目の最後の質問をさせていただきます。

ふるさと納税の分析と今後は。

平成20年度から始まった「ふるさと納税」は、自分の故郷や応援したい自治体を選んで寄附できる制度で、竜王町では令和5年度を見ると、4月は130件で357万7,000円、12月には1万1,458件で2億5,047万5,500円と、件数や納税額が12月以降大幅に伸びています。

そこで、次の3点を伺います。

- 1、急激な伸びを町としてはどのように分析しているのか。
- 2、返礼品には牛肉や米、果物などを充てているが、今後ほかにどのようなものを考えているのか。
- 3、寄附金の使い道を指定できる制度でもあり、地域貢献に直接関われるものでもあるが、町としての今年度の見通しとふるさと納税をどのようなものに使うのか。

を伺います。

- **〇議長(小西久次)** 岩田商工観光課長。
- **○商工観光課長(岩田宏之)** 大橋裕子議員の「ふるさと納税の分析と今後は」の 御質問にお答えいたします。

1点目の急激な伸びを町としてどのように分析しているのかについて、令和5年4月からふるさと納税の運営支援を行う中間事業者を変更し、ふるさと納税ポータルサイト上に掲載された返礼品がより魅力的なものとなるよう改善したことや、ニーズに沿った返礼品の開発及び拡充を図ることで、竜王町の返礼品が寄附者に選ばれやすくなったことに加え、首都圏をはじめ竜王町のことを知らない方々に対しても積極的にプロモーションを行ってきたこと等により、大幅な寄附の拡大につながったものと分析しております。

2点目の返礼品について、平成27年度の制度拡充により特産品の提供を開始して以来、毎年返礼品の種類を増加させており、現在では町の主な特産品は全て返礼品として提供しております。また、一般的なふるさと納税の傾向に見られるとおり、竜王町へ寄附をされた方が選ばれる返礼品は、約7割が近江牛で、約2割が近江米であることから、今後はこれらをはじめ、返礼品の提供が可能な数量を拡大することで、品切れ等により寄附の機会を失することなく、さらなる寄附拡大に繋げていきたいと考えております。

3点目の御質問のうち、今年度の見通しについては、令和6年2月末時点の寄 附額が4億6,284万2,500円であり、3月分の寄附額を加え4億7,5 00万円程度となる見込みです。

頂いた寄附金については、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附条例第3条の 規定により、寄附者があらかじめ指定した事業に対する費用に対して充てており ますが、同条第1項第1号から第5号までを指定された場合については、それぞ れの事業の目的に応じた費用に充てており、同項第6号として町長が必要と認め る事業に対する指定がなされた場合については、町独自施策として実施を予定し ております給食費の無償化や若者定住のための住まい助成事業、通学定期補助等 に要する費用に充てる予定でございます。

以上、大橋議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 大橋議員。
- **〇4番(大橋裕子)** 今の回答をお聞きして再質問させてもらいます。

このふるさと納税が急激に増えたということを昨年の会議の中で私は知りまして、これはどういうことなんだ、すごい良い話で、これからどんどん竜王町のふるさと納税っていうのは伸びていく可能性があるんだなということを思ったんですけれども、そこでお伺いしたいんですけれども、具体的にはどのような中間業者なのかということと、どのように改善されたかということをお伺いしたいと思っております。

- **〇議長(小西久次)** 岩田商工観光課長。
- **〇商工観光課長(岩田宏之)** 大橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど第2点目の御回答の中で、返礼品つきのふるさと納税を平成27年度から始めたと申し上げました。その後、寄附額は増加傾向にあったんですけれども、ここ数年、2億円を微増しているというような状況が続いてまいりました。

それで、何とかジャンプアップしたいという思いの中で、各社から提案を受けるプロポーザル審査をしようということになりまして、令和5年1月にプロポーザル審査をいたしました。ふるさと納税を取り扱う大手、またベンチャーの企業を合わせまして9者から提案を受けた中で、今回のこの令和5年4月から運営支援をお願いしております昼間事業者にあっては、四国の高知県が本社ではあるんですけれども、竜王町に職員を常駐させて営業所を置くというような熱心な提案もいただいたり、また、とがった返礼品といいますか、よくあるベースの近江牛のラインではなくて高額の返礼品であったり、低価格帯の返礼品であったり、隙間であったりとか、いろんなとがった返礼品を開発するという提案もいただいた中で、それではこの会社に頼んでみようということになりましたので、令和5年

4月から数字のほうが跳ね上がってきたという実情でございます。 以上、回答とさせていただきます。

〇議長(小西久次) 大橋議員。

〇4番(大橋裕子) そういった中間業者の変更によって、今までやってきたことを少し変えるだけでもこれだけの成果が上がるということで、すごく感動しております。

またいろんなアイデアを、これから返礼品におきまして開発していくことが求められていくのかと思うんですけれども、例えば今は近江牛とかお米なんかが結構返礼品に使われているというふうにお聞きしたんですけれども、体験型というので竜王町でしたら、今でしたらイチゴ、夏になりましたら梨とかブドウとか、いろいろたくさんの果物が取れたりとか、またサツマイモとか野菜が取れたりとか、竜王町独自のそういった産業といいますか、体験農業みたいなのを返礼品に持ってくる体験型の返礼品というものをプラスしたらどうかなというふうに考えるんですけれども、そういったことはお考えかどうかということをお伺いします。竜王町のPRにもなると思いますし、また町の観光という面におきましても、ますます伸びて発展していくんではないかと思うんですけれども、今のところ、体験型の返礼品ということについてお伺いしたいと思っております。お願いします。

〇議長(小西久次) 岩田商工観光課長。

〇商工観光課長(岩田宏之) 大橋議員の再々質問にお答えさせていただきます。

返礼品の、竜王町に来ていただいて体験するというコースは、以前から代表的なところでいうとゴルフコースのプレー券とかがございました。また、果樹狩り等も一部返礼品としては掲示しておりましたが、まだ数は少ないと。そういうところもテコ入れをしていきたいのと、先ほどの御質問にありました、地域おこし協力隊が開発してくれた地ビールを造る体験等もできる土台が整ってまいりましたので、とにかく今までのふるさと納税のメインであった「モノ消費」から「コト消費」、竜王町に来ていただいて体験していただくというところも大きなふるさと納税の返礼品の一つの項目になってこようかと思いますので、そういうところにも力を入れていきたいなと。

ただ、数量としてはやはり7割が近江牛で2割が近江米と、この比率はなかなか変わらないのかなと、これが倍増していくというか大きくなっていく中で、とにかく品切れ等を防ぐために、例えば具体的にはハンバーグであったりとかすると返礼品は6か月待ちとかいう状況ですので、こういったところの取りこぼしが

ないように、肉の加工所であったりとか、そういうところを増強していく、広げていくということも取り組んでいかなければならないかなと。もちろん地場産品基準というのがありますので、何でもかんでもできるというわけではないので、そういったルールを守りながらなんとか寄附額の増大につなげていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

回答といたします。

- ○議長(小西久次) 次に、10番、森島芳男議員の発言を許します。 10番、森島芳男議員。
- **〇10番(森島芳男)** 令和6年第1回定例会一般質問。10番、森島芳男。 国道8号西横関交差点改良事業の進捗は。

主要渋滞箇所に選定されている西横関交差点において渋滞の解消を図るため、 国道8号の野洲側の右折レーンを延伸する等を、令和4年12月定例会の総務産 業建設常任委員会の所管事務調査で説明がありましたが、事業の現在の進捗状況 を伺います。

- 〇議長(小西久次) 市岡建設計画課長。
- **○建設計画課長(市岡忠司)** 森島芳男議員の「国道8号西横関交差点改良事業の 進捗は」の御質問にお答えいたします。

国道8号西横関交差点については、国において主要渋滞箇所に選定されており、 その渋滞解消に向け、国県において交差点改良事業を進めていただいております。 経過としましては、地元への事業説明を踏まえ、平成30年度から令和元年度 にかけて測量設計を、令和2年度に用地測量を、令和3年度に建物補償調査を行っていただき、令和4年度にはその成果を基に用地買収及び建物補償に着手いた だきました。用地買収及び建物補償については、令和4年度に1件完了し、令和 5年度には新たに1件契約締結に至った次第です。残る対象物件については約1 0件あり、令和6年度の契約締結に向け現在、各地権者に対し鋭意説明を行い、 御協力のお願いをさせていただいているところです。

また、工事につきましては、令和6年度下半期に、支障となる光ファイバー情報ボックスの移設工事に着手予定と聞かせていただいております。

本町といたしましては、交差点改良が少しでも早く進みますよう、国県と共に 取り組んでまいりたいと考えております。

以上、森島議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 森島議員。

- **〇10番(森島芳男)** 交差点改良事業が少しでも早く進むように取り組んでいただくことを期待いたしまして、終わります。
- **○議長(小西久次)** この際、申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめ御了承願います。

次に、3番、若井政彦議員の発言を許します。

3番、若井政彦議員。

○3番(若井政彦) 令和6年第1回定例会一般質問。3番、若井政彦。

3 問させていただきます。

まず、1問目でございます。

道路交通環境整備は。

今日、町内の道路は、都市部を思わせるような渋滞状態が見受けられる箇所があり、朝夕の通勤ラッシュ時には右折車による危険な状況を目の当たりにすることがあります。本町の国道を除いては、右折矢印信号機のないことがこうした要因でもあると考えられます。右折レーンも延長するなど、環境整備についての考え方を伺います。

また、集落内を通過する道路が主要道路となり、地域住民の日常生活を脅かす 状況にもなっています。今後のまちづくりや災害等も考えるとき、地域住民の日 常との共用から画した新たな道路網を検討すべきと考えますが、その考え方につ いて伺います。

- **〇議長(小西久次)** 市岡建設計画課長。
- **〇建設計画課長(市岡忠司)** 若井政彦議員の「道路交通環境整備は」の御質問に お答えいたします。

まず1点目の、右折レーンを延長する等の環境整備につきましては、一般的に 交差点において右折レーンの延長が短い場合、右折車が増えると直進・左折レー ンにまで滞留し、直進車・左折車が通行できなくなり、交通渋滞が発生しやすく なります。この場合、右折レーンを延長することによって、より多くの右折車を 滞留させることができるようになると、直進車・左折車の通行が円滑に進み渋滞 の緩和につながります。

今年度は、岡屋地先の一般県道春日竜王線岡屋口交差点において、右折レーンの延長を、道路管理者である県で実施していただきました。現在、国道8号西横関交差点、国道477号薬師北交差点及び県道の東出交差点について、国及び県により交差点改良事業を進めていただいており、新たな用地取得等困難を伴うこ

とも考えられますが、本町といたしましては、引き続き国県と連携を密にし、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、新たな道路網の検討につきましては、議員仰せのとおり、町内においては集落内を通過する主要道路があり、特に主要地方道近江八幡竜王線や一般県道春日竜王線が顕著であります。これらの路線については、集落内の生活道路と通過交通の道路が一緒になっており、地域住民にとっては非常に危険な状況であると認識していることから、バイパス化の対策が必要であると考えており、第六次竜王町総合計画、竜王町都市計画マスタープランなど町の計画にも位置づけております。

このことから、過年度より滋賀県知事及び東近江土木事務所長に対して、必要性を強く訴え要望させていただいてきており、結果、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に、近江八幡竜王線(庄・林)が着手時期検討路線として初めて位置づけていただくことができました。

今後につきましては、アクションプログラム掲載事業の推進に加え、本町全域の安全安心な道路整備について、引き続き粘り強く要望を行っていきたいと考えておりますので、議員におかれましても御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、若井議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 若井議員。

○3番(若井政彦) 各所で道路改良なり対応いただいて、ありがとうございます。 どうしても道路の関係になりますと、やっぱり車に乗っている者の視点でしか 考えてしまわないということになろうというふうに思いますが、これまでから警察、あるいは道路管理者、そして学校、歩行者なり道路利用者等々、関係機関と 一緒になって道路点検等をやられているというふうに思いますが、そういったことをさらに進めていただきたいなというふうに思いますし、やっぱり道路というのは本町の場合、企業の立地も増えてきた、さらにまた誘致による車両の増、工場や商業地が増えていく、そういったことでどんどんどん交通量が増えることが予想されます。特に竜王町の場合は、県下でもそれが際立っているというふうに思います。かれるでは光客の誘致や集客、こういったことにも環境整備が必要だなというふうに思います。

そういった意味では、「環境」、「経済」、そして「社会」というこの3つの 柱を一つ考慮していただきながら、全ての人がどこにいても安全安心に快適に移 動できる、こういった道路空間や歩行者空間というものをつくっていただく、そ の道路交通環境整備というものを今後とも積極的に進めていただきたいなという ふうに思います。

そこで、先ほどの道路網の関係でございますが、どうしても車社会でございますので、人と車の共存ということは避けては通れないわけでありますけれども、やっぱり道路網を考えるときには、都市計画マスタープラン、あるいは道路整備アクションプログラム、こういったことがどうしてもハードルになってきます。思うままになかなかならないということでありますが、先ほど同僚議員も、インター周辺の関係とか産業候補地の関係で、道路との関係も質問もされておったわけでございますが、やっぱり新たな道路網、災害も考えたときに、そういった道路網が必ず必要になってくるなというふうに思いますので、ここについては、住民生活と画した中でのそういった道路網を一つ大胆な発想で、思い切った発想で、ちょっと竜王町の道路地図を変えるぐらいの、グランドデザイン構想じゃないですけれども、何十年か先のまちづくりということを考えながら大胆な発想で一つ道路網を考えていくと、こんなことを今から考えていくことも必要じゃないかなというふうに思いますが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○副町長(杼木栄司) 若井議員の再質問に、私の立場でお答えしておきたいと思います。

まさに政策論ということになってくるのかなと思います。

先ほど建設課長が申し上げました第六次総合計画、さらには都市計画マスタープランにおいても、そういった委員会等も開催しながら、町としては思い切った将来の道路構想を立てていこうという中での考え方の1つとして、少し議員ほど大きなことは掲げてはおりませんが、いわゆる昭和の初期から通っている集落内の大きな県道について、バイパスをしっかりもう掲げていこうと、このことについては地図に載せながら要望活動をして、第1弾道路アクションプログラムに載せさせてもらったということでございます。

こういったことも引き続きしっかりさせていただきたいのと、もう一点、町の将来計画に載っておりますが、竜王インター周辺で、特に松が丘を通っております東西線のところについても構想上はございますので、そういったことも含めて、いわゆる名のとおり東西への連携は重要なポイントかなと思っておりますので、私の立場としては、そういったところにもしっかりと目を向けながら進めていき

たいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 若井議員。
- ○3番(若井政彦) 本当に竜王町は、滋賀県でも交通の要所地のようなところになってきたというふうに思いますので、今の東西線の話もそうですし、できるだけアクションプログラムに掲載ができますように、一つお取組のほうをよろしくお願いして、この質問についての発言を終わりたいと思います。
- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇3番(若井政彦)** それでは、2問目でございます。

河川環境整備は、ということで質問させていただきます。

本町は天井河川が多いために、高水敷地の利活用よりも不法投棄や防犯対策に これまで重きを置いてきておりますが、各河川に相応の高水敷地等がある場合は、 例えば住民が憩えるような河川公園などに利活用することも検討してはどうかと 考えます。もちろん関係法令がございますので、その許容の範囲であるというこ とでございますが、それらの考え方について伺いたいと思います。

- 〇議長(小西久次) 市岡建設計画課長。
- **〇建設計画課長(市岡忠司)** 若井政彦議員の「河川環境整備は」の御質問にお答 えいたします。

本町には14本の一級河川とその他多くの普通河川が流れており、議員仰せのとおり、河川敷を有効活用できるよう公園や広場として整備を行ってきたところもございます。例を挙げますと、薬師地先の善光寺川地蔵谷付近においては、滋賀県の砂防事業により、地域住民の憩いの広場を整備していただいており、住民同士の触れ合いや自然豊かな渓流との触れ合いの場として御利用いただいております。山面地先の山田川付近においては、砂防指定地内を活用し桜並木と芝生広場を整備し、あずまやで休憩いただけるような広場として整備しております。また、一級河川日野川敷きでは、川守地先に農村運動広場を整備しており、地域の子どもたちの野球練習等に御利用いただいております。

今後におきましては、現在薬師地先の祖父川左岸堤防において公園整備を進めており、グラウンドゴルフを通した豊かなスポーツライフの充実に寄与したいと考えております。その他、将来的なこととなりますが、日野川の河川改修が進められますと、河川跡地等のスペースができると考えられますので、その有効活用についても、県と連携し検討してまいりたいと考えております。

以上、若井議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 若井議員。

○3番(若井政彦) 確かに本町は多くの河川があり、天井河川もございます。どうしても河川敷といいいますか、堤防に不法投棄のごみ等が捨てられたりとか、そういったことが往々にしてあるわけでございますが、やっぱり見た目というか、第一印象ってすごく大事だなと思いまして、本町を訪れた皆さんが、もう一度行ってみたいな、もう一度訪ねたいな、そんな景観が、まず竜王町に入っていただければ、名神を走っていても日野川、祖父川、そういった川を通って横断していきます。さらにまたインターを降りて来られたら、祖父川を渡って来られるとかいうふうなこともありますが、そこが、例えば住民の方がちょっと憩えるような河川公園みたいなのができていれば何かすごく良いのになと、また来ていただけるんじゃないかなというふうなことをちょっと思った次第であります。

新年度予算にも上程されておりました、先ほど回答でもございましたが、健康づくりのスポーツ拠点としてグランドゴルフ場を河川公園として整備されるということもございました。これも健康づくりというふうな視点があるわけでございますが、あと、割と幅広いといいますか、奥行き、あるいは長さがそれなりにある高水位敷地が多くございますので、そこを住民の皆さんが、例えば夏の夕方に散策するとか、そんな公園があってもいいんじゃないのかなと。

水のところに文化が生まれたということは長い歴史の中で証明されておりますが、そういったことから、河川と私たちの生活というのは非常に関係が深いということでございます。一たび豪雨になると牙をむくというふうなこともございますが、平常時には本当につかれた心身をいやしてくれる、そんなこともあるというふうに思いますので、そういう意味で河川の環境を整備いただければなということで今回、質問をさせていただいたところでございます。

所管する管理者ともこれは協議が要るとか、様々な課題もあろうというふうに 思いますが、本町の河川環境図みたいなものも作るようなことも考えながら、一 つ整備をいただけるような考えはないかなということで、改めて考えをお聞きし たいなというふうに思います。

〇議長(小西久次) 市岡建設計画課長。

〇建設計画課長(市岡忠司) 若井政彦議員の再質問にお答えいたします。

今いろいろとお話を聞かせていただきまして、特に出てきたのは祖父川という 辺り、また、日野川についてもそうでございますけれども、まず今1点、次に薬 師地先の祖父川公園ということで現在計画させていただいております箇所につき ましては、堤防敷きの活用ということで、堤防のいわゆる高いところの、堤防の 上の活用ということで考えさせていただいております。

それから、全体的な構想という中でですけれども、今現在としましては、やはり日野川改修が進められてきましたときに、その改修後の高水敷をうまく活用していけないかなというところで、これから検討も改修に合わせてしていこうというようなところでございますし、また祖父川につきましては、一部高水敷となっているところもあるにはあるんですけれども、例えば小口地先も二段になっていて高水敷という形にはなっているんですが、年間の中の大水が来たときに、どうしても年に数回ぐらいはちょっと過ぎてしまうような位置にもなっておりますので、日野川にしろ、祖父川にしろ、高水敷の活用に当たっては、やはり河川改修を踏まえた後の一定安全性を担保できる中での活用がふさわしいのかなというふうに現在は考えております。そういった将来的な河川改修を踏まえる中で計画できれば、そういう形でしていければというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇議長(小西久次)** 若井議員。
- ○3番(若井政彦) 高水敷なんかを整備すると、健康づくりに一番効果的かなというふうに思います。併せて、環境の保持や保全ということにも寄与するのかなというふうに思いますので、健康づくりと環境面の二刀流というふうなことで、一つお考えもいただければまたありがたいかなというふうに思いますので、今後も一つまた検討もいただければというふうに思います。

次の質問に行きます。

- **〇議長(小西久次)** 次の質問に移ってください。
- **〇3番(若井政彦)** 3問目でございます。

中心核整備の将来像は。

2030年のまちの姿を描いたコンパクトシティ化構想と2050年のまちの姿を描いたグランドデザイン構想において、2030年まで6年となる今、人口減少は全くとどまらず、将来のまちづくりへの展望を持てているのか不安であります。

そこで、本町のこの構想の次の展望について伺います。

- 1、コンパクトシティ化構想における居住ゾーン・複合ゾーンはスケジュール どおりに実現するのか。
- 2、この地域における農地利用の姿を描く地域計画との整合は。

お願いします。

- **〇議長(小西久次)** 谷未来創造課長。
- ○未来創造課長(谷 大太) 若井政彦議員の「中心核整備の将来像は」の御質問のうち、1点目の「コンパクトシティ化構想における居住ゾーン・複合ゾーンはスケジュールどおりに実現するのか」についてお答えいたします。

まず、居住ゾーンにつきましては、竜王小学校の移転新築後に現校舎跡地を含む周辺一体で整備を予定していますので、現小学校の移転後速やかに整備を進めたいと考えております。

現在、居住ゾーン整備基本構想の策定に向けた作業を進めており、当該地域の 法規制や立地環境の整理、人口の流入や流出、通勤通学等の状況の分析、周辺の 住宅エリアの情報収集等を行っております。これらの結果を基に、次年度におき ましては基本方針の策定・公表を行い、開発事業者の募集・選定へと進めていく 予定でございます。

また、複合ゾーンにつきましては、飲食店やカフェ、医療機関やホームセンターなどの民間活力を誘導し、利便性が高くにぎわいのある空間とする想定ですが、リーディングプロジェクトである交流・文教ゾーンやそれに続く「居住ゾーン」の整備や入居の状況に加えて、町民の皆様のニーズや進出企業の動向などを見極めながら、具体的な構想や開発手法等を検討していきたいと考えております。

居住ゾーン及び複合ゾーンいずれの整備につきましても、民間主体の開発を想 定しているため、具体的なスケジュールをお示しできる段階ではございませんが、 竜王町コンパクトシティ化構想の実現に向けて、社会状況や地元の意向等に留意 して着実に準備を進めていくことを申し上げ、若井議員への回答といたします。

- **〇議長(小西久次)** 富家農業振興課長。
- **〇農業振興課長(冨家和典)** 続きまして私からは、若井政彦議員の「中心核整備の将来像は」の御質問のうち、2点目の「この地域における農地利用の姿を描く地域計画との整合は」についてお答えいたします。

若井議員の御質問にあります「地域計画」につきましては、農業経営基盤強化 促進法の改正を受け、全国で令和5年度から令和6年度にかけて作成が進められ ているところであります。

本町におきましても、この期間内に全農業集落での策定を目標に進めているところでありますが、中心核整備が進められている地域のうち、「交流・文教ゾーン」及び「居住ゾーン」が含まれる集落につきましては「地域計画」の前身とな

る「人・農地プラン」を令和4年度末に策定されました。この策定の過程で、農家の方や集落にお住まいの方、若い世代の方々も参画され、農業の担い手の変化や中心核整備の進捗も想定した5年後、10年後の農地利用が分かる将来地図も策定されましたので、「地域計画」につきましても中心核整備と整合が図られるものと考えています。

一方、「複合ゾーン」が含まれる集落につきましては、中心核整備のスケジュールが具体化する過程で、「地域計画」との整合も含めて検討していくものと考えておりますので、若井議員はじめ議員皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

以上、若井議員への回答といたします。

〇議長(小西久次) 若井議員。

○3番(若井政彦) コンパクトシティ化構想が2030年までということで、その間に各ゾーンが完成するのかなというふうなことを、実は令和元年7月でしたか、地元のほうに説明に来ていただいたときに構想の話がございましたので、そういうものかなというふうに地域の人も思っているというふうな状況がございました。ところが、どうもそういうことにはなかなかいかないかなというのが現状だというふうに思います。様々な課題もあるだろうというふうに思いますけれども。

特に居住ゾーンにつきましては、総合計画にもございますけれども、2030年の目標人口が1万1,000人以上ということでございます。一方で、国立社会保障人口問題研究所の人口推計が1万612人ということで、これは総合計画にも記載されてあるわけでございますけれども、ここに400人の差がございますが、このことも克服していかなならんということで、居住ゾーンをやって人口増を図ろうと、こういうことだというふうに思うんですが、その居住ゾーンについては、現在もう既に新年度予算も計上されておりますし、検討業務の委託もされているということで具体的に取組が始まっているわけでございますが、新年度にはニーズ調査といったこともやられるということも聞き及んでいるわけでございますが、そこにどういうニーズがあるのか、居住ゾーンに来たいなと思われるニーズを取るときに、複合ゾーンももう少し具体化されていたら、そのニーズの集約というのがもっと高まるんじゃないかなと、中心核全体が、こういうふうな構想があってこうなるんだな、何年頃にこうなるんだなということがあれば、そこへ住もうかなというニーズも高まってくるんじゃないかなというふうなことも

思いますので、そういう意味では、住居ゾーンの到達点、あるいは複合ゾーンの 到達点みたいなものももうちょっと明らかにしていただくわけにはいかんのかな というふうなことを思っていますが、その辺についてお考えを伺いたいと思いま す。

〇議長(小西久次) 西田町長。

〇町長(西田秀治) 若井政彦議員の御質問にお答えしたいと思います。

中心核整備については、いろいろな議論もいただいています。中心核にとりあえずは教育施設を集合させようということで今、進めているところでございまして、もちろん学校も中核施設でございますし、そこに町民の皆さんの希望、特に子育て世代の希望も織り込んだ公園とか、どうしても必要になってくる学童保育とか、本当に古くなっている認定こども園とか、給食センターとか、こういうものを一体整備することで、利便性の高いゾーンをつくろうということで今進めているところでございます。とりあえずそこが進んでくれば、ただ、まだそこの利用にしても、総論賛成いただいていると我々は理解していますけれども、財政計画が心配だといういろんな声もいただいているところでございます。まずそれをしっかり進めなきゃいけないというのが我々の基本的な発想でございます。

それに続いて、今担当課長が言いましたとおり、移転した学校跡地、次に移転してくる認定こども園、これを宅地化しようということでございますけれども、これは本当に竜王町の一番大きな課題として、住む場所を造らないといけない、それもできるだけ若い人が住みたいと思ってくれるような場所を造らなきゃいけない、ということでその発想をしているわけです。

ただ、今後の財政状況も、もともとこの事業については住宅地の問題、それから複合施設の問題、これについて私は調査業務とかコンサル業務とか、そういうものについてはもちろん調査しないといけないし、事業化の問題も検討しなきゃいけませんので、現時点で一部町の税金を使わせてもらっていますけれども、その開発事業自体に町の税金を使うという思いは持っていません。だから、そこの許認可を通じて事業主体の方に、ここに住居を造って、そこを住宅地にすることによって民間に事業をしてもらうというふうに私は思っています。

加えて、商業施設の集約という意味で今、平和堂の北側のゾーンにそういう利 便施設を造っていこうと。具体的に問合せもあるんです。いろんな事業をそこで やりたいという申出もあるんですけど、議員も御理解していただいているとおり、 今は教育施設を集めている段階ですので、今の時点で、じゃあ複合ゾーンで商業 施設をさらに追加しようって具体的にその話を進めてしまうと、ある意味、魅力は増えるかもしれませんけれども、やはり順序立ててやっていかないと、さらに財政の心配もされるところもあると思いますので、我々としては着実にやっていこうと。できれば、複合ゾーンは自然発生的に、この場所を使って事業をしたいという、ぜひこの地域でもやりたいという声もあることはあるので、そういう意味でそういう事業をそこで展開していただけるような環境づくりができれば、私はそれで進めていきたいと思うんですが、まずは順序立ててやっていかないといけませんので、我々としてはそういう進め方をしようと。

総合的に考えれば、やっぱりおっしゃるように中心核に利便性の高い整備ができて、住宅もできて、さらに複合施設もできてというふうになりますと、全体として進んでくるんだろうと思います。やりたいことはいっぱいあるんですよ、先ほどおっしゃったインフラ整備の問題にしても、グランドデザイン構想で、基本的には大枠の道路について今は考えてますけど、そういうことも進めたいし、いろんなことをしたいんですが、まずは今はもう中心核整備に力を集約して、これをまず進めることで次のステップで、研究は今同時でやってますけど、住宅地を造る、それから、おっしゃるようにもっと利便性を高めるために複合施設を造る、このゾーン全体の開発をしたいというか、ただ、中心核の教育施設は公共施設ですから、御存じのとおり役場がやらなきゃいけませんけれども、それ以外は基本的に民間がやってくれるようなゾーンにしたいというのが今の我々の考え方でございますので、そういうふうに進めていきたいと、進めていこうというふうに思っております。御理解をいただければありがたいと思います。ぜひ応援をしてもらいたいというのが我々の思いでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○副町長(杼木栄司) ただいま町長の大きな目標を言われたところですが、少し 事務方として具体的な話をさせていただきたいかなと思っております。

議員がおっしゃったようにちょうど4年前の折に、こういったコンパクト構想、中心核の話を、やはり地元の皆さんにはお話をしやなあかんなということで、町全体の説明会の前に綾戸と小口の代表者の方にはお話をさせてもらって、それ以後、こういった流れを進めさせてもらっておるところでございます。

特に居住ゾーンにつきましては、綾戸に入らせてもろたときに、協力はすると、 いわゆる学校なり交流・文教ゾーン、そこは協力していこうということなんです が、小学校を建てたけど残ったままずっと置いてあるって、それはないやろなということで、小学校跡地をしっかりと居住ゾーンをしながら、竜王町の課題を克服していきたいということで、そういったいわゆる要請もいただいておりますし、限りなく新小学校の建築のめどが立てば、今現在も準備は進めておりますが、そういった民間の動向調査をしておりますが、議員の皆様もちょうど御確認をいただいておりますように、いわゆる学校のところの新しい道路と現在の学校の間には2~クタールの農地がございますので、それも含めて居住ゾーンということで町は構想立てをしておりますので、これはいわゆる土地利用、土地開発の上では、ある程度いろんな作戦を取りながら土地利用のことについて進めていかなければならないというような部分の農地でございますので、その農地の開発の手続の手法と、そして、民間の方に居住ゾーンいろいろ開発なり住民の皆さんのニーズを、これは並行して進めていくということになりますので、遅れることなくということでございますが、まずは目の前の大きな課題に、小学校なり、施設の建設と併せまして、居住ゾーンに向けてはそんな準備をしているということで御支援もいただきたいと思います。

併せまして複合ゾーンにつきましては、いわゆる民間の動向とかの情報を入れながらしっかりと進めていきたいと思いますが、これまた農地のことでございますので、地元農家の方とか、今おっしゃった地域計画との連動制ということで、10年を見据えてという中では、途中の変更もありますけど、一つはそこら辺が目途かなというのが私の思いでございますので、応援いただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げておきたいと思います。

〇議長(小西久次) 若井議員。

○3番(若井政彦) 先ほどの再質問のときに実は言い忘れまして、本来ですと居住ゾーンのほうは検討業務に入っていただいたと、やっぱり同時に複合ゾーンも一緒に検討業務に入るのが本来じゃないかなと、そのことを言い忘れましたので、そうでないとよりニーズの調査も高まらんのん違うかなと、そこをまたちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

先ほど、5年前に私の小口にも説明に来ていただいたんですが、実はそのときはもう地権者もできたら寄してくれということでした。地権者も来ていました。 そのときに構想だけの話でしたので、地権者にしてみりゃあれからどうなったんやろう、どうなるんやろうという不安がやっぱりございます。そういった意味では、社会状況や地元の意向等にも留意してということで回答をいただきました。 やっぱり地元の意向も調査をするようなこともやっていただかんと、いきなりとなるとまた地域も混乱しますので、できれば居住ゾーンと同時並行に、委託業務にするのはそれは別として、歩みとしては両方で一緒に進めていくのがベストじゃないかなと、居住ゾーン、複合ゾーンをセットで、中心核の中でですけれども、そういうふうな考え方でやっていただくのがいいんじゃないかなというようなことをちょっと思いますので、最後、その辺の考えだけお聞かせいただけたらと思います。

〇議長(小西久次) 西田町長。

〇町長(西田秀治) ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

私の思いは、一緒にできるだけ早くやりたいんですよ、要は。ただ、いろんな 課題が重なっておりますので、順番立ててやらせていただきたいと言うふうに思 っています。ただ、議員の皆さんが早くやれと、早くやれともう、ちゃんと予算 もつけるからということであれば、またそれはそれとして考えてまいりますけれ ども、少しそこはまた皆さんの御意見を集約いただいたらありがたいなと思いま す。

ただ、何回も申上げてますけれども、いろいろ御心配もいただいてますので、 そういう御心配にちゃんと答えるようにしながら着実に進めていく、その順序と しては学校が最初で、次に住宅の準備をしていくのと複合ゾーンもできるだけ近 接で、もちろん御心配かけないように説明が必要ならしますし、そういうように 思っていますのでどうぞよろしくお願いします。

いずれにしても、なかなかやることがいっぱいあるので、そこはどういう順序で、優先順位をどうつけていくか、それについてまた議会のいろんな指導、アドバイスもいただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

〇議長(小西久次) これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。 これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

散会 午後5時34分